

層階級の間に根強い勢力を獲得して今日に至つた。

因にいふ。箏を弾くに假甲を用ひる事はいふまでもないが、しかし爪弾によつて斯道を嗜むものは古來大抵爪を惜しんで生やしてゐたといふ。『源氏物語』に、宮の姫君へ紅梅のきめきこえ給へば、くるしとおぼしたる氣色ながら、爪弾にいとよく合せて、唯少しかき鳴らし給ふ。とあれば、爪弾きといふ嗜みは古くよりあつたのであつて、齋宮（村上天皇の女御微子）の方が、箏を弾き給ふに際し、右の御手の爪を惜しみ給ひ、常に左がちにお弾き遊ばされたのがお僻せとなつたといはるるのをみれば、昔は一樣に爪を嗜んで生したのであらう。假甲はもと漢土の製であつた。『資暇録』に、今彈琴或削竹爲甲、以助食指聲者亦因沂公也、嘗患代指而舊甲方墮新甲未完、風景靡澄援琴思泛假甲、於竹聊爲權用一名德既崇人、爭做好事者且司徒甲云々とあるほか、『山堂肆考』に、一伎女鹿角を琢いて琴を弾く爪となすとあれば、假甲を用ひて琴を弾くのは、漢土の習俗より移つたのであらう。

第八章 雜 遊

一 彈棊 彈棊は黑白の石十二箇を各棊條の端に並べ合ひ、どの石からでも自由に指にて弾き、中央の凸起點を越えて向ふの石を打ち、打ち當ればその石を取り、打ち外したりまたは他の石に觸れたりした場合は反對にその石をとらるのであつて、主として指尖の働きを敏活ならしむる遊戯だつた。その發祥は詳かでないが、西紀一三九九年頃より一六四四年頃の間支那に於いて創案されたのであつた。

『西京雜記』に、

成帝蹴鞠、群臣以蹴鞠爲勞體、非至尊所宜、帝曰、朕好之、可擇依而不勞者奏之、家君作彈棊以獻、帝大悅賜青羔裘紫絲履服以朝觀。

とある。茲に成帝とあるは漢の武帝であり、家君とあるは劉向の事である。彈棊はかくしてわが崇神天皇の朝劉向の爲めに創案されたのであるといふ。しかし『潜確類書』には、彈棊（中略）世說彈棊始自魏宮内、妝奩戲也。文帝於此戲特妙、用手巾拂之、無不當。有客自白能、帝使爲之、客著葛角低頭拂棊、妙踰文帝。とあれば『西京雜記』のいふところと異なり魏の宮内より始まるといはれ、二説その主張を異にしてゐるが、是否はとにかく『古今詩話求食』に、彈棊有譜一卷皆唐賢所爲、棊局方二尺、中心高、如覆盆、其頭爲小壺、四

角微越、此餘徐廣彈碁經、劉孝孫事原、蜀父谷備忘小抄。とあれば、唐賢によつて彈碁譜一卷が作られ、徐廣によつて、彈碁經が作られたのは事實であるから、如何に盛大に遊事せられつたかを想像しうるであらう。日本への傳來系統は明瞭を缺く恨みはあるが、當時の遣唐生たちによつて傳來されたか、もしくは唐僧の來朝にさいして貢獻されたかのいづれかであらう。日本に傳來後圍碁・雙六と竝んで官中の臺盤所に備へつけられてあつたのであるが、彈碁の遊事は圍碁・雙六の如く盛時代にめぐまれることなくして終つてしまつた。

『源氏物語』須磨の卷に、

ごすごろくのばんてうどたぎのぐなど、お中わさにしなして、ねんすのぐおこなひつとめ給ひけり。

『同紙』椎本の卷に、

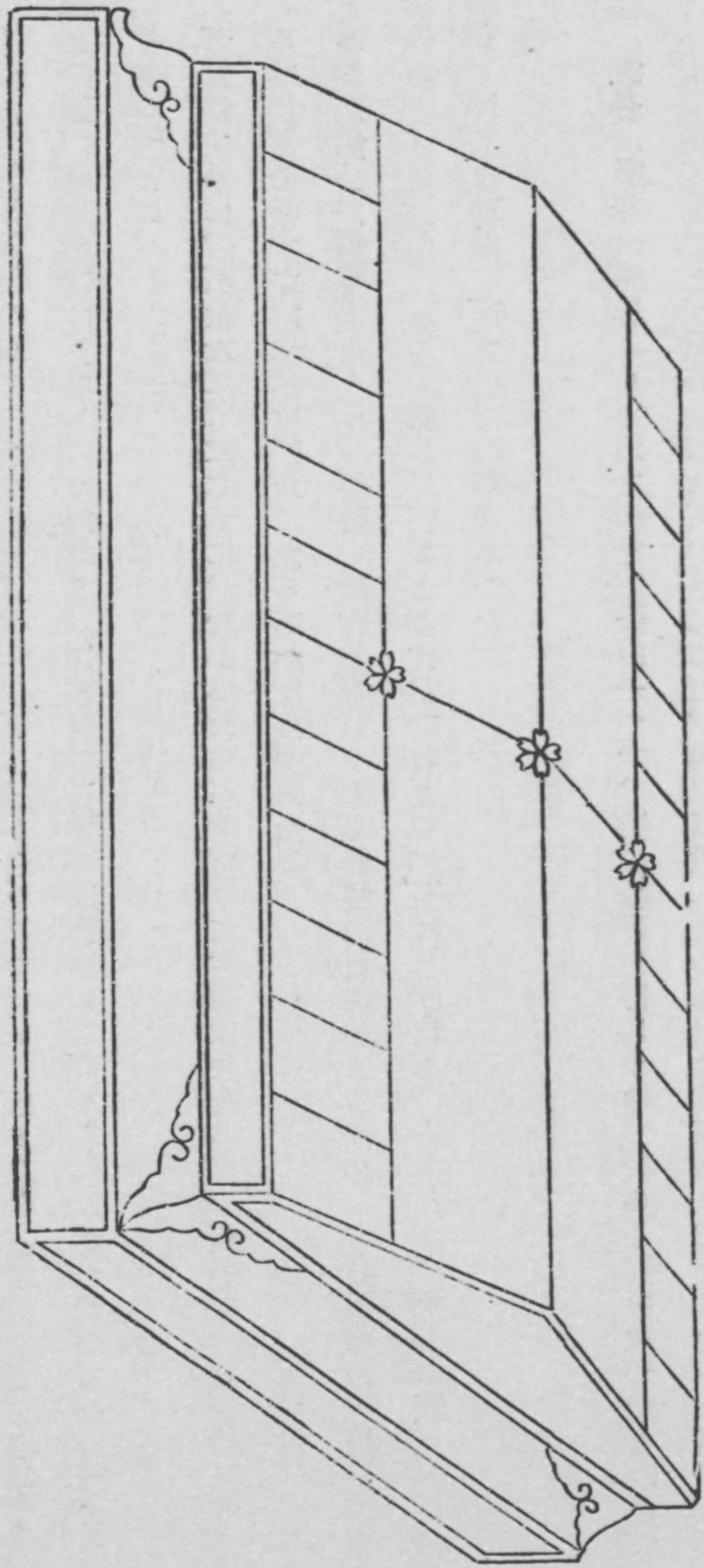
所につけたる御しつらひなど、おかしうしなして、ごすごろく、たぎのばんどもなどとり出て、こころこころにすさびくらし給ひつ。

とあれば、平安朝時代には既に存在して、貴人の心すさびに翫られたのは事實であつた。しかし須磨の卷と椎本卷とに遊事例いがのこされてあるほか、他に遊事例とすべきものは全然みあたらず、僅かに、『和泉式部集』四に、

いたづらにあればわが身もあるものを

はなれむまとて人やとりけん

と、旅に立つ人のもとから、彈碁の盤を貸しあたへよと望まれたのであつたが、合僧彈碁の盤が失せてゐたの



『微古録』所載彈碁の盤

で、かく三十一字に綴りなして、ことはりの文にかへておくつたをりて和歌がみえてゐる。思ふに『源氏物語』に、田舎わざと輕蔑せられつつあるのをみると、徒らに臺盤所に備へられながら一向顧みられなかつたのであらう、もつとも當時碁盤の端に白黒の石を並べて、互に向ひ合ひ石を弾いて遊ぶれ戲、後世のキシヤゴ弾きの如き、石弾きの遊びなぞが既に存在してゐたので、彈碁盤の石弾きは誰からも顧みられなかつたのであらう。

『徒然草』下に、

碁盤のすみに、石をたててはじくに、むかひなる石を守りて、彈はあたらす、我手もとをよく見て、ここなるひじりめをすぐにはじけばたてたる石かならずあたる。

とあるが如く、彈碁とほとんど遊戲的性質を等しうする碁盤の石弾があるほか『宇都保物語』祭使の卷には、なかのおとどに、かうしんし給ひて、おとこ女かたわきて、石はじき給ふ。とあれば、彈碁の顧りみられなかつたのも、以上の理由に基づいての事であつた。

二 亂碁 亂碁は圍碁より案出された遊戲の一つで、指に碁石を押しつけて數多く石を取つたものを勝ちとするといふ『鹽尻説』と、亂碁とて白石のみにて打、四ツ目殺しといふ事なす事あり、それをいふ賦、と異説をなす『類聚名物考』とがあつて、兩説その主張を異にしてゐるが、要するに當初行はれた亂碁は『鹽尻説』の如く、碁石を盤上にばら撒き、これを指に押しつけてとつたのであつたが、はるか後代に至り『類聚名物考』の主張とは全然異なつた筋打ちの亂碁が行はれるに至り、時人はこれにチキリなる名稱を冠するに至つた。

この遊戲は、天祿四年五月二十一日、圓融院の帝が一品宮に渡らせたまひ、亂碁に興ぜられたる折り、一品宮が勝負に負け給ひしにより、

天のがは夕べすすしきたなばたに

扇の風をなほやかさまし 中 務

かく詠んで、かの宮より扇に張り薄様にをりつけて大番所に獻られた。『拾遺和歌集』とあるのが、史的初見で、當時行はれつつあつた亂碁は、『鹽尻』説の如き遊法であつたと斷じうる故因は、

『續世繼』あま川の卷に、

この中宮の姫君、二條の大宮とて、女院の御弟おはしましし、令子内親王とて、齋院になり給て、後には鳥羽院の御母にて、皇后宮に成給て、大宮にあがらせ給にき、いと心にくき宮のうちと聞侍りしは、侍従大納言、三條の大臣などまだげらうにおはせし時、月のあかりける夜、様やつして、みやばらをしのびて、立聞給ひけるに、中略うちに源氏よみて、神こそいみじけれ、葵はしか有など聞えけり、だいはん所の方には、さされ石まきて、らんごを拾ふおとなどきこえけるをぞ、昔のみや原もかくや有けん侍りける。

かく、さされ石を撒いて亂碁を拾ふとあるによれば、平安朝時代に遊事された亂碁は、指に押し當てて亂れた碁石を拾ふところより名づけられた遊戲的名稱に相違ないと思ふ。もしこれが筋打ちの目安亂碁なれば、決して小石を巻くとは表現せず、盤に並べると表現すべきはずである。従つて當初の亂碁は『鹽尻』説の如く、極めて幼稚なものだつたに異ひなかつた。

これが室町時代となつてメヤス亂碁、一名チキリなる亂碁が行はるるやうになつた。
『言繼卿記』に、

大永十八年九月二十五日、辛卯、禁裏御楊弓之間、四時參内、各參之間、八時分始中略御楊弓之後、亂碁有之、御懸物被出、薄様五枚白貝三香包二入之、右衛門佐拜領也、同各杉原十枚宛之、五時分退出。
天文十八年九月一日丁卯、七時分、御楊弓ニ早々可參之由有之、則參内、御楊弓廿一度有之、中略其後亂碁有之御見物中略博士亂碁有之、新中納言勝也、二日戊辰、禁裏御楊弓之由候間、巳刻參内中略次亂碁有之、各杉原五枚懸之、永相朝臣勝也、酉下刻退出、三日己巳禁裏東坡點之事ニ參内、竹内殿予、新中納言、菅宰相等、於記録沙汰之、竹予新於番衆所亂碁有之、出御御覽了、新中納言勝也、杉原不數新ニ七枚竹内ニ三枚、予負了。

とある如く、亂碁へ特にチキリと振り假名してあるのをみれば、遊戯的名稱を異にするに至つたのをみとめうると思ふ。このチキリはまたメヤスランゴともいひ、碁石の白黒を一つに交せて、碁盤の目を四方に一目のこして、四方の角に白石二つ、黒石二つ、以上四つを置いて、是を目安とし、かくて五人か七人並んで（丁數にせず半數にする）その石を目に従つて横に走り、たとへば白石なれば、その次に横に走つて横に續いただけの黒石を取る。但し一度は白石、一度は黒石をつかふのであつて、人數が五人か七人なれば、同じ人が一度は白、一度は黒をつかふを定規とし、かくして取り行けば後には全部の石を取り去ることとなるので、その後とつた石數をそれぞれ計算して勝つたものが、賭物を取るであつて、平安朝時代にはあまり賭物を賭ける例をみなかつた

が、當期に至つて博戯化するに至つたのであつた。

三 韻塞ぎ 韻塞は掩韻ともいふ。古詩の韻字を塞いで上句を読み、下の韻字を當てあふのであつて、古昔及第の對策に古語の中を出し、上下を塞ぎ、それが如何なる文章であるかを當てしめさせたものから思ひつかれたものであらう。この遊戯は主として平安朝時代、偏つぎと並んで雅遊中の雅遊と稱され、文藻に富んだ高貴顯紳によつて盛んに行はれた。

『源氏物語』神の巻に、

はかせどもをめしあつめて、ふみつくり、わむふたぎなどやうのすさびわざどもをもしなどころをやりて、宮つかへをも、おさおさし給はず、御心にまかせて、うちあそびておはするを、世の中にては、わづらはしきことども、やうやういひ出る人人あるべし、夏の雨のどかにふりて、つれづれなる頃、中將さるべきしう共、あまたもたせまいり給へり、とのにもふどのあけさせ給て、その道の人わざとはあらねどあまためしたり、殿上人も大學のものとほほうつどいて、ひだりみぎにこまどりにかたわかせ給へり、かけものどもなどいとなくていどみあへり、ふたぎもてゆくままに、かたきいんのもじどもいと多くて、覚えあるはかせどもなどの、まどふ所々を時々うちの給さま、いとこよなき御さえのほどなり、いかでかうもしもたらひ給けん、なをさるべきにてよろづのこと、人にすぐれ給へる成けりとめで聞ゆ。

とあれば、花合せの時のごとく左右に方をわかち、互ひに詩を出し、韻字を塞いで懸物をかけもつて韻字をあ

てあふのであつた。このほか、

『同書』浮舟の巻に、

大内記なる人の、かの殿にしたしきたよりを覺し出てあまへにめす、参れり、おんふたぎすべきに、集ども
えり出て、こなたなるづしにつむべきことなどの給はせて下略。

とあり、さらに『枕の草紙』に、志たりがほなるもの、おふたぎの明とうしたるとあるは、韻字をあてえざり
しものことをいつたのであらう。また、

『中務集』に、

山山のしげりをわけて鳴く鹿の

いかでともの人尋ぬらん

とあるは、堀川中納言が韻塞ぎの所にめされたるをりかく三十一字を詠まれたのであるといふ。

以上の引列によつてみるが如く何れも詩材に富める貴人の雅遊であつたといふ前説を肯定しうるであらう。こ
の遊戯の手法は一聯の詩を左方・右方のいづれよりか出すにさいして、まづ、

行盡江南數十 曉風残月入華

朝元閣上西風急 都入長楊作雨

と、かやうに韻字を三字書すに相手方に出すのであつて、座客一同これを見終り、それぞれ思ふ韻字の塞いで
ある箇所に埋め、列座埋め終つてやがて開き源韻と合ふ者を勝とするのであつて、たとへば、

行盡江南數十回 曉風残月入華盃

朝元閣上西風急 都入長楊作雨來

と、かやうに韻を塞ぎたる者は、これを妄填と稱して負となるのであつて、

源韻は、

行盡江南數十程 曉風残月入華清

朝元閣上西風急 都入長楊作雨觀

であるから、かくの如く源韻に合つたものを勝ちとするのである。その秘訣とさるるものは、一には古詩をよ
く暗じ、二には韻礎の熟字を覚え、三には古人の詩の意を知るの必要とされてゐた。

四 偏繼 へんつきは韻塞ぎと並んで雅遊中の雅遊とされ、平安朝時代の遊戯中頗る智的なものであつた。

『源氏物語』九奏の巻に、

つれづれなるままに、ただこなたにて暮うちへんつきなどし給ひつつ、日をくらし給に、こころばへのらう
らうしう、あいぎやうづきはかなきたはおれごの中にも、うつくしきすぢをしいで給へば、おぼしはなち
たる年月こそ、たださる方らうたさのみはありつれ。

『同書』橋姫の巻に、

御念ずのひまびまには、此君だちをもてあそびやうやうおよすけたまへば、ことならはし、暮うち、へんつ

きなどは、はかなきあそびわざにつけても、ころばへどもをみ奉り給に下略とある如くいづれも碁打ちへんつぎとその名を竝べてあるにみても、雅遊の一種であつたといふ説を肯定しうると思ふ。

このへんつぎは文字の偏につくりをそへて、何の字となるかをしることであるともいひ、また稱名院説によれば、文字のつくりと偏とをわけ、つくりをかくして偏をつけて何といふ字になるかをいひあつたはむれであるともいひ、二者その主張をことにしてゐるが、稱名院説の方が妥當なる主張であつた。

『枕の草紙』四に、

一日しもにくらしてまいりたれば、よるのおとどにいらせ給ひにけり、なげしのしもに火ちかくとりよせて、さしつどひて、へんをぞつく、あなうれしやおはせなどみつけていへど、すさまじき心ちして、何しにのぼりつらんとおぼして、すびつのもとにゐたれば、又そこにあつまりゐて物などいふ。

ここに偏をつけると特にことわつてあるによれば「稱名院」説の正しさを認め得るであらう。偏繼の遊事例はこの外にも『榮華物語』木の雫の條にみえてゐるが、平安朝以後にはあまり行はれなくなつてしまつた。

この篇繼に胚胎して、後世徳川家の中期頃に至り、文字合せといふ遊戯が行はれた。これが遊法は草冠・木篇・手篇・人篇・心篇・鳥篇・魚篇・日篇・月篇の札の中、草冠りのみを座に撒いて、その廻りに圓座を作つて集まり、順番を定め、自分の持札より齊の字のついた札を出して、齊と讀みとる。また木篇なれば毎を合はして梅と讀みとるのであつて、かくして一番多く札を取つた者を勝ちとするのであるが、しかし合せ札の讀みを異へたも

のは札を取得しえないことになつてゐた。

五 謎謎・字謎―廻文輪廻體 謎謎はある課せられたる難解なる謎をいひ解くをもつて遊戯的使命とするにあつたのはいま更いふまでもないが、いまかりに古往の謎謎の例を示せば、一人がほうくのづきんなアにと問へば、他の一人がそれはふみかむり。といひ解く類を謎謎「あそび」といふ。

そこに智的な閃めきが秘められてゐるところより、發祥以來かなり久しい遊戯的生命を持続して今日に至つた。その起原は詳かでないが平安朝時代には篇繼き韻掩ひなどと竝んで雅遊の部に屬し、閑雅なる大宮人だちの間に大いにいそしまれたものだつた。

『拾遺和歌集』なぞなぞの物語しける條に、

わがことはえもいはしろの結び松

ちとせを經とも誰かとかくべき

會根好忠

と、小野宮右衛門督家の歌合に詠じた繼歌がかくものされてゐるほか『清少納言日記』に、人の謎謎合せしける所に「かたくなにはあらで、さやうの事に、らうらうしかりけるが、左の一番はおのれいはん、さ思ひ給へなどたのむるに、その日になりて云云。」とある件に「張弓」とみえ、また『徒然草』によれば、大覺寺殿にて近習の人人が謎謎遊びに餘念なきをり、丹家の忠守が参じたるにより、侍従大納言公明が「我が朝のものとも見えぬ忠守かな」と謎をかけたのを、忠守は平氏の忠度にきかして「唐瓶子」と解き、一座の嘲笑をうけ面目を失して匂

匆退出したといふ。また『翁草』には勅製謎の御歌として、

秋風のはらへば露のあともなし

萩の上葉もみだれてぞ散る

といふ謎歌が所載されてゐる。いづれの御門の作吟ともことわつてないが、この謎歌の心は月である。といふのは、上の句にツユのあとなしと暗にユを除くことを暗示してあるのによるとツ字のみが残ることとなる。また下句に萩の上葉を散らすとあるからハを去ればギのみが残るるにより、上の句のツと下の句のキを合すればツキとなるのであつて、方今の謎謎の卑俗なるに反して古往の謎謎の遊法は如何にも典雅なものだつた。これが腥風吹き荒む群雄割據時代には、匆忙なる軍陣のをりなどにも行はれた。『甲陽軍鑑』に、永祿十二年甲州より小田原を攻める條に、内藤修理が戦功を樹てたるをり、馬場美濃守より使を差遣して「幼の具足敵を斬る」と謎を口傳させたところ、内藤即座に「小太刀」と解いたので、戦功にまさると美濃守が激賞したといふ。また同卷の味喰峠あじまのの條には、内藤方より、

まつ宵に更ゆくかねの聲きけば

あかね別れの鳥はものかは

と、美濃守方に謎歌を送ると、車車は放れ牛と解いたといふ。かく修羅の巷にあつてすこしも動ずるところなき當時の武人のゆとりある閑雅なすさびに餘念なかつたのを見ると、その優雅さに心にくさを覺えずにはゐられない。

古往の謎は如上のごとく上品でそして典雅なものであつたのに反し、これがはるか後年の徳川氏の初期時代になると「四國の刀とかけて麻絲と解く、心は阿波讀岐」のごとく頗る卑俗なものとなり、これが俳諧の取材となるやうになつた。

傾城の門立ちとかけて、まつふくりと解く謎は、

貞徳の「淀川」に、

春風にふらめき返る松ふくら

永き日かどにたてる傾城

と俳諧化されてゐる。當時の一般世童といへどこの位の謎解ならとく既に心得てゐた。また鶉の聲くわいを嘸にとり、尾を秋日の短にとりたるものは、

『俳諧懷子』に、

聲は夜尾は秋日の鶉かな

とある。この頃世上で行はれたるものは「誰にでも抱かれる子」とかけて、芳野の花と解く、「心はひとみせん坊」また「雀が利を持ちながら、目をぬかれ、されども子をば羽の下」を硯箱と解き、「あさつては愛宕まわり」を卵と解く類であつた。

かく謎の流行につれて當時の諺作家も亦謎をその言葉の紋の中にとり入るるやうになつた。式亭三馬の『浮世風呂』午後の光景、二人の盲人が淨瑠璃を語る條に、

サモ早^{サモ} 御大將も長旅路の事なれば、草臥果だよ。ナント辨慶、何曾をかけべいが解く氣は無かどさ、おぎや
り申せば辨慶は、御大將の事だあもの、随分謎を解ますべい。そんなら謎をかけべいか、そもそも眞桑瓜とか
けて何と解、おぎや申せば辨慶は、少しばかりは小首かたぶけのたりけり。やうやう思案がついたつくと、
それは何より心易し、そもそも眞桑瓜とかけては俵藤太秀郷と解きます。その心はあんだべ、むかでかなは
ぬと解いたりけり。御大將我折果だよ。こりや又辨慶は日本一の謎ときの名人だと、よろこびいさんで、八島
の浦に著にけり下略。

とあるほか、一九の『道中膝栗毛』彌次郎兵衛と喜多八とが、道中退屈のあまり、道道謎の解きあひをする條
には、お前とおれとつれ立つてゆくとかけて何と解く。といふと、喜多八が、それや知れたこと、伊勢へまゐ
る。と解くといふ。彌次郎兵衛「馬鹿め、これを馬二疋ととく」といふ。喜多八が「何故」と訊くと、「どうどう
だから」と彌次郎兵衛が洒落る。「ハ……ソナラおらが二人が國所ナアニ」喜多八が謎をかけると、「神田の八
丁堀、家主與次郎兵衛店ととく」と彌次郎兵衛の出まかせを、「エエおぶしやれんな、これを豚が二疋と犬こ
ろが十疋ととく」と喜多八がいふ、「こころはへ」と彌次郎兵衛が訊くと「ぶた二ながらきやんともの」と解く
といふ風に總て言葉の紋の中にとり入れられた。

これが文化年中に至つて謎とき坊主なるものが出現し、如何なる至難なる謎でも言下に即答するやうになつて
謎謎は益々卑俗となつた。

この謎謎に類するものに字謎といふものがあつた。字謎は難易なる字を判じて讀み解のであつて、平安朝、以
降謎謎と併行して行はれた。その史的初見は『萬葉集』の一伏三伏凝呂もしくは嵯峨御門の御代の落首としてき
こえた無惡善の類であるが、これには頗る優雅なものがあつた。『古今著聞集』によれば、堀川院の御時、大江爲
武が、五月五日菖蒲を獻じられたそのそへ文に、

進上 河邊菖蒲 千年五月五日 大江爲武

と記してあつた。院はこの狀を殿上に出して、殿上人にこれを讀めと仰せられたが、誰もこの難解な奏文を讀
み解く者がなかつた。しかしその時弼少將だつた師頼卿が、

進上 河邊菖蒲 千年五月五日 大江爲武

と判じ奏したので主上の叡感に浴したといふ。また大覺禪師の作といはるる即心是佛は、これとは趣きを異に
するが、兩兩並んで字謎中の白眉たるを失はない。

有節不于竹三星繞月宮

人居日下弗與衆人同

この詩中の節の竹冠を除き去れば、則ち即の字となり、また星の如く三點して下に半月を畫けば心といふ字に
なり、日下と書いて下に人を配すれば是の字となり、弗と人とを配すれば佛となり、佛教といふところの即身是
佛となる。また雪鋪滿地雞犬踏成竹葉梅花とある絶對の句に思ひより、

初雪や犬の足跡梅の花

の句は俳聖其角によつてもされたのであつて、これまた字謎を解いたものといへる。また濁の一字の贊に、

月と風裸になつて相撲かな

とある句などは、うがちえて妙であるといへよう。かうした字謎はやがて児童も兒女も眞似學ぶところとなり、徳川氏の初期には字謎あそびが行はるやうになつた。その一、二の例を示すと、

三人は日を踏み、一人は日を戴き、日月相並んで袖を貫く。

といふ題を春日大明神と解き、解きあてたるものを勝ちとす。またこれと全然趣きを異にする遊戯、一より九までの數を二・九・四、七・五・三、六・一・八と横三段に並べ、堅横・斜めより讀んでも十五になる遊びがあつた。これの記憶を便する爲め、二九四と思ふ七五三・六一坊に八が贅す。といふ文句がいつの間にか生じるに至つた。またこれと相似するものに次のやうなものもあつた。

一	惡	同
善	心	起
佛	止	悟

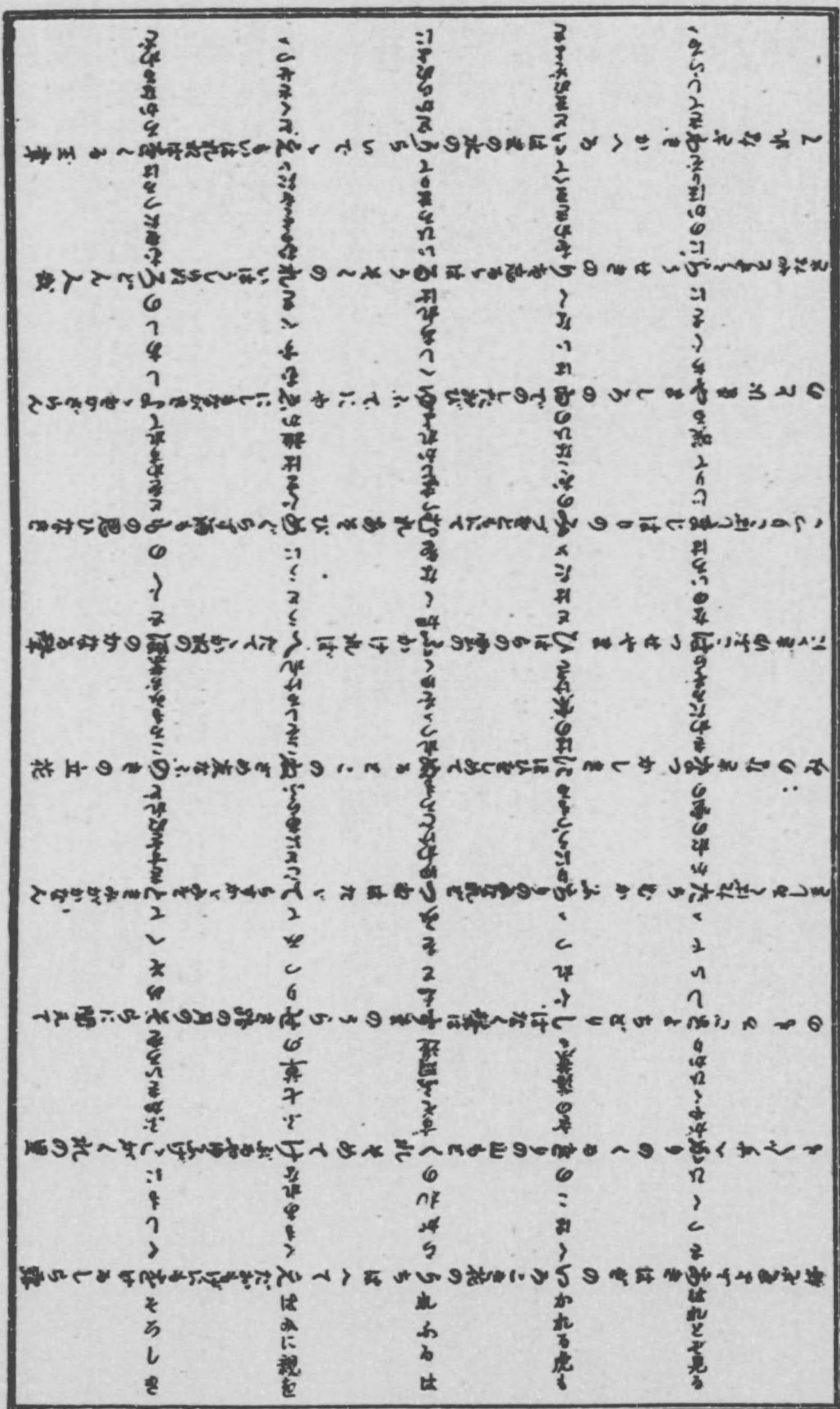
これを中心より下に讀み、さらに右より斜めに讀み、次ぎに右端の中心より左に讀み、左端の上より斜めに讀めば、善心を起し、惡心を止め、一心に悟れば、佛心と同じとなる。また青錢の形を畫き、中央の四角な四方に五・佳・止・矢の四字を配せば、吾唯足知となる。これ等はいづれも野馬臺の詩に類した和歌の廻文輪廻體とでも稱すべきであらう。

因みにいふ、和歌の廻文輪廻體とは、次頁圖示の如きものをいふ。

これは冷泉大納言爲村卿の作にして、五音相通の經緯を錦繡の紋あさやかにあらはせるもの、麻布のあさあさしき事ながら、たてぬきに思ひよる絲のむすばれたる言葉をかく賤の小田卷繰りかへしたるは、決して非凡の者となしうる技でないと思ふ。

しかしこれ等の廻文輪廻體や字謎はいづれも日本に於いて獨創されたものでなく、その遠因は支那にあつた。

廻文の詩は蘇若蘭といふ婦人が夫の邊塞にゐるを慕ふのあまり、廻文の詩を錦繡に綴つて夫に送つたのに始ま



和歌の廻文輪廻體

り、ついで唐の上元の初めに南海の一女子が轉輪八花鉤枝鑑名を作り、これまたあまねく人口に膾炙された。また字謎は、

『鮑昭集』に、

一士弓張泉非衣金卯刀千里草之類其原出于及正止戈而詩人因字作謎。

とあるほか、王介甫の作れる字謎が多数に『委巷叢談』に掲げられてゐるのをみると、遊事の端はまづ支那に發し、然る後日本に移入されたのであらう。

六 鞦韆 俗語のブランコは『類聚名義抄』に、鞦韆。『運歩色葉集』に、鞦韆『事物起原』に秋千とある外、『和

名類聚抄』四、雜藝の部に、古今藝術圖を引例して、鞦韆秋遷二音、和名、由佐波利以綵繩懸空中、以爲戲也。とあるはこ

のブランコの事であつて、古くはユサハリ又はユサフリといはれた。この遊戯の遊法は木の枝に繩をかけ、その

繩に腰かけ、繩を前後に彈ませて運動し、身體を活發ならしむるをもつて遊戯的特徴とする。この遊戯はもと北

方戎狄の輕捷の態に習ひ遊戯の端を發するに至つたのであつた。『事物紀原』に、北方戎狄愛習輕捷能、每至

寒食爲之、後中國女子學之、乃以綵繩懸樹立架、謂之秋千、或日本山戎之戲也、自齊桓公伐山戎、此戲

始傳中國、一云正作秋千字爲秋遷非也、本出自漢宮祝詞也、後世語倒爲秋千耳。とあれば齊の時代には

既に存在し、その後中國に傳はり、秋千・秋遷といはるるに至つたのであつた。古くは半聖半仙の戯れといはれ、

平安朝時代にはすでに存在してゐた。

『經國集』十一、雜言鞦韆篇一首

太上天皇在祚

幽閨粧梳早、是正寒食節、共憐鞦韆好、長繩高懸芳枝、窈窕翩翩仙客姿、玉手爭來互相推、纖細結束如鳥

飛、初疑巫嶺行雲度、漸似洛川迴雪歸、春風吹休體自輕、飄飄空裏無壓情、佳麗鞦韆爲造作、古來惜春光過

清明、躡雲雙履透樹差、曳地長裾掃花却、數舉不知香氣盡、頻低寧顧金釵落、嬋娟嬌態今欲休、攀繩

未下好風流、教人把著忽飛去、空使伴儔暫淹留、西日斜未還家、此節猶傳禁火、遂無燈月爲燈、鞦韆

樹下心難歇、欲去踟躕竟不能。

かく鞦韆について嵯峨帝が作詩せられてゐるほどであるから、上代に於いては貴顯縉紳によつて遊事せられつつあつたのに相違なかつた。『三餘清事』に、秋千戲舊矣、震旦使女人爲此、以供王公大人覺觀、日本亦有此戲、然皆男子爲此、未有女人爲者、使女人爲此、以供搢紳貴介遊觀、不亦治招謠乎。とあれば、日本では男子の專遊と限られてゐたのであつた。餘事は指いて嵯峨天皇の鞦韆を詩化せられたるに對して、滋野主が鞦韆に對する和詩を獻じられた。

雜言和鞦韆篇一首 滋主

寒食節周舊制、禁火餘風猶未廢、麗景雖多雄勝境、光華未若帝鄉霽、相將容豫自何憐、昨日烟林採撿人、借問遊蹤攸向處、鞦韆好樹一園春、自凌旦欲暮時、後輩趁來滿路暉、或步或車塵影合、半休半戲語聲微、初惟淺暗榆槐柳、酷氣深濃桃李梨、舞幹高橫來似落、長繩倒著去如飛、常人熟得新者畏、往歲過停今年遲、弱腕經營不識罷、輕躬憐愛無意歸、花與飾飾與花、一香發變色者、鬢髮迎杖蟬翼薄、釵鈿礙葉燕陰

斜、非唯瑋態歌謡工、婦容婦德亦功、明日更闢百草、君王花樹芳菲中。
かくて歌謡は嵯峨天皇以後鎌倉時代にかけて、公卿・縉紳の間に行はれた。
『袖中抄』十七に、

梅がえにゆさはりしたふ鶯よ

むめのむはらにしりあへふたへ

とあるを顯昭註していふ。ゆさはりとは、ゆさふりと云ふあそび也。はとふと同意なり。とあれば、後世に於けるブランコなる遊戯は平安朝時代より傳習され來つて、當季もなほ盛んに遊事せられつつあつたのであつた。

しかし上代に於けるこれが記録はいづれも高貴顯紳の遊事例にとどまり、一般世童の遊事たりしや否やは詳かでないが、徳川氏時代に至つて完全に兒童の生活圏内にとり入れらるるに至つた。

『六玉川』に、

ゆさはりは子僧をのせてあやまらせ

とあるは、この歌謡の遊戯を俳諧化したのではなく、臼杵遊びといひ一本の丸太などをふみあふつて、木の上より落しあふのみてかく俳諧の取材となしたのであらう。餘事はおいて元祿時代にあつては未だゆさはりといはれつつあつたのは、上掲の句吟にみる如くであるが、文化・文政時代に至つて、吾人だちに馴染あるブランコと呼稱せらるるに至つた。

『一茶句集』に、

ぶらんこや櫻の花を持ちながら

とあれば、前説の證となしうと思ふ。

この時代以後江戸では、ユサハリ又はユサフリ等とブランコを稱する者は皆無となり。率直にブランコと呼ぶるやうになつた。

方今でも公園や小學校の運動場などには、必ずブランコが備へつけられ、而も昔時は男兒の獨專的遊戯だつたのに反して、女子も亦等しくこれを行ひ、不知不識の間にブランコは體育の發達に寄與しつつあるのを思ふと、創案者たる北夷人に敬虔なる感謝を表さねばなるまい。

七 子をとろ子とろ

子をとろ子とろは平安朝時代には比丘女ヒツメといはれた。まづ一人が鬼になり、他の兒童や兒女たちは互ひの帯の結び目に掴まり縦列形體を作り、一番前列の子供が大手を擴げてうしろの子供をかばふ。鬼になつた兒が、その子の前に立つて

子をとろ

子とろ

どの子をとろ

といひ囃すと、

ちいちゃとつて
みーさいな

といひながら、一番後列にゐる子を掴まへようとするのを、最初に立つて大手を擴げてゐる兒が、鬼に子をとらせまいとして、右に避け、左に避けて鬼を防ぐのであつて、これを子とろ遊びといひ古くは比丘女と稱した。この遊戯は恵心僧都が經文の意を汲んで作つたのに遊戯の端が發せらるるに至つたのであるといふ。そは地藏菩薩が罪人を奪ひ取り給ふを、地藏の獄卒共が奪り返さんとする體を學んで、地藏の法樂とせられたのであるとす。

『三國傳記』卷八・第二十六條に、

童の戲に比丘女といふ事は、恵心僧都、閻羅天子故志王經を見て、其心を得て始めさせ給ひけり。夫地藏菩薩は、中有迷信の方便、閻王廳庭の利益等有之、先中有迷津の利益者、獄卒罪人を引卒して還る時、戎問樹と云ふ木の本に、地藏菩薩罪人を乞ひ給ふ(中略)獄卒無力奉與之。又無縁の衆生をば(中略)押奪取給ふ也。時獄卒等、罪人を取返さんと云、可取取々、比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷と云ふ。此時地藏菩薩云、上見頗梨鏡、下見頗梨鏡。

と仰せられたといふ。こは淨頗梨の鏡に浮べる罪業の衆生なりといへども、必ず一善がないとはいへないから、よく淨頗梨の鏡を見なほしてみたがよいとの義なのであらう。爰をもつて恵心僧都は、地藏の悲願を感悅の餘り、磐若院の地藏の前に詣つて、此の經を講述せられたる後、



『骨董集』所載 子をとろ子とろ

童部達を多數お蒐めになり、地藏と獄卒とがとらん。とられじとするところを地藏の法樂の爲めに、蒐めし童部だちを別けて學び踊り給ひしによつて、遊戯の端が發せらるるに至つたのであるといふ。

始めは、子をとろ子とろとは歌はず、

取りつく

比丘

比丘尼

優婆塞

優婆夷

と唄つたのを、歌の意をよく納得せざる童部だちは、この歌を早口調に歌はんとして、

取りてウ

ヒフクメ

と歌ひ誤るに至つた。

往古は吉野の天河辨才天の御前に於て、老耄白髮の山伏に至るまでこのヒフクメ遊びをなし、地藏の法樂に供したのも薩埵の内證に稱ふ

るが故であるといはるる。特に辨才天の祭の夜には童達を蒐めて鬼走りを行ふ。

『鹽尻』卷十九に、

和州天川辨才天の祭、夜に入りて、小兒をあつめ並べて歩行せしむ。鬼形の出立したる民を幕内に置いて、走り出て、かの小兒をとらんとするを、法師も小兒も同音に、文を唱へてこれを追ふ。是また鬼走りの變風か、或云、彼唱所の文は、閻羅天子經の文なり、辨天の本地を地藏薩埵と唱ふ。

とあれば、もつて前説の證となし得るであらう。ところで何時頃よりこの比丘女遊びが世上一般の兒童だちによつて戯遊せらるるに至つたかといふに『日本法華驗記』下の卷に、僧都惠追心春秋七十六。以寛仁元年六月十日寅時刻永遷化矣。とあるから、寛仁元年以前には世上一般の兒童の生活圈内にあつたものと断定しうるのであるが、さらに一層この断定を確證しうるものは、後京極攝政良經公の『作庭記』に、凡石を立る事は、にぐる石一兩あれば、追ふ石は七ツ八ツあるべし、たとへば童部のとてうてうひるくめといふたはむれしたるがごとし。とかく物のたとへに用ひられてゐるのにも、世上一般の兒童の戯遊圈内にあつたといふ前説を否みえないと思ふ。

註。鬼走りは鬼わたしともいふ『物類稱呼』に、江戸に於て「鬼わたし」といひ、長崎にて「鬼ごと」といひ仙合にて「おにおに」常陸にて「鬼のさら」といふとあり、唐土に於ける「打鬼戲」といふ戲遊は「繩鬼」のことにして替鬼。摸蝦は目かくしの類なれど、共に鬼といふ名がある。

その遊戯的生命は各時代を通じて不斷の持續性に富んでゐたとみえて『守貞漫稿』には、江戸時代に於ける子とる遊びの圖が所載されてゐる。圖掲の女兒は勇み肌の人の娘とみえて印絆纏をまとひ、髪も奴風にたばねられ

てゐる。その解説によれば江戸では「こをとろ子とろー さアとつてみさいな」といひ囃すのであるが、阪地で「チウリヤとつてくりヤ」といひ囃すのであるといふ。

柳亭種彦氏が、今の子をとろ子とろは中古までは、こまどりとも、雀のこどりともいへり、といへるは、江戸長唄面かぶりの條に、

二上^リとかく子供たちやいたいがよいものぢや

ははらとほろほろろとははら

目だにさむればてうちてうちあわわ

かぶりかぶりしほのめ

あたまでんよ駒鳥すすめの小をどり

その尾にとりつき太郎松、米松

だんだらかひつく取つてひつつく(下略)

とあるのがそれで、比丘遊びが長唄の中にとり入れたのは事實であつた。後年市村龜藏がこの長唄により、これを劇化し、所作事として評判をとるに至つた。

八 迷藏 隠れあそびは『類聚名義抄』、『伊呂波字類抄』等に、白地藏(カクレアソビ)と訓ぜられ、『名物六帖』に、迷藏過庭錄、無名子從學、山谷晉題、扇上童、小兒迷藏、詩曰、剪經、執二、織三、巧二、絲一、春深庭院作三、兒二、戲一とあれば、古くよ

り支那にも存在してゐたのであつた。日本に於ける隠れ遊の發祥は詳かでないが、平安朝時代には既に遊事された記録が保持されてゐるのであるから、遙か前代より遊事されつつあつたのであらう。

『宇都保物語』初秋の巻に、

右近大將左のあくにて、大將のかはらけ給て、けちするをたぶことありければ、こよなくたべゑひて、ふかきむぐらの下になむかくれて侍ける、草の中に笛の音し侍るをたづねてなむ、うへ草笛をこそはふきけれ、大將かくれあそびをやし侍らんと聞へ給へば、うへ御かはらはじめさせ給て、ゑひ人どもわすれぬことありとはおほせられてなかつたに、

もししきをいまはなにともせぬ人の

たれとむぐらのしたにふすらん

茲にうへとあるは朱雀院のことであり、大將とあるは兼雅の事である。當時代隠れ遊びはかかる雅やけき人々の間に遊事されつつあつたばかりか、隠れ遊びの名稱まで存在してゐたのであるから、これが遊事の端を發したのは遙か前代の事と想像さるるのである。また、

『榮華物語』菅花の巻に、

かの四條大納言の御ひめ君は、こぞよりただならぬ御けしきなりければ、大納言もあまうへも、いみじうおぼして、さまざまの御いのりどもいみじ、おとこぎみはいみじう思ひきこえ給へれど、なほいと心づきなく、ともすれば御かくれあそびのほども、わらはげなる心ちして、それをあかぬことにぞおぼされたる。

とある。こは長和三年の條であるから、三條天皇の御宇である。かく『宇都保物語』や『榮華物語』に、隠れ遊びの遊事例が残され、方今に至るまで尙ほ遊戯的生命が持續されつづけてあるのをみると、その持續性の久しいのに喫驚を禁じえない。しかも當時代には貴人の遊事例のみがのこされてある爲め、これが一般世童の生活圈内にあつたものかどうか推察の限でないが、多分市井にあつても遊事されつつあつたのであらう。これがはるか後代の徳川家時代に至つて、かくれあそび若しくはお隠れ遊びなどといふ敬稱より脱し、率直にかくれんぼうなる一般的名稱となるに至つた。

慶安三年『吾吟我集』に、

山居せば奥より奥にかくれんぼう

跡をも人の訪ねこぬほど

とあるによれば、徳川家時代にいたつてかくれんぼうといはるるに至つたのであつた。當時代はこの隠れんぼうの盛時代だつたとみえて、つひにこの遊戯に童謡まで伴なうに至つた。

昌林子著『さつまの守忠度』須磨の海士の物語の條に、

秋もなかばの野分の風に、あふちやこぶしやかつらの葉、柳まじりにちりちりはつと……

茲にある樗や辛夷や桂の葉とある童謡は、後にちひちやこちやかつらの葉と唄ひ誤らるるに至つた。この童謡が如何なれば隠れんぼうの歌であるかといふに、

作者不明『信田小太郎』に、

そなたはちつと目をふさいでゐやそなたとは童にさアかくれんぼうにまじらぬものは、あふちや、こぶしや、いふ言葉なりかつらの葉、さうりかくし、肩車、足のつめたい、ちよこちよこばしり。

とあれば、隠れんぼうの歌なることの證となすに足るであらう。又、

寶永年 同作 『吉原つれづれ草』に、

彼の花街にて大盡となふる客、我は知らざる事なしと誇るを悪しみ、揚屋の男の間詞に、をさなきよりよく聞ならひ侍れど、譯知らぬ事侍りかくれんぼうにまじらぬ者は、ちいちや子持やかつら葉と申す事、いかなる意に侍らんと申しけり。大盡はたとつまりて、是は子どものいふことなれば、いふに足らずとぞいはれる。

とあれば慶安以降寶曆時代に至つて、袴や辛夷や桂の葉といふ童謡は、ちひちや子持や桂の葉と唄ひ誤らるるに至つたのであつた。

慶安二年 年印本 『空磔』に、

雲に月はかくれんぼうか桂の葉 季 吟

寛文十二年 刊 『季吟廿會集』に、

前句 あつまりてあそぶ桂の里子供 宗 英

附句 かくれんぼうにまじらぬはなし 秀 吟

延寶三年 年刻 『後砂金袋』に、

月うつるつちよこぶしよ桂の葉

延寶九年 年刊 『雜巾』に、

大黒のつちやこぶしやをさなゑびす 一 之

かく慶安年間より延寶年間にかけて、俳諧の取材となつたのをみると、隠れんぼうに童謡があつたといふ筆者の言が決して虚迷の言でないことがわからう。而も隠れん坊は江戸のみに限られた遊戯ではなかつた。

安永四年 梓行 『物類稱呼』に、

かくれんぼ、出雲にてかくれごといひ、相模にてかくれかんじやう、鎌倉にてはかくれんぼ、仙台にてはかくれかじ蛭は石の間にかくるものなり

とあれば、ひとり江戸のみに限られた遊戯でなく全国的な遊戯であることが認められるであらう。所かはれば品かはるのたとへにもれず、この遊戯の名稱が國國によつて異なる如く、そのはやし言葉にも多少の變化をとみなふので、その二・三例を次に述よう。

關西方面では、鬼になつた者を目隠しして、向ふ向きに立せておき、

かくれんぼうにとよなふなみの かさつくれんぼう

わりやそつちへつんのきやれ マタづんづんつんのめれトちぎつて

ちやがさちやが鬼よ

と、異口同音にさう囁きおいて、一せいに隠れこむのであるといふ『守貞漫稿』。

東北方面では互に拳を握り合ひ、それを順順にかぞへるやうに囃し立て、

かくれんぼだてやな あなめちくと

はちきしまだのおけたのけトカマタにぎりこぶしのおけたのけ

と言ひ囃して、一散に蜘蛛子散らしとなり隠れこむのであるといふ。

江戸方面では晩年、あふちやこぶしや桂の葉柳交じりに散り散りばつとは唄はず、至極簡單率直に、イッチク、タッチク、タエモンサンで一散に隠れこむのであつた。この隠れんぼうは現在でも遊戯的生命を持續し、兒女だちの間に遊事されつつあるのは事實である。

九 趨競 はしりくらべは源順の『矮名類聚抄』に、索道。みちくらべと訓じられてゐるのを、『箋註倭名類聚抄』

には趨競。はしりくらべと釋註してあるが、みちくらべにせよ、はしりくらべにせよ、いづれも競争を意味するところのかけつこに外ならないのであつて、平安朝時代よりかくれんぼうと竝んで兒童の遊戯園内にあつた。

『枕の草紙』藏人巡僧の事をいふ條に、

昔の藏人はことしの春よりこそなきたちけれ、今の世にははしりくらべをなむする。

とあれば、清少納言の存生時代はしりくらべの存在してゐたのは事實であつた。而も此のはしりくらべなる名稱は、はるか後代の徳川家時代の初期時代までは、この名稱が持續され來たつたのであつたが、後年走りくらといはるるに至つた。

『望一千句』に、

尻をつほるは餘所めの恥かし おそらくといひしもまくるに走りくら

とあれば前説の證となしうと思ふ。かくて元祿時代に至り三度改稱されて、はしりこくらといはるるやうになつた。

『古今夷曲集』に、

帆をかけてひぶうみつの浦風は

走りこくらや足はやき舟 行 風

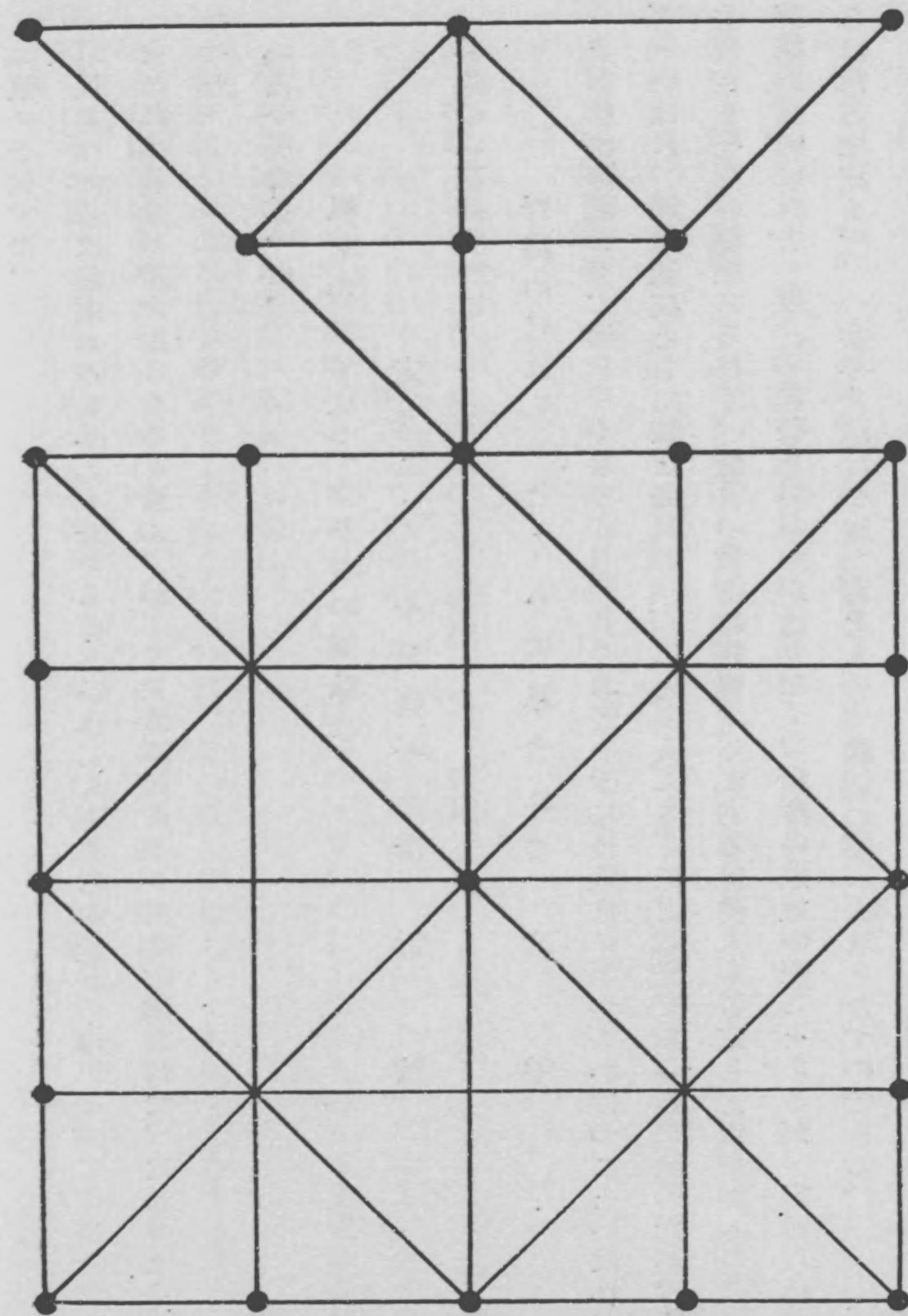
其角の『花摘集』に、

野路の月はしりこくらに息きれて 紫 雫

とあれば趨競より、はしりくら。はしりこくら等の改稱後近代に至つてかけつこといはれ、方今ではランニングといはれ、國際競技として競技科目の一つにとり入らるるほど貴重せらるるに至つたが、その遊戯的性質は過去現在も些少の變化あるなく、體育の發達に寄與するにあらざるは何人も否定しえぬであらう。この「かけつこ」の遊戯的目的は過去と現在とに些さかのかかはりなく、距離の遠近の差こそあるが、定められたる地點より、定められたる地點まで、一番早く駆けつけた者をもつて勝利の第一人者となすのである。

一〇 十六むさし 十六むさしは十六目石ともいひ、親馬一箇仔馬十六箇の小さき丸石などを用ひ、圖示の如

く圖の中央に親馬をおき、周囲の◎印に仔馬十六箇を配置し、まづ親より仔馬と仔馬との間をさしうる方へ一拵



十六むさしの圖

動いて仔馬の中に挟まれば左右の仔馬をとる。仔馬は親馬に間をササれざるやう仔馬を動かして親馬を追ひ詰むるのであつて、親馬が牛部屋に追ひこまれて、動けなくなつた時は親の負けとなり、これ

を牛追ニツサといひ、親馬を追ひつめえず仔馬を五箇以下にサして取られた時は仔馬の負けとなる。

この十六武藏の始原は詳かでないが、『五雜俎』には、委巷兒戯有馬城云云とあるから、唐朝時代には支那にもこれに類似した遊戯はあつたのであらう。わが國にあつては何時頃より遊事されたかは疑問であるが、伊勢貞丈は、源順の『和名類聚抄』に、八道行成夜佐順とあるを、「今も武州埼玉邊にては、十六サスカリといふ。江戸にては十六ムサシと云ひ、十六は子馬の數十六あり、親馬を除いていふ也。ムサシは馬サシなり、マトムと音相通ず、ヤサスカリといふは、ヤスカリなるべし。ヤスはヤスシの略語にて、ハの道スジなり。スガリは子馬を以て親馬に迫る也、スガルは榎字にて繩を付て離れざるをスカルといふ。相州鎌倉のあたりにてはニツサと云ふ、二人にて石を六ツ持たれば、二三といふ心か、十六ムサシを牛追ニツサといふ。」と『倭名抄』の八道行成を以上の如く解してゐるが、谷川士清の『和訓栞』は、この説を反駁して「ヤサスは八指、カリは樗蒲」と八指ヤサスと樗蒲カリ(チヨボ)に八道行成を二つに別けて説明し、さらに筆を進めて、「八道行成は、梵經に出たり、その名義いまだ考へ得ざれども、今も十六むさしを、十六サスカリといふと思へば、八を倍にしたるものとは知らる。伊勢氏ヤスジの説は疎忽なり、假字の違へるに、心つかざる歟」といふ。この説によれば十六の仔馬は八つサセば十六全部をとり終る結果となる。ゆゑに八道行成の字訓(夜佐順賀利)は、八指ヤサス樗蒲であるといふ結論に到達するこゝとなる。とすれば『源氏物語』の主人公として知られた源順の著『和名類聚抄』にある八道行成は、十六むさしの假字であつたのであつて、これを十六むさしと斷じうるゆゑんは玄惠法印作の『遊學往來』に、七双六、一二五双六中略十六目石とあれば、十六むさしは平安朝時代より室町時代にかけて、兒童の遊戯園内にあつたこと

の證となしうと思ふ。

しかも十六むさしの親馬には千人切りの荒讃岐、むさし坊辨慶の名があつた。
應永頃の書『秋夜長物語』に、

千人切の荒讃岐、かさいぼうの悪だいふ、八方やぶりの武藏坊云々。

と、あるによればもつて證となしうと思ふ。これがはるか後代の徳川家時代に至り、さらに廢滅するところなく遊戯的生命を持續し、唯一の民衆文學たる俳諧の取材となるやうになつた。

『守武千句』に、

前句 きれぎれになりぬる事のあはれにて

附句 むさしをさすと見ゆるなりけり

『俳諧鷹筑羽集』に、

前句 二夕道かくる人のさいかく

附句 ちはながくさせるむさしは上手にて

ここに二夕道かくとあるは兩手かくるをいふ。同書に、

前句 善惡に二道かけてつよき人

附句 させるむさしを手づめにぞする

『夢見草』に、

重 時

取て荷ふししは十六むさしかな 一 武

『玉海集』に、

武藏野の月見る頃ぞ十六夜 正 盛

『砂金袋』に、

いさよひの月は十六むさしかな 正 種

『新大筑波集』に、

前句 つづけさまに十六つらやはりぬらむ

附句 させるむさしに助言いひけり 保 友

『後砂金袋』に、

喰物は十六むさし嘉祥かな 作者不知

『西鶴大矢數』に、

前句 都についてまはる鳴瀧 西 鶴

附句 夕詠十六むさしはてしなく 西 鶴

かく天文年間より延寶にかけて、幾多俳諧の取材となつたのをも、いかに遊戯的勢力を持續しつつあつたかを想像しうる事と思ふ。しかしこの頃十六むさしは未だ親馬・仔馬はともに小石を用ひつつあつたが、これが親馬として『秋夜長物語』にいへる、八方破りの武藏坊辨慶が畫かるるやうになつたのは寛保年間よりのこと

あつた。

寛保頃の印行になる『繪本船辨慶』といふされ繪の草紙に、十六むさしの圖を掲げ、親といふものに辨慶を畫き、子を魚盡しになし、その側に細字にて、

これまでありきたりし十六むさしは、子を石なごにてすれば、目印なくて慰みすくなし、子どもだちのつれづれ、しばし一興ならんことを思ひ、よつて十六むさしのはじまり、たてよこのたすきのけい引は御存子は右に圖するところをきりぬき、辨慶にかたんとろくづの計事、辨慶もわがまをたしなみ、わぐひはならぬぞならぬぞ。

とあれば、十六むさしが繪草紙屋にて鬻るるやうになつたのはこの時以後の事であらう。

この十六むさしより、むつむさしといふものが創案された。元祿十五年印本『五箇津餘情男』に、「はやうくつろぎ六ツむさしにちよつとかけて、それよりおりはもまだなし」とあるが、その運用が記載されてゐないので、いかなるものであつたかを知悉しえないが、短命ながら遊事されたのは事實であらう。

十六むさしはこの後明治年間まではほとんど全国的に遊事されてゐたが、その後逐次遊戯的勢力を失墜し、今日では十六むさしの名を知る者は稀有に屬し、その遊法のごときも知る人皆無となつてしまつた。

一一 火廻し 火廻しは火渡しまたは火もじぐさともいひ、觀世経に火を點して、これを紙燭のかはりとし、歌の五の句の下の文字にすがつて、次の者へ紙燭を渡すと、次の者はその句の最後の語尾が火なればひをうけて、

ひを冠詞として句を作り、これを次の者に渡す、次の者はまたその語尾をうけて冠詞として句を作り、これを次へ廻す、かくてとどいひそびれて觀世経の火の消えた者が負けとなるのであつて、平安朝時代には幼なき子女のすさびの中で、趣味深き雅遊として重んじられてゐた。

『堀河院百首』に、

みどり子のあそびすさみにまはす火の

むなしき世をばありとたのまじ

とあれば、當時代の子女の遊戯圈内に勢力を持つつあつたのを否定しえないと思ふ。

この火廻しの「あそび」は、平安朝時代より室町時代にかけて盛んに行はれた。しかし當時は文字鎖りの如く和歌の句の終りをうけて、歌ひつゝ規定となつてゐたが、後世徳川家の治世時代となり、和歌とのみ限らず尻とり文句なれば何でも自由にいひつぐやうになつた。

明暦年間の書『百物語』に、

日待の夜色の興ありて、後火まはしをはじめて、ひの字を頭につけてひたものいひまはしける。

とあれば、あなたがち和歌のみに拘泥さるるのでなく、尻とり文句なればどんな文句でも自由につかひうる事となつたのであつた。と同時に子女のみのすさびと限らず大人の間にも行はれたものとみえる。

『寛永發句帳』に、

竹の子の火まはしするかとふ瑩

重 成

『綾山の井』に、

ひまはしか片はしよりの三毬打 友 静

『西武百韻』に、

そこらこらゆりてしりぬる歌よみに

するなぐさみは火もじぐさなり

と、寛永以降あまた俳諧のもてあそぶところとなつたのにも、いかに子女の間に遊戯的生命を持続しつつあつたかを想像しうる事と思ふ。これが貞享・元祿の頃に至り西鶴作『諸艶大鑑』に、火渡し・絲とり、と子女の遊戯の名稱が竝べられ、また『好色二代男』には江戸町二丁目の遊女玉屋・兵庫屋・大津屋あたりの揚げ女郎が、一軒五十人づつもあつまり、唄ひて火渡し遊びに浮かれ云云とある如く、西鶴一流の描寫で、遊女屋のお茶ひき女郎が退屈のあまり、火渡し遊びに餘念ない情景を描いてゐるほか、俳聖芭蕉の『續の原』には、

雨の日を酒の小湯女と亂れけん

かいつめらるる火渡しの負け 溪 谷

とあるのにも、いかに貞享・元祿の頃盛んに遊事されつつあつたかを想像しうるであらう。これが後には斯遊の名人をすら輩出するに至つた。

太田南畝の『一話一言』には、

一童子曰く、我が友達に火廻しの名人あり、火廻しといふは、冬の夜の埋れ火のもとになぞ寄り合ひて、さ

みしき慰みに、紙燭に火を點け、頭に火といふ唱へ物の名などいひて、次へ廻せば、次も亦次へとおくりて、いひづまり火燭の消えたるを負けとす、久しく此の里にて火廻しの博士となりて、ひひらき居れり、是はひのよみの頭についたる器物態藝なぞの文字をひろひ蒐めて、一卷の書物となし讀み覺えたるよし。

とある。この火廻しは筆者の幼年の頃までは確かに現存してゐた。

一二 扇引 扇引は研美に作りなしたる数本の扇に色鮮かなる紐をつけ、これを引がしめて圖どらしむるをいふ。平安朝時代の文化の所産として優雅なる遊戯の一つだつたので、當時の女房だちの間に盛んに遊事せられつつあつた。

『讃岐典侍日記』下

六月になりぬ、あつさ所せきにも、まづこそ此頃は、事もなく御心地よぎにあそばせ給ひて、堀川のいづみ、人人みむと有しを、何とおぼしめししか、あながちにすすめつかはししかば、思し召事なれば、先あすにて我は出て人たち待ちたりしに、二車ばかりのりつれて日ぐらしあそびて歸りしに、みればこよひとまりて、心やすき所にてうちやすまんとおもひてとどまりしを、ひたち殿といふ女房、あなゆかし、ただ参らせ給へ、あふぎひきなど人人にせせんなどありし、御扇子どもまうけて待参らせ給ふとあれば、此人たちぐして参りぬ、待つて泉のなりさまうちうちにとひなどして、あふぎひき、こよひはさはおほせられしかば、あけんが心げなさよ、こよひと思ふに、人たちのけしきのくるしくて、見えさらむこそ、口おしく候へと申

ししかば、つとめてあくるやをそきとはじめさせ給ひて、人たちめしすへて、大貳三位殿をばしづめて、中にわろかりしをひきあてたりしを、うへになげ置しかば、かかる心ちやあるとて、わらはせ給ひたりしを、但馬殿といふ人の家の子の心なるや、こと人はえせじなど興じあはれしに、そのをりは何ともおぼえざりし事さへ、いかでさはしまいらせけるにかなと、なめげにけふは有がたく覺せる。

こは天仁元年の日記であるから、鳥羽院の御宇の事であつた。さらに『台記』には、久安六年六月廿二日丁卯、今日有立后事、辰刻參朝餉、有扇引事、四箇八月四日丁未、午刻參朝餉、有扇引之興。とあれば近衛院の御宇にも扇引きの遊事が行はれたのであつた。

しかしこの扇引は後世徳川氏時代に至つて、遊戯的性質を轉向し人差指と親指とにて扇をはさみこれを引き合ふを扇引と呼んだ。

『佐夜中山集』に、

扇引や紙の力のあらん程

『類柑子』に、

前句 大空を天笠といふ月見して

仙 鶴

附句 また引負の肩の一本

貞 佐

とあるほか『好色二代男』に、よい年をして蝶まはし、扇引き、なんこ呼びて、自と子供心になりて立噪ぎ(下略)とあれば、餘ほど氣まぐれなものでなければ、兒童の獨專せるこれ等の遊事をかへりみるものはなかつたのであ

らう。

一三 藏鈎 藏鈎は『伊呂波字類抄』に、藏鈎と訓じられ、『倭訓栞』に、なんこ、突の類にいへり、幾子の義、

西土にて猪枚あるひは猪拳又辨拳といふ。九紙子又は小石頭を掌中に握りその數を猪著しあつるを勝とす。とある。これを具體的に解説すると甲・乙互に碁石乃至は小石を各自の好きな數だけ掴んで、何箇何箇いくつ！と握り拳を出し合ふ。かくして自分の掴んで出した石數を基調とし、相手の掴んで出した數(この數は想像の數である、數が五つと假定し、相手の握つて出した數を三つよすれば合計八となる)を加へ、互ひに幾つ、幾つと言ひ合つて、拳を開き石數をいひ合ひ、雙方の總數をいひあてたものを勝ちとするのであるから、『倭訓の栞』に、幾子の義といはるるに至つたのであらう。而も西土にて猪枚又辨拳などといはれてゐたといへば日本において創案せられた遊戯ではないのであつた。

『荆楚歲時記』に、

按、周處風土記曰、醇以告蜡蜩恭敬于明祀、乃有藏彊、臘日之後、叟嫗各隨其儕、爲藏彊、分二曹、以校勝負、辛氏三秦記、以爲鈎弋夫人所起、周處成公綏並作彊字、藝經瘦蘭則作鈎字、其事同也、俗云、此戲令人生離、有禁忌之家、則廢而不修。

とあるによれば、鈎弋夫人によつて創案せられたのであつた。鈎弋夫人は漢の昭帝の母であるから、わが崇神天皇の朝に遊事の端が發せられたのであつた。これが如何なる経路を辿つて日本に傳來したか？ あるひは偶然日本に於いて同戲が案出されるに至つたかは全く不明であるが、平安朝時代には宮掖の間に於いて翫ばれ、左方

右方に方をわかちて主上が藏鉤勝負をみそなはせらるるのであつた。



『法念上人拾傳』所載 藏鉤の圖

『文德實錄』に、

仁壽三年二月乙丑、帝覽藏鉤戲、左右相分、飛鳥遊附者不_レ禁。

とあれば前説の證となしうと思ふ。しかし藏鉤例は『三代實錄』に、同じ文德天皇の御宇に於ける藏鉤遊びが記録されてあるほか文獻例は皆無だつた。しかし『圓光大師傳』や『法然上人行狀書圖』に藏鉤遊びの圖が所載されてゐるのを見ると、當時の僧俗もしくは雅兒たちの間に盛大に遊事されてゐたのであらう。

これが徳川時代に至り俳諧の取材となるに至つて、なごといはるやうになつた。

天文九年刊『守武千句』に、

今はよふとももどらじと思ふ
まけぬればなごの勝負もやめにけり

寛文五年刊『續山井』に、

握る手を丁か半かとかきわらひ

かく俳諧化せらるるに至つたのを見ると、當時代兒女たちの生活圏内において盛んに遊事せらるるに至つたのであらう。かくて藏鉤は浮世草紙にも取材さるるに至つた。

天和二年行『好色一代男』五に、

或人譬へて申せしは、野良鬻びはちり懸る花のもとに、狼が寝てゐることし、けいせいに馴染は入懸る月の前に挑灯のなひ心ぞかしとは、いかなる人も此道には迷ふべし、夜終夢も結ばず、枕躍よい年をして蝶まはし、扇引、なんこよびて、おのづと子供ごころに成て立膝ぎ(下略)。

西鶴によりてかくいはるるによれば、あながち兒女にのみに限られた遊事でないといふ推測しえぬでもないが、これは西鶴が彼れ独自の氣紛れ男を筆にあやつる一手段に過ぎぬのであつた。といふのは、彼が貞享元年刊行の『諸艶大鑑』に、手相撲、なんこ呼もあり。と小兒の遊戯を並べいへるのをみれば、兒女にのみに限られた遊事である。といふことの證となしうるのであらう。かくて後年この藏鉤より指かくし・十不足等が案出された。

文政十三年刊『嬉遊笑覽』に、

もとなごといふは石なごの略なり。これをなんこといふより、何箇の義と思ふは非なり、何箇の義ならんには、幾箇とこそいはめ、石なご握りてもするもの故、なごといひしなるべし、勘定御伽双紙に、十にたらずといふ法あり、錢にても、碁石にても、物數九ツ人にわたしていかほどなりとも心のままに手の内に握りて

御出あれ、此方よりも又握りて出て、其方の物數ほどかへして、扱お出有し物數を十にたして、跡の三ツ餘さんといふて、物數十三持て出るなり、十二持て出れば、二ツ餘さんといふ也。いくつにても同斷といへり、是なこより出たる兒戲なるべし。又小兒兩手の指を組合せて何の指にても一ツ掌の内に藏して中さすることあり、是もなごを學びたるものか？

以上喜多村氏の説によれば、十不足並び指かくしの如き兒戲は、此の藏鉤より案出されたのであらうといはれる。また藏鉤は數量を當てあふ遊戯であるから、何箇とはいはず幾箇といふべきである。といふが、藏鉤勝負にさいして碁石なり小石なりを握り合ひ、「何箇何箇いくつ！」といひ合ふのは、自分自分の握つてゐる數と相手の數とを合していくつになるかを訊くのであるから、何箇か？ と訊いても一向差支ないと思ふ。要するに幾箇かといふも何箇かといふも、字的意味は同じなのであらう。

この藏鉤あそびは筆者の少年時代までは、東京近在にはまだ残されてゐたが、今日ではこの「あそび」をする子女たちはほとんど見うけなくなつてしまつた。

一四 擲石と手玉 いしなどりは擲石・投石・石柞子等に綴られてゐる。思ふにこの遊戯は後世に於ける兒女の「お手玉とり」の前身であらうと思ふ。まづ遊事にさいして石數箇を座中乃至は庭上などに撒いて、その中の一箇を拾ひとり、それを空中に投げ上げ、その石の墜ちさるうちに他の石を拾ひ落ちる石を拾ひとり、これを繰り返して勝負を争ふのであつた。

この遊戯は平安朝時代より存在してゐたとみえて、赤染衛門の『榮華物語』月宴の卷に、

今の主御心ばえあらまほしくあるべきかぎりはおはしましけり中略そこらの御息所まゐりあつたりたまへるを中略御物忌などにて、つれづれにおぼしめさるる日などは、おまへに召出でて、ごすごろくうたせ、へんをつかせ、石などりをせさせて、ごらんじなどまでぞおはしましければ、皆かたみななさけをかはし、をかしうなんおはしあひける。

とある如く村上帝の御幼少時代に行はれたのであつた。帝の御幼少時代といへば天慶以前の事であるから、擲石の存在は實に古るものであつた。その頃東宮（村山帝の御幼少時代）いしなどりのいしをめさければ、三十一をつつんで、ひとつに一文字をかきて奉りたる折り、

苔むさばひろひもかへんさざれ石の

かすをみなとるよはひいくよぞ

と讀人不知の歌材となつた『拾遺和歌集』。また、

『赤染衛門集』上に、

いしなどりのいしをめしまゐらすとて女院のひめぎみときこえしころ、

すべらぎのしりへの庭のいしぞこは

ひろうところありあゆがさでとれ

とあるほか、保延元年四月六日乙酉の日に、女院において石などりがあつたみぎり、源の師仲が太鼓に友繪石

を入れて進出されたことが『長秋記』にみえてゐるが、以上は何れも禁中に於ける記録のみであり、一般市井の記録は全然皆無なので、市井一般の児童や兒女的生活圈内に擲石の遊戯があつたかどうかは疑問とされてゐるが、思ふに平安朝時代に遊戯の端を發したこの遊戯は獨り禁中のみで獨專的に遊事されてゐたのではなく、民間にも亦盛んに行はれ、武家政事時代に至るとともに漸次手玉取りに變遷しつつあつたのであらう。一説に、手玉は散樂雜伎のハツ玉とりよりうつれるとの説もあるが、手玉は擲石によつて創案さるるに至つたのに相違なかつた。

『源平盛衰記』知康藝能の事の條に、

頼朝子息左衛門督頼家の未だ少なくて、十萬殿と申しける時、(知康をなり)招き寄せたまひて、あの知康は九重第一の手鼓と一二との上手ときく、是にて鼓と一二と有るべしといへとて、手鼓に砂金十二兩取添へて奉り給ひたれば、十萬殿是を持ちて簾中より出でて知康にたびて、一二と鼓と有るべしと勸め給ひければ、知康畏つて賜つて、先づ鼓を取つて始めには居ながら打ちけるが、後には跪き直垂を肩肌ぬぎて種々打つて、結局は座を起つて、十六間の侍を打ち廻つて、柱の本毎に無盡の手を踊らし躍らしたり、宛轉たり、腰を廻し肩を廻して打たりければ、女房男房心を澄し、落涙するもの多かりけり、その後十二兩の金を取りて曰く、砂金は我朝の重寶なり、輒争でか玉にとるべきと申して、懷中するままに庭上に走り下りて、同じほどなる石を四ツとり持ちて、目より下にて、片手をもつて數百手の一二を突き、左右の手にて數百萬を突き、様々亂舞してをうをう音をあげて、よく一時突きたりければ、その座にありたる大名小名興に入りて、ゑつぼの會なり

けり、兵衛佐もみ給ひて、まこと鼓と一二とは名をえたる者といふにあひて、その驗ありけりとて感じ入給へり、鼓判官と呼ぶるもことわりなり。

とある。右府頼朝の御前に於ける知康の藝能をもつて直ちに手玉取りの始原と斷ずるのは不當であるかも知れぬが、茲には既に後世手玉とりの言葉と用ひらるる一二が用ひられてゐるのを見ると、知康以前に一二をつく事は一般的に遊事されつあつたのであらう。恐らく擲石の衰退につれて新たに手玉とりの擲頭となつたものと解釋さるのである。尤も『源平盛衰記』知康藝能の件には、一二をつくとはあるが手玉とは記録されてゐないが、しかし、

『鶴岡職人盡』に、

玉章を手玉によせてつきやらむ

つれなき人もとりやいると

とあれば、手玉を突といふ言葉は、鎌倉時代には既に現存してゐたのであつた。かくして一・二・三・四・五・六・七・八・九・十と手玉の數へ唄が歌はるるに至つたのは室町時代以降の事であらう。手玉には絞に手玉をとりさばく兩手突きと片手突きとがあり、いづれも落ちるまで突き、數多く突きたる者を勝ちとなすのであつて、主として一・二・三・四の外に毬唄が代用されてゐた。『守貞漫稿』に、縮緬の小裁をもつて四角或は六角に作る、内に小鈴と赤豆とを入れて、これを手玉とす。とあれば、現今稀れにみる手玉の形體とさして變化ないことがわかる。とにかく手玉は手鞠羽子板と並んで兒女の遊戯の三福對といはれ、室町時代以降現今に至るまで決して廢

滅することなく、各時代を通じて遊戯的生命を持続して来た特異の遊戯であつた。

一五 目赤子 江戸の通稱であるべつかんこは目赤・白赤等ともいはれ、『倭訓栞』に、兒戯に眶を反らしてかくいふは目赤子のことなるべし。といへるごとく、べかこは指にて下眼瞼の皮をひつくり返し、裏眼瞼の赤い眼裏を現はし、さらに齒を剥き出して、イヒツ！ と相手の顔を見つめるつまりいやがらせの科をいふ。かうした悪戯は平安朝時代より貴賤貧富の差別なく遊事されてゐたのであつた。

『大鏡』に、

花山院は風流者にこそおはしましけるこそ中略あて御繪あそばしたりし興あり、さは、はしり車の輪には、薄墨をぬらせ給ひて、大ききのほどやなど、しるしには墨をにほはせ給へりし、實にかこそ書くべかりけれ、あまりにはしる車は、いつかは黒さの程やは見え侍る。また笱たづなのかはを男のおよびごとに入れて、めかこして稚兒をおどせば、顔あかめてゆゆしう怖ぢたるかな。

註。此處にあて繪とあるは、戲畫の一種にして、物に押しあてて書く繪の事である。

かかる悪戯が平安朝以前に既に存在し貴賤貧富の嫌ひなく遊事され、今に遊戯的生命が持続されてゐるをみると、その久しい傳習に喫驚を禁じえない。これが徳川氏時代に至り、べかもしくはべかかう。あべか等といはれた。

『半井卜養落髮千句』に、

くれもせぬ花一枝を所望して

のぞいでみればべいか紅梅

とあるは、紅梅にかけてべかしたるを詩化したのであつた。また、

寛文七年撰『續山井』に、

折る人にべかかうといへいぬさくら

友 靜

とあるは、めかうしたる如き赤き目の犬をかけていへるにして、正三人道の『因果物語』に、町の旦那べか犬をつれて来る。などといへると同意語であらう。また、

『後撰夷曲集』に、

所望する一えをくれぬのみならず

この目むきつつあべか紅梅 正 友

かく俳諧化せられあるをみれば、目かかうの名が平安朝以降徳川家時代にかけて變遷しつつあつたのを知悉しうる事と思ふ。

一六 やすらひ花 やすらひ花の起原は定かではないが、後白河天皇の命によつて時の繪所厚り春日刑部左衛門光長の畫ける延喜以降の『年中行事繪卷』に所載されてゐるのをみると、恐らく藤原時代に遊戯の端を發し、鎌倉時代の後期まで存在してゐたのであらう。

『年中行事繪卷』に、



【年中行事繪卷】



所載 やすらひ花

三月十日たかを寺の法華會といふことをおこなふ。京中のめのわらべまうでてまひかなづ、いでたちゆくをさじきあるいへによびとどめてまはせみる。

とあり、さらに繪卷の中程に、

たかをの法華會に、をとこをんなまわりあへり。

と記載されてゐる、此は高雄神護寺の法華會には、かならず障の事があつたので、時人が加茂の今宮に祈願して悪氣をなだめんとして踊舞したのがやすらひ花の起因であるといはれる。

この今宮にまわりつどえる男兒や女兒は、いづれも圖示の如き装束をつけて、踊り狂るひ、

やすらひ花よ

あらい花や

と踊舞につれて唄ひはやすのであつた。『歌林拾葉』十二の卷に、大徳寺のあたりに萩原といふ所あり、三月十日、其邊の祭也、安樂花と名づく、其日賀茂上野村の野人ども、色色の装束を著しつ、鼓笛を打ち唄ひ踊めぐり、櫛に幣などとりかけうちかさしつ、ここかしこわたりて、そのはやしものの詞に、「やすらひ花よ、あらい花や」といひはやすなり。とあればもつて證となしうと思ふ。しかし最初はかくいひはやすのではなかつた。『高尾寺縁起』に、三月十日の法華會に紫野にあつまりて、やすらにはてよと歌ひたるを、いつとなく『歌林拾葉』にいへる如く、「やすらひ花よ、あらい花よ」と歌ひ誤まるるに至つたのであつた。

しかしさしも久しかりしやすらひ花の流行も、久壽元年四月につひに禁止さるるに至つてその華やかなりし花

鎮の舞踊は惜しくも廢滅をみるに至つた。

『百練抄』七の卷に、

四月 近日京中兒女、備風流調鼓笛參紫野二世號之夜須禮有勅禁止。

とある。久壽の年號は鳥羽院の御宇である。かく禁令を發せられるに至つたのは、恐らく風俗をみだすに至つたからであらう。

『夫木集』釋教の部に、

高尾寺あはれなるつとめかな

やすらひ花と鼓打つなり

西行上人が、かくやすらひ花の鼓打つ乙女子を取材されたのは、禁令さるる以前の事であつた。

一七 酸漿 酸漿は、『本草綱目』卷十六に、食之除熱、治黃病、尤益小兒、附方に酸漿實丸、治婦人胎熱難産、とあれば婦女子にして酸漿を吹き鳴すはその音を愉しみつつ不知不識の間に健康を惠まれてゐるのであるから、これを氣ざだとか嫌味だとかいつて誹謗するのは、酸漿の實際的性能を知悉しないものいふことである。もつとも海酸漿に就いてはその性能を知悉しないから特に強調しえないが、護謨酸漿のごときは有害であるから決して口にしない方がよいと思ふ。

酸漿の名稱は古くより存在してゐたと同時に、酸漿を一つの形容に用ひることや、あるひは酸漿を吹き鳴らす

ことは、平安朝以前より傳習され來つたのであつた。

『源氏物語』野分の巻に、

ほほづきかいふめるやうにふくらかにて、髪のかかれるひまびまうつくしうおほゆ。

とあるは白く美しきを鶏卵にたとふるが如く、ふくらかにして美しきをば酸漿にたとへたのであつた。また、

『榮華物語』はつ花の巻に、

宮は、うへの御つぼねにおはします、ただいまの御年はたちばかりにこそおはしめせど、いとわかうぞおはしめすめり、さらになほ、いと心もとなきまで、ささやかせ給へり云々ただいまの御年はたちばかりにこそおはしませば、いとわかうぞおはしますめり、さらになほいと心もとなきまで、ささやかせ給へり云々御色白くうるはしう、ほほづきなどを吹きふくらめて、すゑたらんやうにぞ見えさせ給ふ。

ここに宮とあるは一條院の後東門院の事であつて、この日記は寛弘五年の條りであるから、源順時代より二百五十餘年間距てられてゐるのであつて、『源氏物語』は、酸漿をもつて一つの形容としたに過ぎないのであつたが、『榮華物語』は、同じ容貌の形容に同じく酸漿を用ひながらも、特に吹きふくらめてと、ことわつてあるのをみれば、當時禁中に於ける貴人といへど、酸漿を吹くことは實際に行はれつたのであらう。爾來昭和の聖代に至るも酸漿を吹くたはむれは全然廢滅せず、幼女やまれには花柳界の藝妓だちによつて吹き続けられてゐるのであるから、その繼續期間の久しいのは全く吃驚を禁じえない。しかし平安時代以降徳川家時代にかけていかなる酸漿が用ひられたかは詳かでないが、恐らく丹波酸漿（後年の江戸酸漿）であつたのであらう。

寛文二年印行『江戸酸漿』案内者の件に、

江戸酸漿とて色赤きものを求め出して、彩色のものとす。

とあれば、また彩色にも用ひられてゐたのであらう、しかし此の江戸酸漿は實際に於て江戸もしくは江戸の近郊に於て所産されたながら、後に丹波酸漿の名稱をもつて呼ばれるに至つたのは、丹波産の酸漿が江戸の酸漿に比して光澤もよく大粒であつた爲めに外ならない。このほか千成酸漿と稱する、一株稔しい果粒をつけた酸漿もあつた。『江戸名所圖繪』淺草の條に、千日参七月十日前夜より群衆参詣せり俗にこの日を以て四萬六千日といふとあるが如く、當日、淺草寺境内に於ける酸漿の市は舊幕時代にあつては實に盛觀なものであつた。當日参詣するほどの善男善女にして千成酸漿か丹波酸漿の十さしを買つて歸らぬものはまづ皆無といつてよかつた。

因みにいふ、十さしとは丹波酸漿を竹の割串に、十づつはさめるより起つた稱呼で、

十さしを貰つて 禿蚊が苦勞 『川柳點』

の句意は、この草市の歸りの漂客が、吉原の馴染のもとへ退ひこんで、草市土産の十串を禿に土産にやつたのであつた。ところで丁度草市をきつかけに、お鐵漿溝水から湧いて出る蚊が猛烈を極めるので、十串を貰つたはよいが蚊が苦勞になるといふのである。この赤い丹波酸漿の粒がぶら下つてる格好は、恰も小形の赤提灯がぶら下つてるのに似てゐるところから小形の赤提灯の名となるに至つた。

慶安二年未得撰『吾吟我集』に、

君が吹くほほづきなりの挑灯に

身をつりがねの片思ひかな

この句は酸漿提灯の盞籠であるといはれてる。

一八 木登り 兒童の屋外遊戯の一種として木登りといふ全身運動があつた。兩手と兩足に力を入れて懸命に木に攀登るのであつて、これが始原は明確でないがかかる遊戯は恐らく神代より存在してゐたのであらう。『日本書紀』神代卷に、門前有_二好井_一、井上有_二百枝杜樹_一故彦火々出見尊跳昇_二其樹_一而立_レ之。とあれば、高貴たると貧賤たるに係はらず、往古より木登りの行はれつつあつたのはいなみえないと思ふ。これが再度の史實として平安朝官廷の種種相を描ける清少納言の『枕の草紙』桃の木に童ののぼりて枝をきるところの條に、黒きはかまつきておるもおかし、梅などのなりたる折もさやうにぞありし。とあるほか『扇面書寫經』に、柿の木に登れる童が柿の熟柿を搦がうとしてゐるところが描かれてあるのを見ると、『枕の草紙』に、梅などなりたる折もさやうにぞありし、とあるに思ひ合せて、兒童生活の一端を知るのよすがとは少なくともなることと思ふ。かかる稚戯は何時の時代といへど決して廢滅するところなく行はれつつあるので、徳川氏時代に至つて唯一の民衆文學たる俳諧にも亦取材さるるやうになつた。

『類柑子』に、

柿の木にあそぶ子供や蟹と猿

白雪



『扇面書寫經』より抄出 平安朝風俗 木登り

この句はお伽噺の猿蟹合戦にみたてて、澄める秋空、頭の上から赤い熟柿があだかもかぶさるようになら下つてゐる柿の木の上と下とのあらしみを巧みに俳諧化したものであらう。

一九 雪合戦 雪の眺めは風流の三副對即ち雪月花の稱ある如く、風流の眺めとして古來より文人・墨客のひたすら愛好しておかないところだつた。この冬季自然の景物に對して歐陽子が乃知一雪萬人喜といへるは、雪爲五穀之精といへるによつて、豊年を追想せる結果なのであらう。しかしそれは大人の雪に對する感想の一端であつて、兒童の場合はこの天與の景物に對し限りなき歡喜と、こよなき欣びとを以て雀躍して迎へ、あるひは雪ぶつけ・雪達磨・雪の山・雪佛などを作り又は雪の童謡を唄ひ、寒さにもめげず、冷めたさをもいとせず、餘念なく喜戯し暮すのも大人の退屈的なるに反し、伸びゆく力が内にもえさかつてゐる爲めにほかならない。

雪やこんこん 霰やこんこん と降り積む雪をみて唄ふは、もとふれふれこ雪、たまれこゆき。と唄ひたるを、のちにふれふれ粉雪、たんばの粉雪。と唄ひ誤らるるやうになつたので、もと鳥羽院が御幼少時代にお歌ひになつたのであるといふ『徒然草』。鳥羽院以後雪やこんこ、あられやこんこが各時代を通じて和歌や俳諧の取材となつたものは枚擧にいとまないほどであつた。

『堀河百首題狂歌』に、

ゑのこさへ御寺の垣にふりたまる

嬉しかりける雪やかうかう

不知讀人

と、あるほか『一休噺』四に、雪やこんこあられやこんこ、お寺の柿の木にふりやつもれ。とあり、これがはるか後代の徳川家時代となつて、

『寛永發句帳』に、

雪こんこたまれこんこや白狐

『犬子集』に、

つれづれをすさむたんばの粉雪哉

休甫

『佐夜中山集』に、

たまれ粉雪丹波いかきの目いつばい

『續山井』に、

あすはさぞ雪こん今夜さよしくれ

かく俳諧のもてあそぶやうになつたのを見ても、雪こんこの童謡が盛んに歌はれつつあつたのをみとめうると思ふ。また雪の翌日の景物として兒童の作る雪達磨は、近代のもので往古は雪山あるひは雪佛・雪岩などが作られた。と同時に大人のすさびになる例が多かつた。『萬葉集』天平勝寶三年正月三日、介内藏忌寸繩磨の館に宴遊のあつた折の歌に、

時積雪彫成重巖之起、奇巧綵發草樹之花

屬此採久米朝臣廣繩作歌一首

奈泥之故波 秋咲物乎 君宅之 雪巖爾 左家里祇流可母

遊行女婦蒲生娘子歌一首

雪島 巖爾殖有 奈泥之故波 千世爾開奴可 君插頭爾

とあるは、雪の巖を造り造り花を立てたるにして、天平勝寶の頃すでに雪後の眺めにかかる風流韻事はあつた。下つて平安朝時代に至り、『源氏物語』朝親の巻、女兒の雪をまろはす條に、「いとおほうまろばさむと、ふくつけがれどもえもおしうごかさでわぶめりかたへは東のつまなどに出るて心もとなげにわらふ。一とせ中宮のおまへに雪の山作られたりしよにふりたる雪なれど、猶めづらしくもはかなき事をしなし給へりしが」。とある如く、女兒といへど雪の山を作り遊ぶほどであつたから、等しく兒童の間にも雪まろばし若しくは雪山などを作る戯れは現存してゐたのであらう。しかもこれ等の戯事は上代には行はれず、平安朝以降の事であつたと斷じうるのは『禁秘御抄』雪山の條に、凡此事古不見、自中古事也。とあれば、平安朝以後の戯事であるのをいなみえないと思ふ。これが徳川家の治世時代に至り雪轉しは雪ころばかしなほつづめて雪こかしなどといはるるやうになつて、雪達磨と限らるるやうになつた。

『季吟獨吟』に、

前句 所 まだら 雪 ころば かし

附句 おり立てつくる達磨もそれとみわかず

とあれば、雪達磨は雪山よりはるか後代のものであることをみとめうる事と思ふ。また雪後の景物として缺く

あははざるものは雪ぶつけであらう。雪合戦は方を分ち互に積雪を握り固めて投げつけ合ふ戯事で、平安朝時代より兒童の遊戯圈内にあつた。『源氏物語』浮舟巻に、わらべの雪ぶつけしたるけはひのやうにぞふるひあがりける。とかく一種の形容に用ひられつつあるのによれば、雪山と並んで降雪後の景物として存在してゐたのであつた。後世徳川氏時代以降、雪達磨あるひは雪投げは決して廢滅することなく存在して今日に及んでゐる。

『犬子集』に、

雪打やさながら春の花いくさ

『安布良加須』に、

子供や思ふままに狂はむ

繼橋を廣く架けたる雪打に

『佐夜中山集』に、

雪磔うつ子や五ツ六ツの花

二〇 はい馬 馬のりといつても決して玩具(木馬)の馬に乗るのを稱ふのではない、幼兒などを背す爲めに大人が疊の上に四ツん匍ひとなり、背に幼兒を乗せて背すのをはい馬といつた。この名稱の起原は『東海道名所記』に、「みかどより五歳七道におつかひをくださる時、出しける傳馬を驛馬と申す、驛馬とだにいへば人おそれてたちのきけり、今の世までも、はいまはいまといへば、道行人もかたはらへ立のくは、此事より傳へたる言

葉とかや」とある如く、もと驛馬の恐るべきを知らしむる爲めに幼児をして、これを會得せしむるところより案出されたものであらう。而もかかる稚戯は高貴たると貧富たるとに差別なく行はるるものとみえて、『榮華物語』木綿四手の巻に、おとども消入ぬ計にてふし給へるにや、一のみやおはしまして、おとどおきよおきよ馬にせむとおこし奉らせ給へば、われにもあらずおきあがり給ひて、たかばひしてこまにのせたてまつりて、ありかせ給へば、一のみやまいりよりうごかぬこまかなとて、御あふぎして、とくとくと打奉らせ給ふ。とあれば平安朝宮廷に於ける幼な遊びも、方今の兒女の幼なあそびにもさして變化のない事がみとらるるであらう。いつの時代にもかかる幼戯は存在してゐるものとみえて、はるか徳川氏時代の中期に至り、俳諧の取材となるやうになつた。

『俳諧錦繡』に、

変りにさかなのなきは比興なる 肅山
迷惑ながら馬になる袖 彫棠

又『蓬絨輪』に、

若子の抱守袴きた馬

とある如く、前句は大人の酒興なるに反し、後句が權勢に阿ねらねばならぬ迷惑さが遺憾なくにじみ出てる。いはゆる兒の親にとり入る追蹊の爲めに年頭回禮匆主人の前ではい馬になつたのであらう。

二一 すまひ草 すまひ草は董科の草本であつて、早春の野邊を美しく彩る優雅な小花である。この花の花莖をぬき取つて、松葉きりの如く花首をひつかけあつて斬り合ふ戯遊は、平安朝以前より兒童や兒女の生活圏内にあつた。

『金葉集』連歌の部に、

相撲草のおほかりけるをひきすてさせけるをみて、

ひくにはよわきすまひ草哉
とる手にははかなくうつる花なれど

とあれば、相撲草によつて花首のきりあひをする戯遊は、この以前よりうなひ、ごだちの間に傳習せられつつあつたのであらう。これが徳川氏時代に至るも尙遊戯生命を持續してゐたので、

天文年間 『守武千句』に、

ちからを出しほしあひのかけすまふをば

草の露より猶とりてまづ一ばんに秋風ぞふく

『續山井』に、

すまひぐさ野みのすくねの類かな 不老子
すまひぐさほりとる手もやしば返し 友 静
吹風に芝居かへすやすまひ草 直 品

『雅筵醉狂集』に、

すまひ草野みとむかしに聞名をも

おちてわらはや庭の内より

かく歌人乃至は俳人によつて和歌や俳諧の取材となつた。この相撲草は『物類稱呼』に、畿内及び近江、加賀、能登また東海道筋にては、すまふとり草といひ、江戸にてはすみれといひ、西國にてはとの馬といひ、仙臺にてアゴカキバナ、越後にてカギバナといふ。花は早春の野邊に咲くものにして、紫白二種なり。といはる。この花の莖の傍に鈎形がある。この鈎形をかけてひききりあふのであつた。

向ふのお山のすまふとり草は

エンヤラやつとひけばお手がきれる

お手がきれたおくすりないか

赤いのもあれば白いのもあるよ

同じならば赤いのにしようよ。

と相撲草のきりあひにはかく童謡をまで生じるに至り、今日もなほ地方に於て兒女たちによつていとなまれつのであるから、その永續性の久しいのに喫驚を禁じえない。

鬮草の部類には此のほか俗稱アツリ草と稱し、漢名を地しぱり又は馬唐と稱する草の穂四ツ又となれるを摘みとり、倒になして席上に置き、二つをよせて席を敲けば、微妙なる跳躍をなして宛も角力をとる如くより合ひ

押し合ひして勝負を争ふ。『和漢三才圖會』に角觥草秋起、莖頂作、穗云々小兒取、莖縮穗如縵而用二箇一插其袖兩人持、莖相引而切、方爲、輪以戲名、力草とあれば、松葉きり或は角力草の如くきり合ふ戯れもあつたのであらう。又、稻或は燈草など束ね括り三寸ほどにきりて立つれば下廣がりとなりて立つ、これを二箇よせ合ひて前の如く席を叩けば角力人形の如く鮮かに相撲をとる。

第九章 毬杖

聖徳太子時代より宮掖の間に独占され來つた打毬競技の折り奏せらるる打毬樂より、平安朝の中期に至つて打毬とは全然遊事の形式を變へた毬杖が現出するに至つた。

『宇都保物語』祭使の卷に、

むまゆみはてとねりどもこまかたわきてまひあそぶ。あるじのおとどおほいなるたまをとねりどもものなかになげ出し給ふ。とねりどもきう帳をもちてあそびて、うち勝ちては舞ひあそぶ。

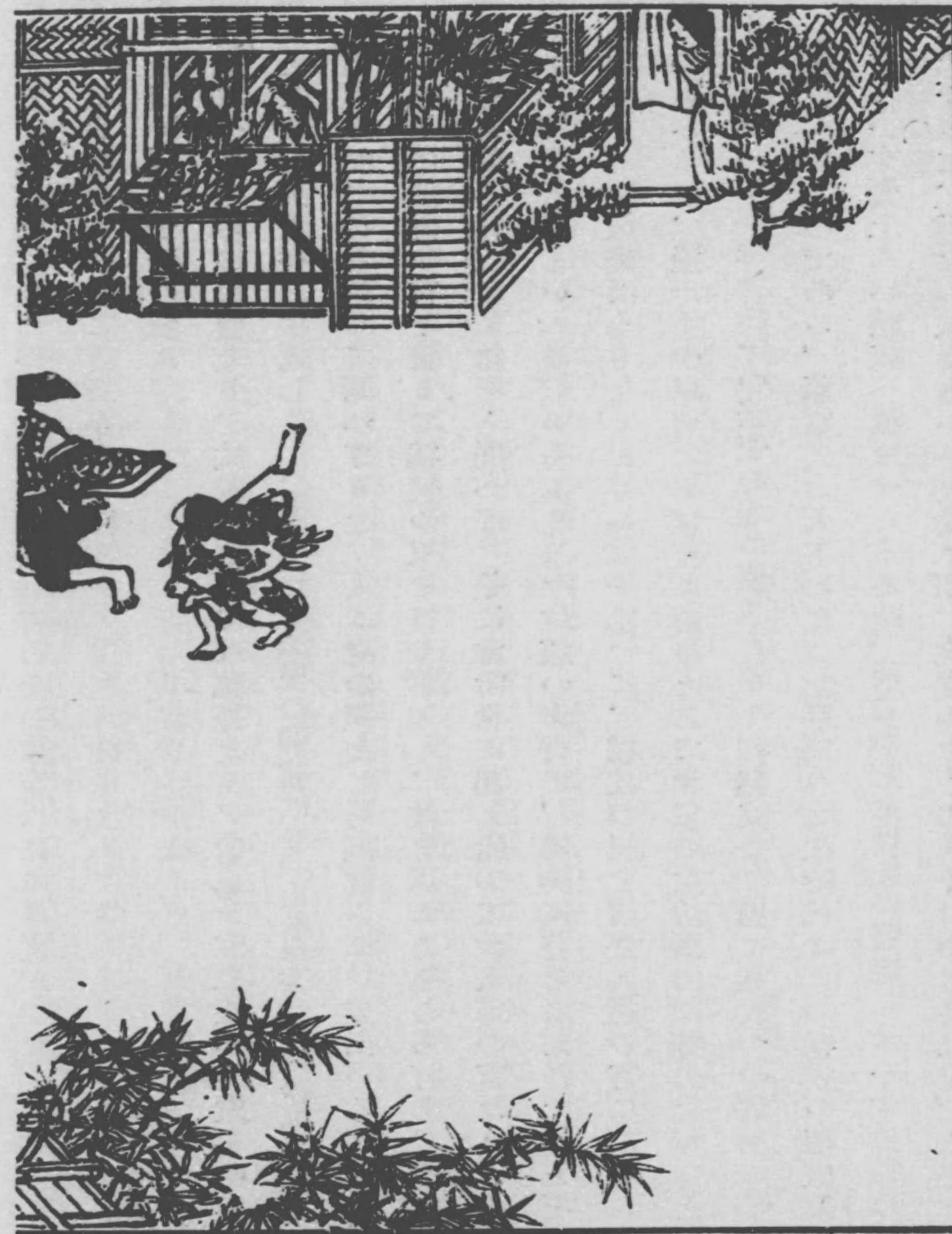
とある。こはまさよりの亭に於いて主人の大臣が打毬の毛玉を舍人共の集ひせる中に投げ與へ打毬杖を以て木玉を打たしめたのであつた。打毬樂は既に打毬稿の條に詳述せる如く、五月の節會に際して打毬用杖を持ち木玉を打つ態をなし舞遊ぶ舞ひである。要するに時は四月であるから、さし迫れる五月の節會を控へて打毬樂の修練の爲めかかる遊びが催されたのであらうとも考へられぬではないが、「打ち勝ちては舞ひ遊ぶ」とあるは、打毬用杖をもつて實際に木玉を打ちあつたものと解釋するが正當なのであらう。後世毬杖の玉を毬杖の玉といひ、また玉打ち等といひし事より想像すれば毬杖は打毬より直ちに移りたるものでなく、かかる打毬樂の玉打ちより案出せらるるに至つたのであらう。是否はとにかく『年中行事繪卷』正月遊戯の條に、毬杖の圖が所載されてゐるの

をみれば、平安時代には兒童の遊戯園内に存在してゐたのは争はれぬ事實だつた。かくてこれが眞に盛大となつたのは平氏の治世時代以降のことであらう。

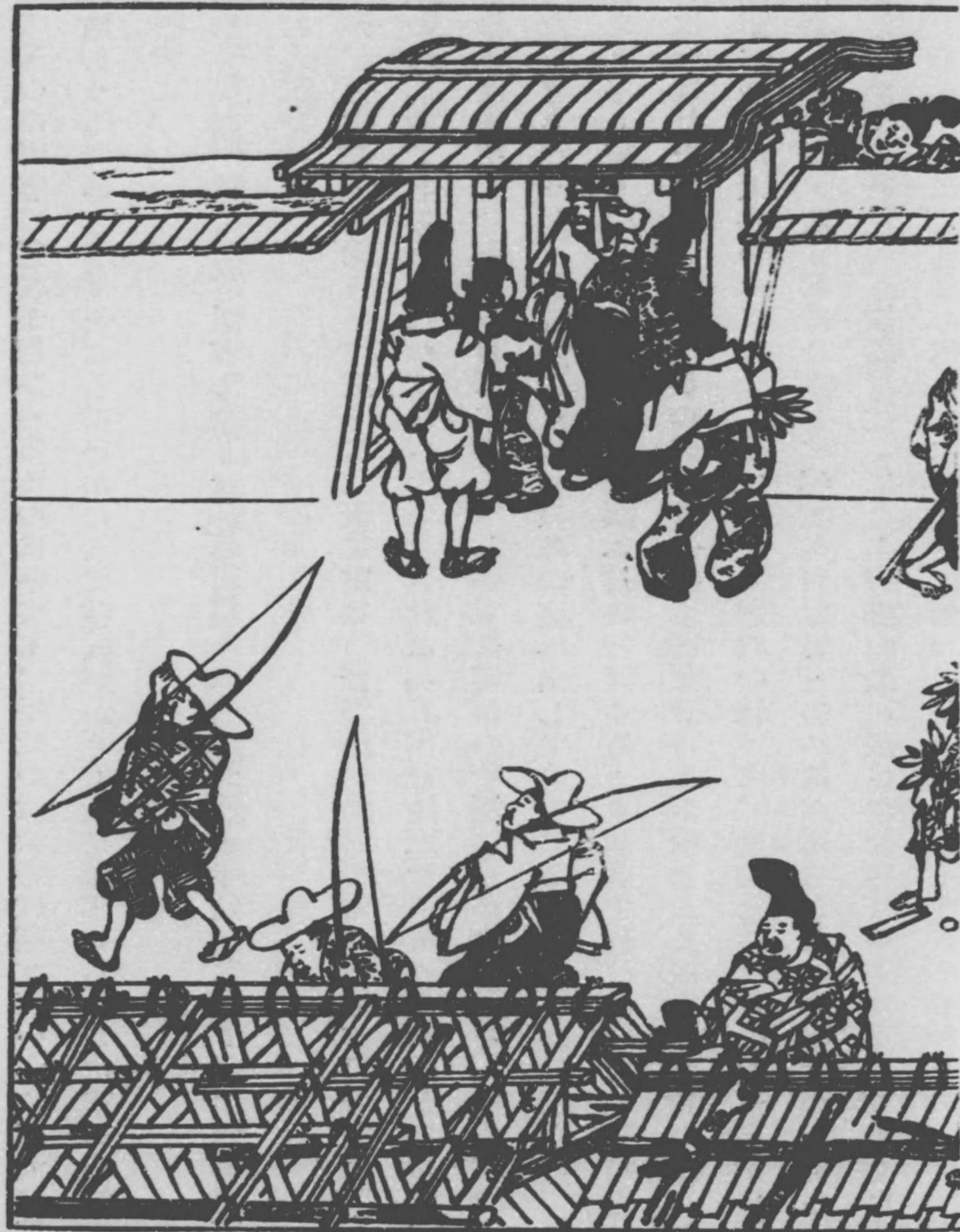
『源平盛衰記』卷二十四の條に、

清盛入道は平氏の中の精髄なり、武家に取ては塵芥なり、(中略)父忠盛が昇殿をゆるされしをば、白河殿御越度とこそ、萬人臂をば返ししが、遠からず法皇の御前にて、山僧澄憲には伊勢平氏と笑はれたりしか共、諍ひ所なければ、口を閉ちて開かさりき、人は身の程をこそ振舞ふに、成出づる事行ひ過分なりとぞ申しける、又その上に法師の首を造りて毬杖の玉を打つが如く、杖を以てあちこち打ち、蹴たり踏たり様々にしけり。大衆兒共態と此玉なに物ぞと問へば、是は當時世に聞え給ふ太政入道の首なりと答ふ。いかにそれをば便なくかくはするぞといへば、いろふまじき政道の奉行に、佛神に首をはなれたりとぞ申しける(下略)

とあるが如く、その後幾ばくもなくかく『太平記』に、毬杖の玉を清盛入道の首になぞらへて、打ち恥しめる記述があるのを見ると、遙かこの以前より毬杖は遊事として世童の生活園内に勢力をもちえてゐたのに相違なかつた。とすれば、『宇都保物語』の祭使の卷の條こそは、打毬樂より變て毬杖への轉向さるべき機運が醸されつたつあつたと断定し得るのである。藤原氏の天下に代つた平氏の文化時代はこの毬杖の極盛期であつたものとみえ『平家物語』には、文覺上人が隱岐へ流竄せらるる時、後鳥羽院を毬杖の冠者こそやすからぬといひのしれる條に、此の君あまりに、毬杖の玉をあいさせ給ふ間、文覺かやうにあく口申けるなり。とあるほか、『義經記』牛若きぶねまうでの段に、ふところより、ぎつちやうの玉のやうなるものとり出し、木の枝にかけ、ひとつをば重



年中行事繪卷 所載 【正月の毬杖】



盛が首と名づけ、一つをば清盛が首とてかけられる。とある。かく『源平盛衰記』、『平家物語』、『義経記』などによつてもその形容に毬杖が用ひらるるのみにても、平氏の治世時代毬杖がいかに盛大に遊事せられつたかたかを想像しうるであらう。ところでいかにして毬杖がかく盛大に遊事せらるるに至つたかといふに、

『袖中抄』に、

黄帝取_二虫尤頭_一毬_レ之取_レ眼射_レ之云々毬杖是也云々以_二彼例_一漢土年始用_二凶事_一國中無_二凶事_一仍日本國學_二其例_一、年始打_二毬杖_一云々

とあるが、虫尤の頭を鞠として蹴る事は既に蹴鞠の條で述べたところであるが、虫尤の眼を毬杖の玉として打つといふのは異論であるといはねばならない。されば『日本歳時記』にもこの事確かならず、且つ古書にもみえねば附會の説なるべし。と否定されてゐる。しかし何等かの禁厭に基づけばこそ『徒然草』に、さぎちやうは正月に打ちたるさぎちやうを、眞言院より、神泉苑の庭へ出して焼あぐるなり。といはれたのであらう。左義長が漢土の爆竹より移り来り、その使命が邪厲を誦ふ爲め行はるるより想像すれば、毬杖の玉打ちは悪魔誦ひといふ迷信のもとに行はれたのであらう。これが正月の遊事と断ぜらるるゆゑんは、『徒然草』の外『年中行事繪卷』(春日刑部大輔が、後白河天皇の命によつて繪ける正月遊戯の條)に、盛大なる毬杖の圖が畫かれてあり、また玄惠法印作『遊學往來』に、改年初月の遊宴、毬杖云々などあれば、正月月初の遊事だつたをいなみえないと思ふ。とにかく『源平盛衰記』、『義経記』などに、清盛の頭に擬された毬杖の玉は可成り大きなものに相違ないのであつた。しかし後代には毬杖の毬は片木を平目に削つて玉の形に作らるるに至つた。

此の毬杖の玉打ちは、打毬の如く毬を擲つて毬門に入るるとは異なり、甲・乙相方の間隔十間乃至十二・三間を隔てて、その中央に一線を劃し、一方より投轉せる玉を一方は種(毬杖)にて打ち止めるのであつた。若し止め得ずして劃られた線より外に毬が轉り出た時は投げ方の勝ちとなり受け方の負けとなるのであつた。これを稱して毬杖の玉打ちといつた。

平安朝時代に創案された毬杖はその後室町時代を経て徳川氏時代に至りつひに振振(ぶりぶり)の出現と共に廢滅するに至つた。

正徳三年『和漢三才圖會』に、

按、毬杖之遊戯、和漢共其來尙矣、近世惟小兒爲_レ戲、每正月與_二破魔弓_一同弄_レ之、猶近年不用_レ之、故本式毬杖見者希。

といはるるをみれば、正徳年間以前すでに廢滅して遊戯的生命を失つたのであらう。『和漢三才圖會』と同時の刊行になる『滑稽雜談』に、當代は古來の模様に変更して、二・三歳の幼兒に小さき毬杖を紙上又は薄板に貼し、鶴・龜・松・竹など造りて云々とある如く、往時の盛大なりし面影はわづかに玩具の上に止めらるるみじめさとなつてしまつた。

第十章 左義長

毬杖と密接なる關係を有する左義長は遊戯といふよりも寧ろ祭祀に近い關係に置かるるのはいふまでもない。しかし毬杖や羽根・羽子板等正月月初の遊びになつたこれ等の玩具と因果關係を有するので、特にこの一篇を附記する事とした。

いふところの左義長は往古正月十五日行事された惡魔禳ひの祭祀をいふのであつて、その起原は定かではないが、平安朝時代には宛も年中行事のそれの如く正月十五日恒例として行事された。而も左義長は毬杖の出現後左義長と呼稱せられたので、その以前はこれを三木張若しくは三叉杖といつた。

『楚響錄』に、

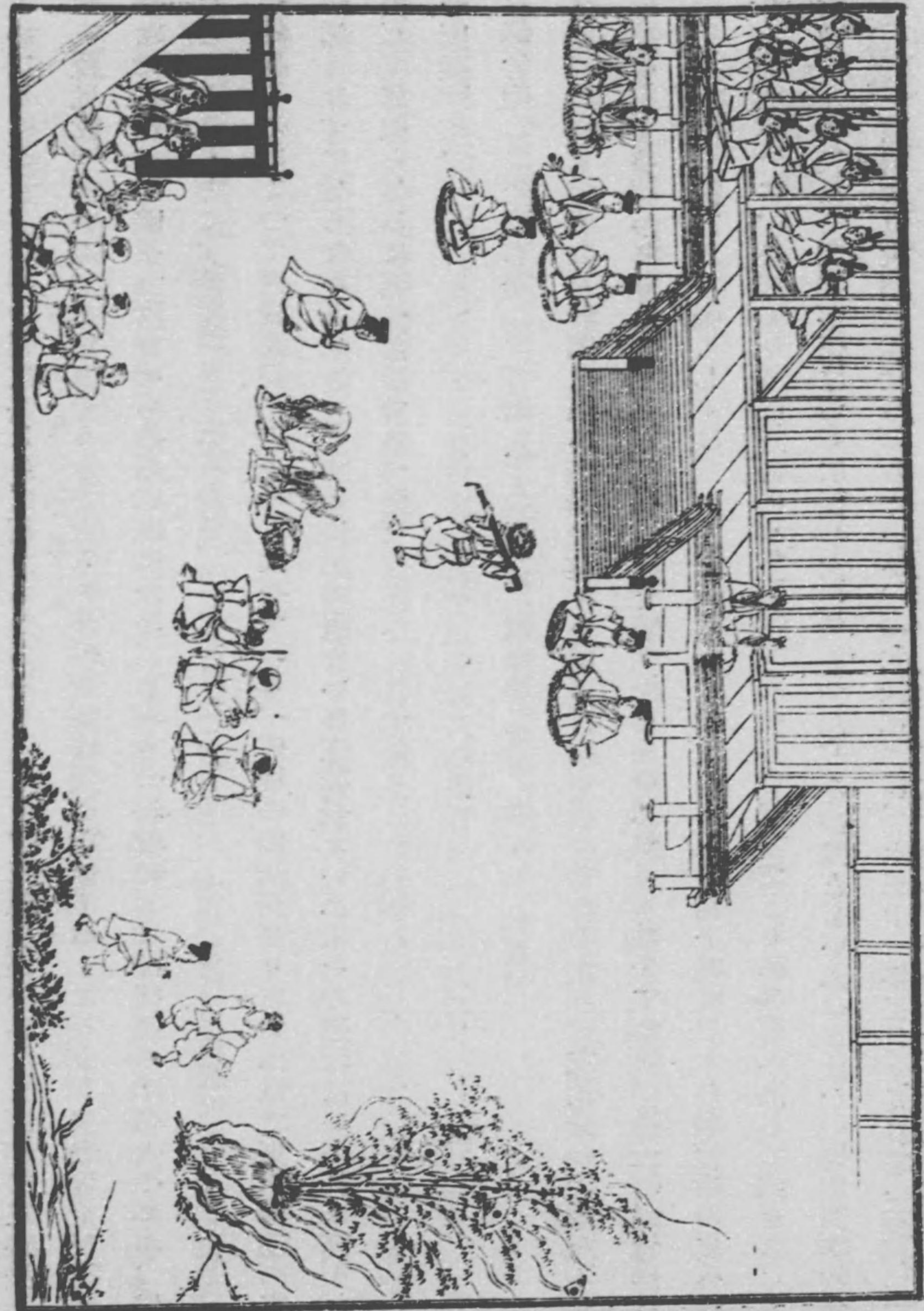
公事を被_レ行候時、夜に入候へば、陣の座といふ所に結び燈臺といふものをたてて灯を設け、其體細き三本の末をつなぎ合せてまたにして下を張せ、其上に油つぎを置き、燈臺を置候、當時はむすび燈臺と申候、むかしの記録には三木張とも三叉杖とも有_レ之候、其貌。*如_レ此なるゆゑ、三木張、三叉杖などいふとみえたり、當時の三毬杖も其かたち。*如_レ此なれば三木張といひしを、後世文字も色々書故、かたちさまざまの説も有_レ之様被_レ存候、愚存如_レ此候也。

とあれば、もつて前説の證となしうであらう。後世毬杖の出るに及んで、正月月初にもてあそばれた毬杖が三木張とかはるに至り、三本の毬杖がこれに用ひらるるところより、三毬杖がいひなまられて左義長といはるるに至つた『鹽尻説』といふ。^三さぎちやうとさぎちやうの音便は頗る類似するところより、恐らく三毬杖がいつとなくいひなまられ、左義長と附會せらるるに至つたのであらう。俗説によれば後漢の明帝永平年中、道經・佛教の勝劣をこころみんとて、其の經を左右にわけ、火をかけたところ、右における道經は悉く焼失せるによつて、左佛經の義長ぜるによつて西域義長や東土やとはやすのも、西域の佛法長ぜりといふ意で東土佛法の東漸をいふとあるが信となすに足らないと思ふ。要するに三木張といひ左義長といふもその遠因はいづれも漢土に於ける爆竹に起因して眞似らるるに至つたのであつた。

『月令廣義』に、

除夕爆竹所_レ以震_レ發春陽_レ除_レ邪厲_レ今人遂以爲_レ戲而傾_レ費爭_レ雄殊失_レ本意。

とあれば、いふまでもなく邪厲を禳ひ春陽を發する爲に行はるのであるから、左義長の使命たる惡魔禳ひと全く類似點を有するばかりではなく、左義長の柱を爆竹柱ともいふ點より綜合すれば、漢土の爆竹が日本に移つて一つの習俗となり往古三木張もしくは三叉杖といはれ、毬杖の出現後偶々毬杖三本を爆竹柱の支へ柱となすところより『徒然草』に、さぎちやうは正月_レにうちたるさぎちやうを眞言院より神泉苑へ出して焼きあぐるなり。と殊更に附會の左義長なる文字が使はるるに至つたのであつた。その證ともいふべきは、『異本四季物語』に、後世三毬打_{三木杖}諸家より大内に獻ぜらるるといひ、『元長記』に、永正十一年正月十五日晴三毬打三本焼_レ之御



左義長 (文政年中行事)

會始書廻文遣之。同十四年正月十八日晴頭辨進三上三毬打加茂社三毬打九本進之。とあるが如く、三毬打なる語が古くより用ひられつつあつたのは事實であつた。この三毬打が左義長の語原となつたといふ『鹽尻説』がいかにも正當なる主張であるといへよう。而して左義長の御儀が宮中に營まるるのは十五・十八日の兩日で、兩日も吉書を焼といふ『故實拾要』と、十五日には拍子ものはなく吉書を焼き上るのみにて、十八日には吉書を焼かぬといふ『和漢三才圖會』説とがあるが、思ふにも一事を兩度に行ふのであるから前者の説が妥當なのであらう。爆竹柱は諸家より献上の毬杖と山梨家より献上せる笹竹をもつて作り、山梨家より献上の笹を中心柱となし、毬杖を三又にしてその支へ柱となし、この支へ柱の周圍を藁にて包み、中心柱に主上よりの吉書(民間なれば書初め)を結び、笹柱の左右に扇面を開いてとりつけ正月月初の祝儀に用ひた松・竹・縹・繩等を積み重ね、陰陽師大黒が舞踊しつゝある間に爆竹に火を放ち、火勢の盛大となるを待つて、これを明の方(歳徳神)の方に押し倒すのであつた。

『故實拾要』に、

正月十五日御吉書左義長是左義長は、以三葉竹二拵之扇等の飾あり、常の如し、左義長是に御吉書を被上事也、又云十八日爆竹是去る十五日山科家献上の左義長今日清涼殿の南庭に於て焼上るなり。天子清涼殿に出御天覽あり、極老催此事なり、夫れ御殿の階の下に北面の侍兩人跪候也件左義長焼上る時、陰陽師大黒囃之、凡其次第、先陰陽師大黒烏帽子素袍を著し、的をもつて清涼殿の御庭の中央左の方に立て囃之、又大黒兩人上下を著し、笹の枝に白紙をかけて、持之、立向ひ囃之、次に鬼の面を被りたる童子一人、金銀を

以て左巻に畫たる短き棒を持、舞曲をなす、次に面を被り、赤き頭を被りたる童子二人太鼓を以て舞曲す。次に金の烏帽子に大口を著し、小さき鞆鼓を前にかけて打鳴之の舞曲をなす。又笛一管小鼓一挺半上下著したる者打囉之也。但し舞曲をなす間に件の左義長に御吉書を添へて焼き上るなり。又焼き上る左義長の數は十二、三節なり。

とある。茲に十二、三節りとあるは、十二節であつて、これとりもなほさず一年を十二箇月にみため、十二節りをば十二箇所に立つるのであつた。尙ほ大黒舞ひについては『和漢三才圖會』によれば、唱門師大黒松太夫外四人(二人は翁の姿)(二人は姫の姿)いづれも鬼面を被り頭に赤熊の髪を冠り、太鼓を持てる二人の姫を二人の翁が追ひ廻しつつ太鼓を打つとき素面に赤熊の髪を冠れる童子が同じく腰鼓を打つとき、傍に袴肩衣を著けた五人が並び立つて止牟止と囉し、摺袴を著けた一人が聲を和して波阿未知と囉す。といふが、『文政年中行事』によると『故實拾要』の説が正しいやうである。但しこの折りの大黒の囉しことばは『和漢三才圖會』には止牟止とあるが『貞丈雜記』には、ほうせうじゆやどんど。とあるから『徒然草』にいへる如く、法成就やどんどと囉すのであらう。

此の左義長の御儀をつかさどるに際して舞曲の役をなすは大神人(隼人)であつて、又の名を唱門師ともいはれた。

『滑稽雜談』に、

古老傳へて曰く、往昔は元朝寅時、大神人禁裡日華門の外に参りて、毘沙門經の文句を訓讀に唱て、祝の儀

をなせり、故に此者の黨類を呼びて唱門師と稱す。

とあれば前説の證となしうであらう。而も福人大黒の名を取つて祝したる故に、しゆくのものともいはれた。

『同書』に、

元日毎に夙に候する故に夙の者といふ、世に誤てしゆくといへりとはうけがたき説なり、又大黒舞といふことはこのどんどより起りしことと知らる。

とあれば、前説の誤りならざるをみとめうであらう。餘事はにおいて民間に於ける左義長は何時頃より行はれたといふ確證はないが、やはり平安朝時代より行事さるるに至つたのであらう。而も民間に於ける左義長の形體が宮中に於けるとほとんど變化のないのを見ると、宮中より出でて民間の行事となるに至つたのであらう。

『異本四季物語』に、

さぎちやうの具も兒だつ人のさればみたる弄びものとなり、やけのこりし扇に赤きふさつけたるをこしにさしそへたる、ふるこたちのかたへに兒かかへてたすむはいかばかりのよはひぞや。

とある。古くより左義長に扇面を飾る慣習が坊間にも行はれつつあつたものとみえる。また古製の羽子板に此の爆竹の繪が必ず畫かれてあつたのは、左義長によつて焼かれることを意味した左義長の由緒繪とでもいふのであらう。その證ともいふべきは文安の頃の書『埃囊抄』の爆竹の下に、羽子板と書かれてあればもつて證となしうと思ふ。また寛文年間印行の『續山井』に、羽根を毬杖羽根と記してあるのを見ると、羽子も亦羽子板と等しく運命を左義長に托して焼かれたのであらう。

此の左義長の落火にて餅を焼いて食ふと、厭鬼の呪ひとなり、旁々縁結びの呪ひとなるとも信じられてゐた。玄惠法印の『異制庭訓往來』に、宿世結び・宿世焼と遊戯の名目が並べられてあるのは何れもこの左義長の落火にてなす戯れであつた。『増補越後名寄』に、

正月十五日、左義長の燃え残りの木を、宅の爐中に焼き、其火にて縁結の餅焼といふ事を童共なす、養の服れやうに、品形を稱じて興す云云。

とあるは、宿世焼の遺事にして縁結びの餅焼といふのである。このほか延寶頃には化粧文も亦左義長によりて焼かれるに至つた。

延寶八年『洛陽集』に、

爆竹と題して

みせぬ文とんとやとんとや夜の聲

自 悦

とある。此のみせぬ文とはその頃流行つた化粧文の事であつた。然らば此の化粧文が如何にして左義長によつて焼かるるかといふに、『雍州府志』清水絃指のことをいふ條に、其爲體半雞髮不僧不俗横大刀、常出入武門、賣弓矢、每年正月上旬、身著赤布衣、頭戴白巾、覆頭面、纒兩眼而賣紙符、於市中、是謂懸想文、想女祈懸念之事、或祈良緣、或索富貴云々、弦指其所、願而口唱其事、則授其符、十四日夜與爆竹同焚之、然則而令願云。とあれば當時彼に乞ひて假想文を購ひし者は悉く、左義長によつてこれを焼いたのであらう。

かくてさしも盛大なりし左義長は、明暦元年乙未の十二月四日町觸れを以て遂ひに制禁せらるるに至つた。し

かしかくても尙ほ廢滅するに至らなかつたので、寛文六年再び制禁の御觸出となつた。

『幕令拔涉』

明暦元年乙未十二月廿二日、町觸左義長に薪深山に積みかさね焼申間敷事寛文六年午正月跡々より如申付候町中にて十四日、十五日焼候儀御法度候間、此旨相守可申候、勿論さいの神往行の妨に罷成候間是又爲致間敷候。

とある。名を道祖の神の往行の妨に藉りてはあるが、實は左義長による災禍は實に頻繁たるものがあつたので、つひに禁壓さるるに至つたのであるが、爆竹柱を作つたり、扇面を飾りつけたりする事はその後行はれなくなつたが、左義長の遺事は遙か後代までのこり、正月十五日の夜、初春の飾り附に用ひた飾り物一切を焼く風習は幕末に至るも尙ほ止まなかつた。

『守貞漫稿』に、

十五日の夜諸川岸焚之松飾童夜中牛房波連等を以て、或は地を撲ち或は民戸を打ち等して、どんどじやちやんぎりこしまといひ巡る。蓋し焚之には雇夫等出て助之は兒童のみにはあらず、彼輩今夜寝ざるゆへに、夜不寝講と云ひ、よねんかうと訓ぜり、ちやんぎりこは左義長の訛ならん。

とあるから、天保時代には未だ往時の盛大なりし左義長の面影がかくの如く遺されてゐたのであつた。その後今に至るも尙ほ此の風習は極地的にのこされてゐる。

【附考】左義長に胚胎して誕生したかに考へらるる粥杖打ちといふ遊戯が平安朝時代宮中の嘉例となつてゐた。

これは粥を焼いたもえさしを杖とし、これをもつて子を持たぬ女の臀を打てば、男子を生むといふ迷信に基づいて行はれたのであつた。しかも左義長の行はるる正月十五日の夜等しくこれが行はれたことを考へると、左義長と粥杖打ちとの間には何等かの脈絡たる關係があつたものと想像さるるのである。

この粥杖打は室町時代には武家の殿中であつて、一種の嘉例として行はれつつあつた。

『簾中舊記』に、

十五日のあしたとく、さぎつてうおもてにて御覽じ候てのち、いつもの御所にて様はじめ参らせ候て、御女房衆の右の御肩の上を、三づつそと御うち候、その御杖にあたり候が、御めんぼくに候、ちとはくをおかれ候て、春の野の犬など、ろくしやうゑにかかれ候にて候。

とある。而も粥杖に箔おいて野犬の繪を描きたるは、これとりもなほさず野犬の多産なると安産なるとに肖からしめんと考へから行はれたものであらう、此の意匠的な粥杖と左義長の童子が持つ左巻の棒とが相似せる點なぞより考へるとき、左義長に何等かのかかりがある如く考へらるるのである。餘事はにおいて、これより先き清少納言の『枕の草紙』に、十五日はもちかゆの節句まゐる、かゆの木ひきかくして、家の卿たち女房などのかぶを、うたれじとよいいして、つねにうしろを心づかひしたるけしきもおかしきに、いかにしてけるにかあらん、うちあてたるは、いみじうけうありと、うちわらひたるもいとへばへし。ねたしと思ひたることはり也云云。とみえ、このほか『狭衣』、『辨内侍日記』などに、同じ粥杖打ちの條がものされてあるのをみると、平安朝時代以降の習俗であつたのは争はれぬ事實で、これが武家政事の時代となつて武家の殿中の嘉例とまでなつたの

は、前掲せる室町家の舊記によるも明瞭であるが、さらに後代に至つてこの習俗は、民間に移つて漸次一般的に行はるる事となつた。

延寶八年『日次紀事』に、

信、飛、三等の國に於ては、漆うるし木を以て、その長さ一尺二寸許に切、上下より削除けて先の方に左巻形、或は柳櫻花の如き、物を紙にて切張し、松煙を以てこれを燻べ、其形を取除れば、其模様白く殘る。是を號けて御祝棒といひ、新婦ある家毎に入りて、新婦の腰を打つ、兒童の戯あり云云。

とある如く、一種の悪戯としてもつばら北國地方に行はるるに至つた。しかしこれと同様の悪戯が美濃あるひは西國方面にも行はれたことが、『日本歳時記』や『年中故事要言』などにみえ、北越にてはこれを枚木といひ、枚の木にて雷盆木の如き形に作り、鶴・龜・松・竹など縁起を祝ふ寶盡しの繪を蒔繪として新婦を打ち祝ふ悪習俗があつた。この枚木は『年中風俗考』によれば、だいの事で、大の子といふ義であり、雷盆木はいはゆる陰相に象どつたものであるといふ。また『日本風土記』によれば、元宵（正月十五日）街道、郷村の兒童、十五・六・七・八の悪戯盛りのものが、各兒、柳の枝をきり皮を除いて木刀の象に彫み、剥きたる皮をもつて刀身を纏ひ火をもつてこれを焼き黒め、皮を去つて黒白の花模様をわかち、これを荷花つばな密と名づけ、荆棘の枝をこれに挿み、香火を神前に供してのち、各童手に木刀を以て隊列を作り、道の兩側に並んで有婚の婦にして未だ子無き婦人が通るを待ちうけ、口に荷花つばな密と稱へて偏身を打てば、その婦人はその年必ず男兒を孕むといふ迷信のもとに粥杖打ちの遺風が行はれた。又、

『骨董集』に、

北越にて、祝木と名づけ、いにしへより傳へて、いまに造る杖なり。

と、祝木の圖を所載してある。これは一名將軍木といひ、胡桃木にて作り、春初男兒のある方へおくりつかはすを、餅花とともに一ツ所に掛けておき、小正月になつて、その家の男の兒がこれを携へ、新婦のある家へ行き、新婦の腰を打つ眞似をして子を孕む呪ひとしたといふ。この地方の方言にて、正月十四・十五・十六日の三日間をさし「こしやうぐわち」といひ、祝ひ木を削りかけともいふ。この外『和訓の栞』に、「いまいせの神宮あたりにもあり云云」とあるから、かなりこの悪戯は全國的に行はれたものとみえる。左義長による縁結びあるひは縁結びの餅焼きなどと並んで、この粥杖の悪戯も左義長によつてもたらされたものでなからうかと考へる次第である。

第十一章 紙老鴟

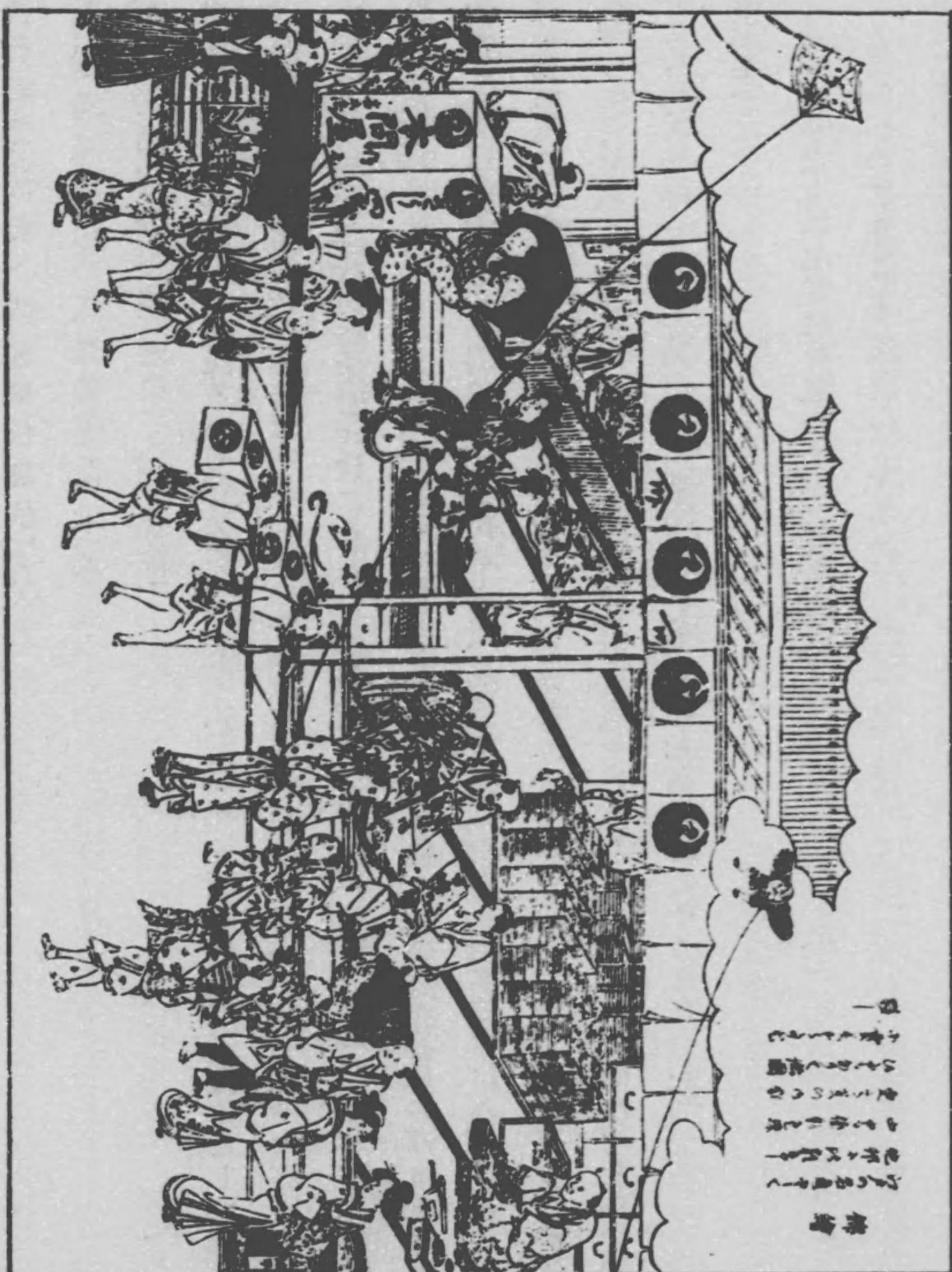
紙風は紙老鴟・紙鳶・鳳凰・烏賊幟・風鳶・風箏・毫見・風禽・紙鴟・鶴子・八角紙鮒・春聲君・飛紙鴟・風瓦・風鷹・放風箏・放紙桌・紙鷄等に綴られ、名稱の如きも江戸では「たこ」といひ關西では「たつ」・「ふうりう」などと呼んでゐる。紙風の發祥はつまびらかでないが、俗説によると韓信が陳稀の爲め未央の宮の距離を測量する目的をもつて紙風を飛翔せしめたのに遊事の端が發せられたのであるといふ。勿論史實として根據のない説であるから信憑に値ひしなと思ふ。しかし梁の『高祖記』や、唐の『田悅傳』にはその名稱がみえてゐるので、かの六朝時代には盛んに遊事に供されてゐたのであらう。

宋の時代にも盛大に遊事されたとみえて『續博物志』に、今紙鳶、牽絲而上、令小兒便張、口望視、以洩内熱也。とあれば兒童の遊戯園内にあつて玩具的生命を持續しつつあつたのをいなみえない。これが日本に移入された傳來の経路乃至時期の如きは明確でないが、はるか上代に長崎を経て移入されたのであらう。と、いふのは古來より崎陽の習俗として紙風（はた）揚が盛んであつた。『長崎歳事記』によると、例年二月より四月にかけて、市中擧つて風揚に熱狂し、金比羅山へ行厨を携へて風揚げに出かけてゆく、風の種類は頗る多く、波羅門入道はた・奴はた・百足はた・蝶はた・障子はた・日本はた・あこばた・かはほりはた・とんぼうはたのほか、桐に風

風・海老尻・天下泰平・天一天上・大吉等の文字風も揚げられた。更に特異なる餘技は紙風の争奪戦で、硝子よまなるものを用ひ、互に相手のよまを切り會ふにあらん限りの手術を盡し敵のよまを切り取つた者を勝とする。就中十日の金比羅山祭禮には、麓の目野に朱毛氈を敷き、大人といはず小兒といはず、擧つて風揚に狂喜し、市内の風屋も、この野原に出張假店を設け大いに盛觀を極める。この特異たる波羅門はたは印度の波羅門教と密接なる關係におかるものであつて、旁よかはほりはたも印度人が崎陽の出島内をつくつて市人とするはかす(風の奪ひ合ひ)ことがあつた。また以上のほか唐風の紙風も交つてゐた。といふ『嬉遊笑覽』説などによれば風はまづ崎陽につたはり、漸次内地に傳はつて各地に於いて郷土的發達をみたのであらう。とにかく『和名類聚抄』の雜藝の部に、鶉老鴟と訓じられてゐるのをみると、平安朝時代にはすでに存在し、遊戯用として一般の遊事に供せられたとみるより、寧ろ一箇の技藝として用ひられたのであらう。しかしその後いくばくもなく遊事に供せられるに至つた。俗説によると、かの後三年の役に清原武衡の家人置賜四郎なる者、義家の陣中へ牒者として忍び、警戒の嚴重なる爲め城内へ内通しかね、かねて兵書によつて暗じた紙老鴟に思ひより、これを作つて密かに飛翔させ城中に密書を寄せたので、武衡は直ちに秀衡の陣へ夜討をかけて勝利を博したといふ。もとより根據のない説であるから信憑に値しないと思ふが、かかる假空の作話以外紙風が遊事に供されてゐた立派な文獻が残されてあるのでそれを次に示さう。

鳥田忠臣の『田氏家集』に、

風前試翼爲新 何事一字來插壁塵一



『江戸名所圖繪』所載 風揚げ

了德行藏能在我 憐他飛伏必依人
 應同鶴滯重阜曰 孤負鶯遷喬木春
 向上碧雲如有分 憑君莫久縮三絲綸

とある。鳥田忠臣は誰しもが識る如く菅公の師であるから、平安朝時代すでに遊事として玩ばれてゐたのは事實であるといへよう。その後の推移は明朗でないが『以呂波字類抄』や『類聚名義抄』等にその名が所載されてゐるのによると、鎌倉時代以降室町時代にかけて遊戯的生命を持続しつつあつたと解すべきが妥當なのであらう。これが徳川家時代に至り、元和年間長崎の代官長谷佐兵衛藤廣といふ者が鳥賊のぼりを作りこれに蠟燭を點し、夜中揚げて大いに市人より喝采を博したことが、元和六年刊行の『無名草』にみえてゐるほどであるから、當時代既に鳥賊風の流行が一般的となりつつあつたのを否みえないと思ふ。要するに平安朝時代の鴉形の紙風はこの頃に至つて鳥賊風となつたのであつて、鳥賊形の紙風を鳥賊のぼりと稱するのは、當時代端午の當日盛んに紙幟が立てられる習俗であつたので、鳥賊のぼりといひゆがめられるやうになつたのであらう。

『鷹筑羽集』に、

かみなりの鳴るに天氣のあがる空

いかのぼりこそ風に吹かるれ

良次

『續山井』に、

魚や木にのぼりのいかの糸さくら

道宏

『江戸三吟』

物の名たこや古郷のいかのぼり

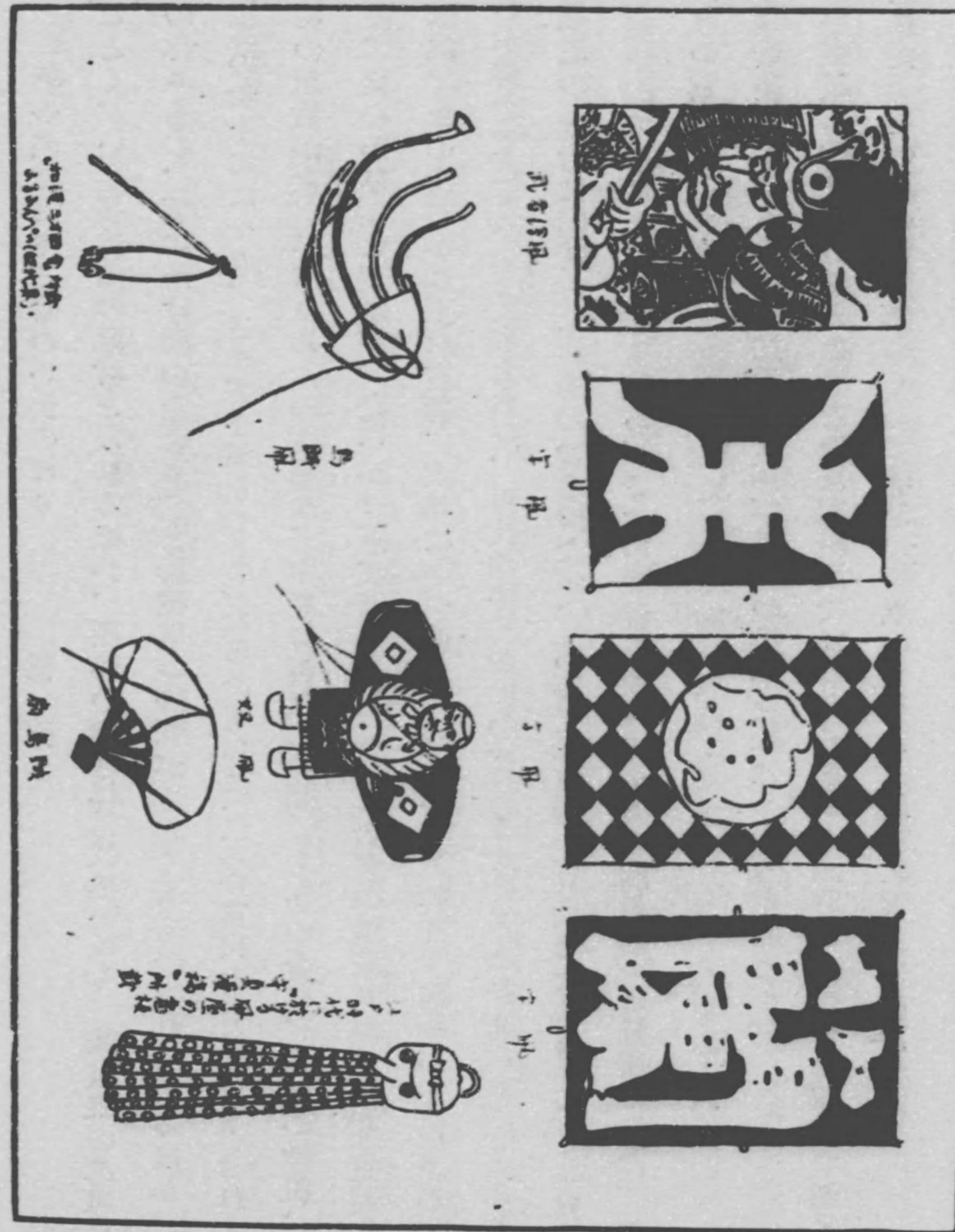
信徳

とあるごとく、いく多俳諧の取材となれるほか、西鶴の『好色二代男』にも、難波風の暮暮鳥賊船のはやりて、さまざまの作りもの、雲にかけ橋のたより。と鳥賊風の評判がさともものされてゐるほか、『好色入子枕』に、「折から紙鳶の世上にはやり、さまざま氣をつくしたるおもひは、三井富山をさはがし、きれぎれをあつめ、石だたみは上町の屋敷がた、ひちりめんの達磨は、中島の苦なし仲間、もみの盃は、天満の蛇組、白輪子のたか袖は新地の茶屋、鬼のかひなは渡邊筋、鳥いかは阿波ぼり、封じ文は新町の情盛りか、紙鳶百羽雀は竹田ささいがらは嵐三郎四郎、おやまじかは上村吉彌、大黒はいづくの寺のいかなるべき、龜やが方にも密かによりあづかり置し孔雀、いか御馳走にと、上手をえらみ、町代の半兵衛にのぼせさせけるとみえたり。」とあるが如く寛永以後に於ける鳥賊風の流行は素晴らしいものであつたが、明暦二年丙申正月六日に幕令を以て「跡々より御法度被仰付候通、町中にて子供たこのぼり堅あげさせ申間敷尤商賣にも拵申間敷候」と嚴達された。勿論諸大名参観の往來さまたげの爲めであつた。

しかし制禁後いくばくもなく江戸兒は再び風箏の愉樂を味はうやうになつた。

鳥賊形の紙風について評判となつたのは鳶紙風であつた。鳶風は江戸の四つ谷で初めて創案されたので四谷鳶とも呼ばれた。その名の如く黒づくめで變形の紙風中もつとも異彩に富んでゐた。

呉れ竹の四つ谷といへばいかのぼり



鶯よりも鶯に春めく

とある如く、由来四つ谷は鶯の本場としてきこえ、春はまづ四つ谷の鶯より明け初むるといはれたのが、この鶯凧の出現以来鶯はややおされがちとなつてしまつた。

この鶯凧に眞似てはるか後年（安永年間）より、そのいなせな六方姿を江戸の空に浮べるやうになつたのは奴凧であつた。

『奴師券之』木室卯雲の句に、

初午や地に白狐 天に奴凧

かく俳諧の取材となるに至つた傳法な奴凧は、すつかり江戸つ兒を魅惑してしまつた。

これが後年歌舞伎劇の中に所作事としてとり入れられた。天保十二年尾上多見藏が變化所作事『重朝霞彩色』の外題で、長唄出語り、奴口上の所作事で演出したのが最初で、その後安政四年二月森田座で『庵木瓜花向福祿』で、市川市之丞が中村座の大切に『畫音參錦』に、富本・常磐津の掛合で、菊五郎・彦三郎が奴凧の所作事、宙乘りに一新機軸を劃したといふので素晴らしい評判だつた。

この頃から漸次變型の凧が出現し、八ツ花形・鯨・九曜の星・角紙凧・蜈蚣扇・桃造・鐘・馬・鳳凰などがつくられたほか、切抜き凧と稱して凧を畫筋通り切り透したものすら生じ、はては傀儡師などを作りつけ、箱の人形がかはつて舟辨慶があらはるといふ念入りな趣向のものさへあつた。さらに新工夫のころみとして、この頃紙凧の絲にさるを通し、絲目近くまでこれを登せ、頃合をはかつてとんと風絲をしやくると、美事にきれて宙

に彩花を撒き散らす。とくに風繪が武者繪もので、頼光などが描かれたものには土蜘蛛をさるとし、絲目にゆきついたとき、とんと絲をしゃくつて響かせると、あだかも頼光それ自身が太刀を抜いて蜘蛛を切りたる如く、蜘蛛より血の如うな赤い紙垂れが飛び散るといふ奇抜な趣向すら生じた。

さらに文政初年頃からスガ風といふ風が、鳶風や奴風のかはり風と交つて江戸の風仲間に幅をきかし出した。スガ風は角風一種で、骨組がこまかく絲目にスガ絲を用ひるところより、スガ風の稱をえたのであつた。風揚げも餘程の巧者でないこのスガ風はあがらなかつた。

しかし何といつても江戸人のほんたうの趣味と合致した風は、以上序述し來つたやうな變型の風ではなかつた。風といへば直ちに角風と首肯しうるほど、角風が風揚仲間^{かぜのなかに}に歡迎されてゐた。角型の風には繪風と字風の二種があつて、繪風にはドウシン格子・雲の舞鶴・月波・達磨・般若等のほか、武者繪ものは一人立より二人立・三人立・四人立・五人立等と武者數の多いものほどよろこばれた。字風には壽國・嵐・錦・虎・龍などの字を白ぬきとし、字まはりを藍で染める。以上角風の大きさは西の内二枚半張りより三十六枚張り位まであつた。江戸鐵砲洲の室崎屋で作つた西の内三十六枚貼りが、江戸に於ける大風の記録となつてゐるが、土佐藩の鯨風は、その尻尾だけでも尤に藩邸の半分はあつたといふからその大きさは想像のほかであつた。従つて大風についての挿話も頗る多く、一代の奇人河村瑞軒が大風を利用して江戸の瓦師がもてあぐねた芝増上寺の棟瓦を易よとのせて、幕府より巨額の修繕費をせしめたこと等は逸話中の逸話としてあまねく人口に膾炙されてゐる。

一概に風といへば、民間市井の子弟のみのもてあそびと考へる人が多いだらうと思ふが、風に限つて尊卑の差

別なくもてあそばされたのは事實であつた。

『後明院御實記』附録二に、

徳川家治の幼少の時のことなりしが、山さとの御庭にて御伽の衆に紙鳶をはなたしめ、御覽せられしことあり、折ふし雪降りし日にて風はげしかりしかば、絲にていづれも指をすり血出けるを御覽ありて、鞆をめしてとりどりにたまひけり、各その鞆をかけしかば指をそこなふ思なかりしとぞ、内山七兵衛後鷹もそのときまた幼して御伽をつとめければ、人人とおなじく鞆を賜りしとて、いまでもその鞆を家に藏したり。

とあるが如く、將軍家といへどその幼時にあつては盛んに風揚に興ぜられたのであつた。中にも徳川家繼の如きは、風を揚げてわざわざ絲を斷ち、風が風に乗つて流れてゆくのをいと興ありとして盛んに愉しんだが、その都度町民がその飛風を拾つて役所向まで届るので、家繼も下下の者にその都度迷惑を及ぼすことを氣の毒に思ひ、つひに飛風のたはむれを嚴禁したといふ。

以上はいづれも晝間に於ける風揚げの挿話であるが、これとは頗る趣を異にした夜風揚げの口傳を次に參考として揚記しよう。

『風箏全書』に、

能あけつけうなりをも付て、雨戸のふし穴より絲を通し、その絲を我手に結び付、是を枕とし、絲耳に付やうにして休み居るなり、うなり絲にひびきて、ぶうぶうといふ。その音止むか、絲たるみたらば油斷すべからず。

とある。江戸時代の人はどこかにのんびりしたところが多分にあつたとみえて、こんなゆとりのある雅懐をものしたものをへあつた。

風揚げの術語は、京阪ではたつ・ふうりうといひ、のぼす・ながす。と風の飛翔についてさう形容してゐる。しかし江戸では單に揚げるであつて、このほか手繰る・だまを出す・ノス・バラノシ等がある。手繰るは揚つてゐる風糸を手許にたぐり寄せることで、だまを出すは強風に煽られ傾いだりめんくらつたりした時に糸を出してやること、ノスは風が真直ぐに上昇して行く時の形容語である。また揚つたら煮て食ふ、下つたら焼いて食ふといふ。これはバラノシされると紙風が前にがくついて糸目がこんぐらかる故、警戒の爲め風をさういませめるのである。

角風には唸りをとりつける。唸りは籐を薄く削いたものか、鯨を薄くはいたものをごく平らに磨き、磨き蔑に弓なりに張つて重心をとり、風の中骨に重心をあてて取りつけるのであつて、磨き上げが入念でないと鳴音に濁音がはひる恐れがある。

糸目と糸目とを擦り切り會ふ喧嘩風には中張りといひ、胴をくびらした風がもつとも軽快なので普通はこの風をもつて大風を規ふ。大抵糸目下から二・三尺といふところに、硝子ヨマといつて硝子を細かく搗き砕いた搗き粉に糊を交せて塗るか、ガンギリと稱し、箱鉋形・鎌形の二種類を糸目下一尺——三尺くらゐのところに取りつける。かくして相手の風におれの風糸をからませ手繰り切るのである。

同じく風征伐に用ひるものに、ふるふんべいといふものがあつた。『和漢三才圖會』に、征伐具飄石飄石今云、不利豆牟

波以飛磔とあるから、ふりつんばいと訓すべきが妥當なのであらう。俗にこれをふるふんべいといひ、飛揚してゐる風を盗るのを目的として使用するのであつて、髯裏または樹立の茂みなどにかくれてゐて、風糸がたるんで低く垂れて来るのを規ひすまし、圖の如き形體のものを糸に投げつけ、風糸がたるんで地につくの待つて盗るのであつて、この悪戯具に征伐具の名を冠してゐるのは皮肉だ。

江戸の年中行事とも稱ふべき風揚の季節は、一月から二月中旬と限られてゐた。三月にはひつた季外れの風揚を江戸では三月の下り風とくさしてゐるが、それは江戸だけのしきたりであつて『志保之理』によれば、三州の吉田より、遠州見附のあたりにかけて、毎歳五月五日、端午の當日各戸大風を作り、河原あるひは野原などにてこれを揚げ、男女集まつて酒肴を食し、終日遊興の快を盡すといふ。また『夏山雜談』によれば、大阪などにては五・六月、兩國あたりにては七・八月の頃、盛んにこれをもてあそぶといひ、信州の白根にては、五月五日端午の當日、筑摩川を中心として、十五歳より六十歳までの男女が對の紋り浴衣に褌鉢巻甲斐甲斐しく、大風の切り合ひがいとまれる。かく觀じ来る時、風揚の季節はむしろ一月といふより五月の方が一般的であるといへよう。餘事はとにかく風はかかる経路を辿つて江戸の中期時代より末期に近く頗る盛觀を呈したのであつたが、享和二年の序ある森山氏著『賤のをだ巻』には、「今の子供の如くおとなしく、一、二錢の袖風鳶だこを貰ふて、子心に上りもせぬに、ひとり見廻りて楽しみ日を暮す様の事にて、はかなき次第に人の心利勅にさとなりて、二十年來中々不用のものを費して、たこなどに金錢を遣ふことはなし」といはるるによれば、その頃人心次第に利慾にさとなつたものと解釋される。しかし『續博物志』にもいへる如く、男性的で活潑である體育上有益な

運動を主眼とせる遊戯が、利慾の爲めと趣味の轉向とによつて漸次衰退の道を辿つたのは惜しんでもなほあまりあるものといへよう。しかし新奇をてらふ現世にあつても尙一縷の命脈が保たれてゐるのは、久しい傳習の名残りとはいへまことに慶賀にたへない次第である。

第十二章 七半と四一半

雙六の傳來後その流行につれ、雙六と分離して筒と采のみによる博戯が案出せらるるに至り、これが博戯化され、花山・圓融兩天皇の時代には堂堂七半といふ博戯が行はるるに至つた。

『古今著聞集』博奕の部に、

花山院右の大臣のとき、侍ども七半といふ事を好みて、ありとしあるものども、夜晝おびただしく打ちたり。大臣制し給へども用ゐず、その中に、いとまづしき格勤者一人あり、持ちたる物なければ、その人數にもれて打たざりけり。大納言定能辨の家（まじし）の雑仕を妻にて、よなよなは仁和寺へ通ひけり。或夜このぬし、妻と合宿したりけるが、大息打ちつぎて、ねもいらすして、夜もすがら物を思ひたるけしきなり、妻あやしみて、そのことを問ひければ、何事もなきぞ、ただ身のほどの今さら思ひしられて、ねもいらぬはなどばかりいひけれど、いかにもただ事にあらずと思ひて、強ひて問ひければ、その時男のいふやう、實には何事もなし、今更身の程のうきといふは、この程花山院殿の殿原、若きも老いたるも、七半を打ちて、毎日にこととして、心ゆかし遊びあひたるに、我その中にありながら、一文半錢だにもたねば、その人數につらなる事なし、大方その行方しらぬ身なれば、この事のこのもう、打ちたきにては更になし。ただ是ほどにもてなし興じ

あへるに、身の力なくて、そこばく多かる殿原の中に我一人よそなるが、思ひつづくれば、これならぬ、まして大事にもさぞかしと思ふに、今更身のほどうたてて、かくてはなにしに人に交るらんと思ふなりと、うちくどきいへば、妻うち泣きて、の給する事、尤そのいはれあり。試にさる事なり。人に交るならひは、よき事にも悪しき事にも、その事に漏るるはくちをしきなり明けん夜を待ち給へ。わらはかまへて奔走せんといへば、同じ心に思ひけるこそ。女のならひは何事をいはず、博奕する事をば腹たつ事なるに、ありがたくもの給ふものかな。さりながらも、心にくき事なし。何としてはげまんとて、かくはの給ふぞといへば、妻何しにその事をばいふぞ。今あけんを待てといふ。さる程に夜明けければ、おのれが一つ著たりける衣をぬぎて、人の錢五百文かりてけり。男のもとへ来て、いふやう、この錢にて心ゆかし給へ。人の十五貫にてうたんも、又この少分の物にてうたんも、こころやることは同じ事なり、我こころに又おもしろしと思はぬ事なれば、あながちに多くうち入れてもせんなしといへば、男ありがたく嬉しく覺えて、そのあした、やがて此の錢懐にひき入れて、殿へ持ちて参りぬ。例の事なれば、集りてののしる中にまじりぬ。心こころのなか中に思ふやう、すべてこの事いまだせぬ事なり。朝夕見聞けども、我と手をおろしてしたる事なれば、賽の目の勝負もはかばかしからず。ただ人にまかせんと思ひて、かたへの者にそのよしをいへば、さしもはやりたる事に、ただ獨りまじり給はざりつれば、賢人だてかと思ひ侍りつるに、いかにしてかくはなどいへば、その事に候ふ。今日よりくははり候ふべしと答へて、この錢わづかに五百なれば、あまたび出さんも見苦しく、ただ一度におし出して打とられなば、さてこそあらめと思ひて、よき程積きてまはる所に、おし出してかき

たりければ、早くかきおほせて、一貫になりぬ。我はいまだ一度もしり候はねば、どうをばんにゆづり申し候はんとて、まはらん所をかき落さんと思ひて又よきほどに、一貫を出して書くに、又かきおほせて二貫になりぬ。その時思ふやう、五百をばとりはなちて、本をうしなはで、妻に返しとらせんと思ひて、懐にをさめてけり。今一貫五百をもて、これは思ひの外のものなり。思ふさまにせんと思ひて、又おし出したるに、かきおほせて、三貫になりけり。その後は或は一貫、二貫、よきほどほどにおし出すに、大やうかきおほせて、三十餘貫になりけり。この上は、手あらにふるまはじと思ひて、よき程にして、しばし、休み候はんとて、三十餘貫とりて退きにけり。傍輩ども女牛に腹つかれたる心地してありけれど、今かくかひつけて、後こそなど思ひ居たり。さる程に、このぬしその夜やがて、仁和寺の妻がもとへ、この錢をもたせ行にけり。次の日一日、家にて妻にいひあはせて、ゆゆしくこととして、長櫃のあたらしき兩三合尋ねて、誠にきらきらしくたてて、第二日の朝疾くかかせ参りたり。先づ起請文一紙を書きて、侍の柱におしてけり。その起請文に書様、今日以來、長く博奕仕るべからず。過にしかたも仕らぬことなれど諸衆の御供して、この度始めてこの事仕りぬ。自分以來、若し又かやうの事仕らば、現當空しき身となるべし。と書きて、おしたりけり。傍輩ども、かたへは安からぬことにいひ、かたへは感ずるもありけり。事はてて、妻がもとへ行きていふやう、今三十貫あり。十貫をば汝にとらせん。かくまうけたる、しかしながら汝が恩なれば、すべて皆とらすべけれども、我既によはひたけて、残の年いくばくならず。年頃出家の志あれども、一日の齋料のたくはへなし。是に思ひわづらひつるなり、この二十貫の錢を持ちて、齋料にして、念佛申て後生助からんと思ふな

り。年頃の志こころわするべからず。いとひ給はんまでは、時時はまわりて見奉るべし。誠にこの世は常ならねば、さやうに思ひとり給へる事、我ためもうれしきことなりとて、ゆるしてければ、悦びて則ち出家をとげて、二十貫の錢を、まづ十貫もちて、四條の町にいたりぬ。或小家に至りていふやう、是十貫の錢あり。奉らん。我を一月に十五日、この家に晝ばかり宿して、その程一日に二たびの齋料とくわうを、この錢にてしたまへ。さて用途つきなん後はとどめたまへといへば、家のあるじ、よき事と思ひてうけてけり。かくて商賣し給ふ所なれば、家せばくて所なし。屋の上に居たらんはいかにといへば、それは心にまかせ給へといへば、悦びて家の上へのぼりて、下見さげて、世の人のさわぎ走るさまを見て、世間の無常をさとりて、念佛して、上十五日をすぐしけり。今十貫を持ちて、又七條の町にゆきて、この定まじにして、下十五日を過しけり。さる程に念佛の功積りて、運心うんしんとしを送りければ、在地の者どもたふとみて、かつは夢なども見たりけるにや、面に歸依きゐして、今日の齋料とくわうをば、我沙汰せんとあらそひ、結縁けつえんしければ、預りたりつる兩所の十貫錢も、ことごとくもいらす、家のあるじの所得とくになりけり。かくて往生の期近くなりければ、かねてその期を知りて、仁和寺の妻が家に行き向ひて、いと惱むこともなくして正念に住して、高聲念佛怠らず、端座合掌して終りにけり。善知識ぜんしち是因縁いんえんなれば、この妻はゆゆしき善知識かな、これも阿彌陀如來の御方便にや。とあれば、當時七半といふ賭博が盛んに遊事されつあつたのは事實であるといへよう。以來、鎌倉時代の中期、北條四代の執權泰時の時代に至り、七半と同じ博戯性質を有する四一半といふ博戯が盛大に行はるに至つた。泰時の時代にはもつとも猖獗を極めるに至り、武人にして田領をかけあるひは武具乃至妻妾をすら賭物に供

して盛んに賭博にふけるに至つたので、つひに嚴歷の禁令が發布せらるることとなつた。

『吾妻鑑』廿四に、

仁治二年四月二十五日、以三田地爲博奕事、於三件所者可被召放之由被定、是大官三郎盛員、與豐島太郎時光相論武藏國豐島庄犬食名、大官有忠打四一半一事起也。

とある。この豊島太郎時光と大官三郎盛員の田地を賭けた博戯は『古今著聞集』に於ける雙六の質となつた小野宮と竝んで博戯史の生彩ともいふべきであらう。聰明なる泰時が憲章を設けて斷乎かかる博戯をなすものみせしめとして自後召放の制禁令を布くに至つたのは誠に機宜を得たものであつた。すでに雙六の條において博戯がいかに人倫五條の道に背反せるかを詳述してあるから、茲に改めて再説するの要を認めないが、祖先傳來の領地を博戯の賭物となす如きは沙汰の限りといへよう。

しかし制禁さるればさるほど潛かにその制禁の目を潛つて、その禁斷を犯す例いは何の場合にもあるのであつて、如何に嚴刑を科するといへど絶対に賭博僻を人間から根絶する事は不可能事であつた。泰時によつて四一半の博戯が嚴禁されて間もなく、六代時頼の時代に至り、

正嘉二年十月十二日、將軍家の仰せとして、嘉祿元年より仁治二年に至るまで御成敗の式法は、三代將軍竝二位禪尼の定め置かれし所を改め行ふべからず、慥に旨を守るべし、無禮不忠は人外の所行なり、邪惡奸詐は非禮の行跡なれば、奉行頭人殊に愼み申べし、總じて大酒遊宴に長じ、分に過ぎたる娑婆羅を好み、傾城白拍子に親しみ、強縁内奏専ら誠むべし。雙六・四一半の勝負は博奕の根元として奉公を怠る初、盜賊を企

つるの起りなれば、停止たるべし。
かく禁断令が發布せられたるをみれば、仁治二年北條泰時によつて制禁されて以來隠密にその禁制を破るものを生じたのであらう。

ところで『古今著聞集』にも『吾妻鑑』にも、七半乃至四一半といふ博奕の存在はみとめられてゐるが、博戯の解説が附されてゐない爲め、博戯の性質や運用を知悉する事が不可能になつてはゐるが、思ふに七半とか四一半とかいはるる采賭博は、方今も行はるるチ・ポ一の事であらうと考へらるるのである。由來采の目六つに對して皆張るを四割拂ひといふ。六つの内の一つは筒取りの所得となるのである。また後世に於ける長半賭博は、これを二夕目勝負と稱し、重目と半目とはれば假に五百文を賭錢としたとき、張方が受れば一貫文の所得となるのである。ただし二夕目勝負にては筒をとる者に徳分がない爲め、これによつて四の目と一の目が出たときには、その賭金の半をわかつて筒取りに與へるのであつた。要するに四一半の稱呼はここにあるのであらう、七半もこれに準じて判断してほし。

第十三章 攤

攤は漢音に基づけばタンと發音さるべきであるが『徒然草』、『大鏡』などにダと訓じられてゐる爲め、一般的にダと呼ばれることとなつた。

平安朝時代には主として移徙あるひは庚申・癸亥の折などに賭物を賭けて輸贏を競ひたる結果、その遊戯的素質を大いに不純ならしめるため『徒然草』に、樂記をとれば音をたてんと思ふ。盃をとれば酒を思ひ、筒をとればだうたん事を思ふ。心は心事にふれて来る。かりにも不善の戯れをなすべからず。と難ぜられてあるのを見ても、これが博戯化されつつあつたのを否みえないと思ふ。

しかし攤は變六の如く遊戯的生命を永續せずして室町時代には廢滅したる爲め、廢れて久しきこの遊戯が如何なる遊法に基づくものであるかは後世の史家の等しく疑問とするところで、未解決のまま今日に至つてゐる。

伊勢貞丈氏は、攤も變六の如く賽を筒に入れてふり出すことあるか中略然れども變六と同時にあらず中略『徒然草』に賽をとればといひ『大鏡』に、重六の名あるを以て考ふるに、漢にては攤を變六の異名の如く稱したるなるべし。といひ。谷川士清氏は攤打の義『倭名抄』に錢打ちといへり。といひ。これを漢にて行はれた攤錢なるかに解してゐるが、攤錢は意錢ともいひ、一箇の錢を的とし他の錢を手にて採み、的の錢を覘ひ打つ博戯で、『杜工部集』夔州十絶句に、

蜀麻鹽 自レ古通 萬斛之舟行若風

長年三老長歌裏裝 白晝攤錢高浪中

と詩化されてゐるほど有名な遊戯であるが、攤錢と攤の遊法の相違せることは、『大鏡』に、「御門の御庚申させ給ふに、この民部卿まわり給へる、さらなり、九條殿さぶらはせ給ひて、人々あまた候ひて、攤うたせ給ふついでに、冷泉殿の孕まれおはしたる程にて、さらぬだに世の人のいかがと思ひ申たるに、九條どの、いで今宵の

攤仕うまつらん。と仰せらるるままに、この孕まれたる御子、男子におはしますべくば、重六出で来て打たせたまひけるに、ただ一度にいでくるものか、ありとある人目を見交はして感じもてはやし給ひ、わが御みづからもいみじと思したりけるに、此の民部卿のみけしき、いと悪しうなりて色もいと青くこそなりたりけれ。」とある。かく『大鏡』に雙六の采の目の變化と同じく重六の名が存在するによれば、二箇の采を筒に入れて振り出すにあらはいふまでもない。従つて攤錢と攤とが各と遊法を異にするは冗言するまでもなく明瞭である。然るを源順の『和名類聚抄』に攤錢を「ゼニウチ」と訓じあることに患ひされて、攤と攤錢とを混合するに至つたのは、あまりに詮じ過ぎた嫌ひがあつた。尤も『大鏡』には重六と記るされておるばかりで、賽を筒より振り出すことが明記されてゐない爲め、「ゼニウチ」と混じられたのであるが、攤が雙六より創案されたる遊戯であると断定しうる故因は『玉海』に、

仁安二年十一月六日庚午、自其夜亥時計有産氣色、十二日、今日御湯了中略次有攤事、先置紙公卿置料居土高坏也、殿上人料折敷人別置、五位役之。次撤座三上置、諸大夫大立三切燈臺、藏人次敷音同座、次置三筒於同座中央、次自下下各取紙置三座進、各一復座、次自下下第二次進寄打攤中略事了人々退出、了後差使送紙等、十二年十日癸卯、今日攝政政所移徙也。中略次置攤紙、家主料有下官藤原料範明次第置之、人別一積置各殿上人中唯一積、次撤賽、皆撤之、或撤座上二兩云々、次經房殿上人指、勿取紙經三公卿座東、此間女長云、若殿上人可經者、經方突膝置三座、先是撤賽了、則先敷兩座、五位諸大夫役也、家主下官之間、頗經房乍指、勿復坐、次俊光朝臣取紙參上置之、不指、勿、此間攝政命云、先々殿上人二人取之、然者今は不可寄、仍通能信範不寄也、其儀如初

余案也、先經房信範等可寄、次右大辨實綱卿指、勿取紙經三座中置之、乍指、勿右廻復坐、次家通指、勿進置之、後光專不可寄、次大立三切燈臺、藏人次敷音同座、次置三筒於同座中央、次自下下各取紙置三座進、各一復座、次自下下第二次進寄打攤中略事了人々退出、了後差使送紙等、十二年十日癸卯、今日攝政政所移徙也。中略次置攤紙、家主料有下官藤原料範明次第置之、人別一積置各殿上人中唯一積、次撤賽、皆撤之、或撤座上二兩云々、次經房殿上人指、勿取紙經三公卿座東、此間女長云、若殿上人可經者、經方突膝置三座、先是撤賽了、則先敷兩座、五位諸大夫役也、家主下官之間、頗經房乍指、勿復坐、次俊光朝臣取紙參上置之、不指、勿、此間攝政命云、先々殿上人二人取之、然者今は不可寄、仍通能信範不寄也、其儀如初

治承二年十一月十四日癸酉、此日中宮高倉后御座三夜也、本宮被儲也、戌刻著束帶、先參院中略次參中官御座所、六波著三公卿座、先是關白在二座、其左大臣在二座、以下公卿廿人在座中略內府著端之間、依無其處、大相國者與也中略置三基手紙、置各後下方也、人臣手長同、次撤座上置、關白及大臣也、手長役送同前、抑左大臣前、臣袖悉被三打倒也、仍兩、次五位太夫一人持三參切燈臺、白木撤三本燈臺、燈臺又用三本打敷、其色綠色也、立三替之、以度共、不被三下著也、次同大夫一人持三參圓座、置關白座前、次大進平基親插、勿持三參筒、經關白座上間、立三件燈、居三切燈臺了、次同大夫一人持三參圓座、置關白座前、次大進平基親插、勿持三參筒、經關白座上間、立三燈臺北、置三圓座上、立之、爲始、新範其路皆同前、與座人中納言已下、經三座、至三三納言上、將三左右置三座之後、內大臣插、次公卿自三下、置之、末、殿上座上也、經三座、大納言已上、經三座、後、將三左右置三座之後、內大臣插、勿取紙、經三座中置之、乍插、勿復座、次余插、勿取紙、經三座中置之、除三膝行進三寄圓座下置之、不、拔、勿逆退復座、仍其程大進、膝行置之有、次左大臣插、勿、其起、經三座中置之、次太政大臣、勿、居、不、我座上、其程置之、次關白置、勿取紙置之、次自下下、參上擲、進、紙之人定家、家通兩卿置紙之後、拔、勿復座、令三擲之時更插、勿、打了拔之復座、是大宮右府餘流說也、他人皆乍插、勿、擲之後、一度拔之也、內府已上作法如初、此中失禮公卿二人、後不、拔、勿、依、左府及實房等驚示、更既拔之復座、又以失也、

次關白退出、次左大臣退出、次余退出、于時子刻許歟、十六日乙亥、此日中宮御産五夜也、戊刻著東帶、參彼宮、著上達部座、中略次置紙信端、兩大臣基輔已下五位役之、次撤關白已下五人餐、手長次置圓座、五位大夫、次立切灯臺、白木用次大進基親持參筒簾、次自下薦進紙、先六位進、次基親、次權亮、其儀如三夜、但余在二端第三、仍插笏取紙起經座中、脆圓座西邊置紙、起居右廻我座、復座不揖、左相太相等乍居置之、關白又同已下不次置紙之人各進打、攤定房朝臣方初置紙之時落笏、仍懷中打之、宗通作法如常、每度太相入簾、太相欲打之時、關白入之、關白打了後太相又入簾了、皆如三夜、十八日丁丑、此日中宮御産第七夜也。公家有御養産、蓋先規也。戊刻著東帶、參中宮、中略次置紙已上手長、次撤關白及大臣等饌机立切灯臺、件灯例、三五夜用白灯臺、次置圓座、次置紙、先藏人仲國、次五位藏人基親、次藏人、次置紙之人自下薦、擲簾如一夜儀、廿日己卯、此日童女御覽、竝中宮御産九夜也、中略次置紙、今夜不居菓子湯、次立切灯臺、次敷圓座、次置筒簾、次自下薦進紙、先六位進、次基親、次權亮、次進紙之人擲簾、與座時忠、已上、皆如前、攤之次關白退出、次左大臣退出、次余退出、今日於内裏、左大將言談之次云、花苑左大臣次第攤打攤之時、膝行者非此限、攤不膝行、攤者拔笏揖云々者、此事久我太相國之由、被仰也云々、中略今日攤之間、親信卿擲簾之後、不拔笏、雖人驚示、猶不得心、仍可拔笏之由、關白被示、周章乍立拔之、人々解頤、自又切腹歟、廿一日庚辰、申刻六位進源兼資持來攤紙。

とあるにるのであつて、この日誌は安德帝の降誕の以前より起り、三夜・五夜・七夜あるひは女御の移徙などに際して、攤打が遊事された折の記録である。これに基づけば攤を行ふに際し、まづ貴人の席前に圓座を設け、

これに切灯臺を据え、中納言以下は笏を挿し座末を経て膝行して進み、圓座の下にこれを置き、笏を抜かずそのまま座に復し、また大納言は座後を経て膝行してこれを置き、左大臣は同じく笏を挿して座中を経てこれを置く、次に太政大臣は笏を懷中にして立つて座中を経てこれを置く。かくて賭紙を出したる者に限り全部擲簾をなしうるのであつて、賭紙を出さざる者は擲簾を遠慮する定めとされてゐた。擲簾の次第はまづ下薦の輩より順次高官に及ぶのであつて、まづ笏を挿し膝行して圓座に近づき、圓座の中央に備へられたる筒をとつて圓座の中央に筒より簾を擲ぐるが如く振り出し、席に復するを以て作法となし、これを大宮右府の餘流と稱するのであつた。これを繰り返して行ひいい目を振り出した者が勝となり賭紙をとるのであつて、この筒より二箇の采を投げ出すといふことを安易に考へつけば、貞丈氏や士清氏の如く敢てこだはる必要はなかつたのである。要するに攤と攤錢とは全然別個の存在であつて、攤の遊事例はこのほか『宇都保物語』、『紫式部日記』、『小右記』、『定家卿記』、『中右記』、『山槐記』、『資勝卿記』等に参見し、室町時代までは貴顯の間に遊戲的生命を持續してゐたのは以上の諸記録に徴して明瞭であるが、いづれも決論に達せざるもののみで、これが遊法の明記されたるものは絶対にみうけられない。

第十四章 將 棋

將棋は凡そ何世紀頃創案され人類の間に遊玩の具として玩ばるるに至つたか？ といふ疑問を氷解せしめるのは確かに興味ある問題であると思ふ。これが發祥地に就いては或はアラビヤ、またはインド・支那・ベルシヤ・ギリシヤ等と種種の説が行はれてゐた。しかしウイリヤム・ジョンズが、チャツラの名に於いて古代の印度に行はれたるを發見するに及んで、如上の諸説はいづれも一蹴され雲散霧消の感を呈した。

かく印度に於いて創案さるるに至つたチャツラは、六世紀頃ベルシヤに入り、七世紀の頃アラビヤに渡り、更にヨーロッパ、イスパニヤを経て東方トルコに至り、かくて西洋將棋の先驅となるに至つた。一方チャツラは印度と隣接せる古代支那に入り、ここにて支那將棋の先驅となるに至つたのであらう。

しかし支那將棋の起原は、周の武王が討つにあつて創案したといふ説と、後周の武帝によつて象戲及び象經が創案されたといふ説とが並び行はれ、兩説その主張を異にしてゐるが前説の定據なきに反し後説には『丹緣新録』に、世世傳象基爲周武帝製按後周書天和四年帝製象經。とみえてゐるから、後周の武帝によつて創案されたといふ説は信憑に値ひすると思ふ。而も同書の末には、殿上集百寮講說。隨經籍志象經一卷周武帝撰、有王褒注、王裕注、何妥注。又有象經發題義、又據小說周武帝象經有、日月星辰之象、意者以兵機孤

虛衝破寓於局間、決非今之象戲、車馬之類也、若如今之象戲云夫牧豎俄頃可解、豈煩文人之註、百寮之講哉。とある如く、日月星辰に象どり、孤よく虚を破る兵機ならしむるとあるによれば、兵勢に則つて作られたものに異ひなかつた。しかし如何なる棋面に如何なる棋子を布置して輸贏を決するにあつたかは明かでない。従つて周武の創案になるこの將棋が、今日我國に行はるる將棋と同一系統に屬すべきか否かは付度の限りでないが、周武の創案になる將棋は遙か後代まで命脈を持續し、棋法を發達させる爲め大いに貢獻したのであらう。今日我國に行はるる將棋の前驅ともみるべきは唐代に行はれたる將棋であつた。

『莊獄委譚』に、

周武帝有象經二十卷、揚用修疑非今象戲、謂其卷數太甚、然今金鵬等譜往々有數十卷者何足異也。第二其序見御覽者、絕不與今同、而唐以後殊無可考、惟玄怪錄餘峯順一事可據、戴錄之。寶應元年汝南岑須夢、一人被甲報曰、金象將軍傳語與天那賊會戰、須明燭以觀之、夜半後東壁鼠穴、化爲城門、有兩軍、列陣相對、部位既定、軍師進曰、天馬斜飛度三三止、上將橫行擊四方、輜車直入無回翔、六甲次第不乖行、於是鼓之、兩軍俱有一馬、斜去三尺止、又鼓之、各有二步卒、橫行一尺、又鼓之、車進、砲石亂下云々、後家人覺、其顔色慘悴、因發掘東壁、乃古冢、有象戲局、車馬具焉、按此或文士寓談、然唐人象戲之製賴此、考馬斜行三路、卒橫行一路、正與今同、獨車直進不廻則類於今之卒、恐其他不盡合也、又不云有象云云。

とある。これに據れば汝南岑の夢によりて得たる象戲局と棋子とにより、やがて唐人が將棋を創案したのであ

らう。然してこの文中馬の斜行三路とあるは、我國の將棋に於ける桂馬の利きと同一であり、卒の横行一步は我國の歩の前進一步と相似し、車の直進して廻らざるは我國の將棋に於ける香車と同一である。而も汝南岑の夢にある上將横行四方を撃つとあるは、われの飛車を彷彿せしめ、更にこの文中にみゆる金象はわれにシヨ一音の同じき金將あり。とかく觀じ來る時、これが後年我國に行はるるに至つた將棋の先驅といつても決して失當でないと思ふ。

この唐人の創始なる將棋が如何なる經路を辿つて、如何なる時代に移入されたかは詳かでない。圍碁・雙六は奈良朝前後に移入され、一度び傳來するや直ちに遊玩の具とされたながら、三盤の一と讀へられた將棋のみが、獨り遅れて移入されたものと假定すれば、些か矛盾せる如くにも考へらるるので、或は圍碁・雙六等と等しく輸入されながら、將棋のみ遊事用とされず、遙か後代に至つて辛うじて遊玩の具とさるるに至つたのかも知れない。是否は兎に角、將棋の遊事例が我國の書に記録さるるに至つたのは平安朝の中期以降であつた。

爲寶卿の『言台記』康治元年九月十二日辛丑の條に、

參新院於御前與師仲朝臣指大將碁余負。

とある如く、爲寶卿の『言台記』に於ける康治元年九月十二日新院（近衛院）に於ける源師仲と藤原頼長との對局記録が史的初見で、これ我國に於いて將棋といふ字の用ひられた嚆矢であり、旁々將棋對局の濫觴でもある。降つて鎌倉時代に至り、『明月記』建久十年五月十日の條に、有御將碁とあれば、平安朝以降鎌倉時代に至り、大將棋以外の將棋が行はるるに至つた事に留意しなければならぬ。従つて當時宮掖の間に氾ばれつつあつた將

棋は、大將棋といま一種の將棋が存在してゐたのに相違なかつた。

ところで大將棋は方今行はれつつある將棋（小將棋）の如く簡略なるものとは異なり、餘程複雑を究はめたるものとみえ、『明月記』建保元年四月二十七日の條に、四條仲房試差將棋、即與侍男始將棋、其馬行方皆忘、不終一盤云云。とある。この文例に徴するもその複雑さを想像なしうらと思ふ。而もこの文例にも前掲の『言台記』にも、これが唐朝傳來の將棋なるや將又我國にて改變された將棋なるや否やが記述されてゐないので、その點は疑問であると同時に大將棋なるものの輪郭も亦付度なしえざる次第であるが、幸ひ院政時代に成つたと思はるる『一中歴』に、

將棋一作將騎玉、將八方得自由、金將不行二目、銀將不行左右下、桂馬前角超二目、香車先方任意行、歩兵一方不他行、入敵三目皆成金、敵玉一將則爲勝。又大將棋十三間云。玉將各住一方中、金將在脇、銀將在金之次、次有銀將、次有銅將、次有香車、銅將不行四隅、鐵將不行後三方、又横行在玉之頂、方行前一步、左右不多少、又有猛虎、在銀之頂、行四角一步、飛龍在桂馬上、行四隅超越、奔車在香車之頂、前後不多少、注入在中心步兵之頂、行前後、如是方、如此方准之。

とある。この記述に従へば將棋・大將棋の二種が存在する事となる。従つて『明月記』建保元年四月二十七日、四條仲房の指した將棋は、大の字を冠せざる將棋であるといふ結論に到達する。この將棋は、將・金將・銀將・桂馬・香車・歩兵の六種。また大將棋は、歩兵・香車・桂馬・鐵將・銅將・奔車・飛龍・横行・玉將の九種である。これを彼此相對比する時、今日行はるる將棋が何將棋と何將棋との渾淆せるものであるかは冗説するまでも

なく、想像しうることと思ふ。

上述の如く大將棋は相方合して六十六駒であるから、今日行はるる將棋（小將棋）より二十六駒多いわけである。従つて複雑であり且つ繁に過ぎ妙味に乏しい嫌ひがあるので、實際の遊戯用には適應しなかつたに相違ない。果してその爲めか否かは疑問とするもその後遊事例は中絶し、遙か後代の室町時代に至り、玄惠法師の『遊學往來』に、將棋・大將棋・中將棋の三種の名目がみえてゐるのによれば、將棋・大將棋のほかにもまた一種中將棋が新たに棋客の間に氾ばるるに至つたのであつた。

『花榮三代記』に、

於大御所御前二元行與貞彌將棋指也。十一番、貞彌、九番勝也、奔王出也。

とある。この奔王は中將棋にて鳳凰の上に置かる駒であるから、『花榮三代記』の應永三十一年正月二日の日記は中將棋を指したものと確認して差支ない。

中將棋は縦横十二間、その第一行に玉將、一方は王將（こは國に二王なきを意味し、一方に點を打つて王となすといふ『埴土抄』説）その副將として醉象（成駒となれば飛車となる。）を配し、此の二駒を中心となし、左右に金將（成駒となれば飛車となる。）銀將（成駒となれば飛車となる。）銅將（成駒となれば堅行となる。）銅將（成駒となれば横行となる。）猛豹（成駒となれば角行となる。）香車（成駒となれば白駒となる。）また第二行は玉將の上に麒麟（成駒となれば獅子となる。）次ぎ醉象の上に鳳凰（成駒となれば奔王となる。）また金の上に盲虎（成駒となれば飛鹿となる。）香車の上に反車（成駒となれば鯨鯢となる。）また第三行には、麒麟の上に獅子、鳳凰の上に奔王を置き、この二駒が中心と

なり、その左右に龍王（成駒となれば飛鷹となる。）龍馬（成駒となれば角鷹となる。）飛車（成駒となれば龍王となる。）豎行（成駒となれば飛牛となる。）横行（成駒となれば奔王となる。）次ぎ第四行は歩兵を十二間に十二箇配し、第五行には四間目と九間目に仲人二箇（成駒となれば醉象となる。）を配す。都合總駒數兩軍合して九十二箇の老なる駒數となる。

但し打駒は棋法の禁するところで取駒は全部取捨てとなり、成駒となるには敵地に入つて初めて成駒となりうるのであるが、小將棋の如く直ちに成駒たる事をえず、素馬にて入れれば三ノ手でなければ成駒たりえないのである。しかし敵の駒を取つた時は、あながち敵の陣地を侵かさなくとも成駒たりうるのは、小將棋と全然趣きを異にしてゐる。また歩の成金一枚を以て王を詰めることも法度とされ、假令王將を失ふと雖も太子あれば勝負を續けうる定めとなつてゐた。

駒の内最も恐るべきは、麒麟・鳳凰・飛鷹・角鷹・獅子の五駒で、角鷹は頭二間を残して駛り、頭一間を居喰ひする。飛鷹は先の隅二方二間を残して駛り、一間の角を居喰ひし、麒麟は前後横二間を自在に駛り、鳳凰は角の四方に迂る間にもかかはらず、敵地に進入して成駒たりうるのであり、獅子は二間四方を自由自在に横行しうるほか、一間四方は居喰する特權を有してゐた。居喰ひは飛鷹・角鷹の等しく有する特權であるが、獅子の居喰ひは最も恐るべきもので、獅子の廻りにある相手の駒を次の手に取り、その駒の座を動かさずして、そのまま居る事が出来るばかりか、喰ひ添へと稱し、味方の獅子と敵獅子と一目間に突き合つたとしても、相手の獅子に繋ぎの駒がなければ、獅子にて獅子を喰ひえないのに反し、兩獅子の間にどの駒があつたものと假定すれば、

その駒を喰ひ添へとして獅子をもとりうるのである。これを獅子の喰ひ添へといふ。但し間駒が歩の時は喰ひ添へとはならぬ事になつてゐた。また獅子陰の繋ぎと稱し、離れた獅子を繋ぎのある方の獅子にて落すやうに獅子を出すとき、その敵獅子へ當てて、手前と獅子まで繋ぐやうに、角行か堅行かのいづれかを以て敵獅子の後より當てるを獅子陰の繋ぎといふ。これは詰るところ獅子を獅子に取らず開くのである。

以上將棋の變遷を序述し來りたるによれば、平安朝以降室町時代にかけて行はれた將棋の種類は、大將棋・中將棋・將棋の三種類に過ぎなかつたのを知悉し得た事と思ふ。これが遙か後代の徳川家康時代に至り、將棋熱の高揚するにつれて一躍多種類となるに至つた。延寶八年刊行の『雍州府志』に、小將棋・中將棋・摩訶大大將棋・泰將軍の六種が數へらるるに至つた。

摩訶大大將棋は、摩訶大將棋と同一にて、縦横十九間、駒數百九十二箇、近王・無明・提婆・木將・奔鬼・夜叉・鳩槃・香象・白象・白虎・天狗・毒蛇・狛犬・老鼠・踊鹿・變狸・東夷・西戎・南蠻・北狄等にして、大將棋は摩訶大大將棋の内、無明・提婆に代るに右將・左將を以てするだけが相違するだけであつた。

泰將棋は大將棋と同様であるが混同の恐れあるところより音を澄んで泰と呼ぶと『大將棋精師』にみえてゐる。駒は銀鬼・騎犬・馬麟・玄武・孔雀・奔狼・半兵等の異名を以てし、徒らに奇を衒ひ尨大なるを嬉ぶの傾向から、かかる將棋の輩出をみるに至つたが所詮永續すべくもなかつた。

このほか荻生徂徠の創案になる廣象棋といふものがあつた。
『先哲叢談』に、

創_二造一家象棋、以_三寓兵機、名_二廣象棋、棋子百八十、局則用_三棋局、而陳列軍伍、攻撃守備、無_二一不備焉、可_レ謂_二工極_一矣。

とあるが、やはりその複雑なる點に於いて前述の將棋と大同小異なる爲めつひに一般的となるに至らなかつた。ついで行はれたのは十一代將軍家治の治世に朝鮮より獻納された七國將棋であつた。七國將棋は盤の大いさ三間四方、駒數多く、是を指すには七人が牀几に腰かけ杖の如き竹を以て指すところより、七國將棋といはれた。田安右衛門督まづこれを學び、田安家の御書院番戸田内藏助の妹おくらはとりわけ斯道に堪能だつたので、家治より田安家に懇望され、家治の御相手として西丸に召されたことが『當世武藏野俗談』にみえてゐる。しかしこれとてある一部の階級によつて獨專的に罷ばれたに過ぎなかつた。

また一種、これ等將棋と全然その行き方を異にした智惠將棋といふ一風變つた將棋が元祿頃二人の奇人によつて行はれた。

『藝術要覽』に、

爰に我たまたま東寺のあたりにあそぶ事ありしに、翁二人將棋をさすを見る。その駒いづれも形異なり、三角あり、四角あり、寶珠形、半月、細長、横平く、六角あり、八角あり、十二角あり、十六角あり、劍形あり、菊形あり、矢玉形、鐘の形もあり、數枚の駒悉くかたちかはれり、又駒に名、又字もなし、是は如何にと云に、翁是は智惠將棋と云ふ、此形によつて其ききを定む。夫物はかたちによりて行をなす。大人は大人の働をなし、小人は小人のわざをなす。圓きは圓きはたらき、四角は四角、夫々のわざ、その徳備はる事か

たちによれり。我聞ふ、かたちに随つて其行をなすは勿論なり。然るを智惠將棋と云はいかにと、答へて、其行かたちに随ふ事、人之智といへども、其かたちに應ずる働をしらず、又は其形をはなれて妙ある事ありといへども、猶更得がたし、たとへば、業藝の名人とても、身體手足はかはる事なけれども、その身體手足のまつたき用ひわざをしらざるゆゑ、同じ五體具足しても上手下手あるごとし、此將棋専ら其形に應じつかふゆへ、智惠將棋と名づく。

とある。以上序述し來りたる諸種の將棋は、何れも遊戯的素質が大衆的ならざりし爲め、自然淘汰の結果廢滅し、獨り簡にして妙味に富める小將棋のみが遊戯的生命を持續して今日に至つた。

その創案年代は全く不詳であるが、こは大將棋・將棋・中將棋の三者を併合したもので、恐らく南北朝時代には既に遊戯用として存在してゐたのであらう。しかしその遊事記録は殆んどなく、僅かに『言繼卿記』に、大永七年七月二十七日、四條亞相資相等と言繼卿とが小將棋を闘はされたことがみえてゐるから、室町時代の晩年には一般世上の間に遊玩の具として玩ばるるに至つたのであらう。

小將棋は縦横各九間、八十一目に劃され、盤廣一尺二寸、幅一尺一寸、盤厚三寸五分、盤高約六寸五分、盤材としては日向産の榎を上上となす。駒數は玉將二枚・金將四枚・銀將四枚・桂馬四枚・香車四枚・飛車二枚・角行二枚・歩兵十八枚總計四十枚で、古來の最小將棋たる將棋に飛角のみが加へられたに過ぎない。駒名は豊公時代には水無瀬家（親具、號を一齋といふ）の筆になるを家寶とし、この人の筆になる駒は免許なき人は假びとする事を遠慮したといふ。

これが對局は縦横各九間、八十一目に劃せる盤上に駒を布置し、一定の方向に駒を動かさしめて輸贏を争ふ。

棋子は馬子或は約めて馬といひ、玉將を以て總帥となし、金將・銀將をその左右の偏裨となす。また兩翼には彼我互に桂馬・香車を列ね、中軍には右翼に飛車、左翼に角を置き、前哨として九箇の歩兵を配置して堂堂たる布陣をなす。

玉將は一間づつ八方に利き、金將は後方左右斜めに二間を缺いて六方に利き、銀將は左右及び後の中央を缺いて他の五方に一間づつ利き、桂馬は前方二間目の左右の目にのみ利く。但し間に棋子あるも前進の妨げとはならない。香車は唯前方へ隨意に利き、歩兵は前方へ眞直ぐに唯一間だけ利く。また飛車は傍若無人に縦横四方を跳梁し、角行は對角の四方へ利く。かく一定の運行を有する駒の布置終るや、互に向ふ三間、手許三間を彼我の陣地となし、棋子の動きにつれて、その棋子の利き路に侵入し來りたる駒は進んでこれを討つて獲る。一度捕獲したる棋子は適時機會をみてこれを隨所に打つて活用する。また味方攻戰の結果、勝運にめぐまれ、棋子が向ふ三間に突入すれば利きを増して戰鬪力を増大するに至る。即ちこれを成るといふ。歩兵・香車・桂馬・銀將は等しく金將と化し、角行は龍馬と化して對角四方の特異なる利きへ、更らに縦横四方に一目の利きを増す。飛車は龍王となつて独自の縦横四方の利きへ、更に四隅に一角の利きを増大するに至る。

かくて攻防戰に棋子の長短・取捨の機會を巧みに案配し、利用し、相互六蹈三略の祕術を盡し、敵を急追しこれを包圍して完全に玉將を動きえざらしめたる時勝利となるのであつて、要は棋子の運用の巧拙にあること勿論であるが、その要訣は始め二、三十手の内は指組をいと深重になさねばならない。といふのは始めに非手が生

じると、終局までその一手が祟りをなし、敗退の體勢を一氣に挽回するのは非凡のよくなしえないところであるから、初めの二、三十手を深重にも深重に指し、その上で相手の虚にのつて、その虚を突くやうに指せば必勝するは自明の理である。また自分に非手のある場合は、先方よりその非手を目的として指かかる故、負になるものと心得、始終注意深く見とどけて指すべきである。詮議詰めてみる時は、雙方共に負る筈はないのであるが、要するに細小の非手なりとあつた方が負けとなるのである。尤も非手の場合でも退勢を盛り返す例もないではないが、それは先方が自分より不熟練な指手である場合に限らるのであつて、卑しくも上手と上手、名人と名人の對等の勝負には非手は致命傷であるといへる。従つて遇然の勝利等は上手と上手、名人と名人との對局にはありえないと斷じてよい。舊幕の頃、駿州に松平五郎左衛門といふ士があつた。日頃平指し將棋に決して詰みがなかつたのに、或る時ふと詰めたので、一同不思議に思つて訊ねたところ、詰みあるところなれど皆は下手なるゆゑ詰み手が見え兼ねたのである。詰みがないのを誰が詰めようとしたと詰まる筈はない。と語つたといふが、至極もつともなる謂で、上手には奇蹟的な詰み等は絶対にないのであつて、互の上手は位詰めの勝負以外にはないのであるから、非手の生ぜざるやう十分深重に注意せねばならない。

さて將棋は僅か九間、八十一目の盤上に、彼我四十箇の棋子を布置して、苦心慘愴あらゆる智囊を傾倒してなす戦闘ではあるが、この無窮なる變化より生じる妙味なるものは、これこそ我國独自の誇りであつて他國の群小將棋の到底追隨し能はざるものである。

ところで將棋はもと兵勢に則つて創案された神聖犯すべからざるものであるから、これが對局に際して假初め

にも柔らかなる振舞があつてはならない。對局者の留意すべき作法は、まづ上手方にて駒箱の蓋を開き、駒を並べ終るを待ち、下手方の者が駒を並べる。對局終つてのち下手方にて亂れ駒を取り揃へ箱に納める。また勝負中はこれを觀物する者は、素に物音を立てたり助言等をなしてはならない。また對局中負け惜しみして待つた、待つたを連發する如きは大いに慎まねばならない。假に棋盤を戰場とすれば、棋上に輸贏を争ふ駒(棋子)は戦士である。戦士が晴晴と敵に渡り合つていざといふ時になり、待つたなんて卑怯な態度に出たら士風の廢りとなる。さればかかる卑劣な態度は大いに慎むと同時に、勝氣を慎み、負けざるやうに努むべきである。嗜みながらによし負けても上品に見えるものである。

次に將棋には圍碁と同じく段位がある。勿論段位の設けらるるに至つたのは、本因坊算砂、大橋宗桂以後の事で往古には段位はなかつた。將棋は九段を以て最高とし、八段を半名人、六段を上手間手合、五段を上手並、四段を強片馬、三段を並片馬といふ。初段は飛車・香車の兩駒を省き、二段は飛車・香車落し一番、飛車を落して一番、三段は飛車を落し、四段は飛車を落して一番・角を落して一番、五段は角行落し、六段は角行・香車落し、七段は香車落し、八段は香車落しのほか平手の交はりであり、九段は先先先といつて免狀を出しうる定めとなつてゐた。

將棋が眞に大衆的となつたのは、慶長年中徳川家康が本因坊算砂と、大橋宗桂を招いて棋所厚りとなし、これに食祿を給した以後のことであつた。これによつて棋法は異常なる發達をなすと同時に、尊卑の差別なく行はる

るに至り、いはゆる江戸ッ兒將棋、換言すれば湯屋將棋・床屋將棋、まつた縁臺將棋なるものが行はるるに至り、作法・常識を度外視した、助言お構ひなし、洒落放題といふ、ても傳法な江戸趣味の横溢した將棋が行はれるに至つた。

式亭三馬の『浮世床』午後の光景の條に、

後兵 今飛車角二枚落したもんだから、弱りきつたア洒落も出ねえ 先飛車と角で將棋は指ぬッ、こつちは王をとりやすッソレ王手 後そこで合馬さオット待つたり 先きたねえ將棋だなア 後銀は惜しいこは桂馬で、ソレそつちが王手だ王手だ 先いまいましい奴だ。やつぱり銀にしておけばいいのに 後へん妙手を指たナア逃ろ逃ろ、能か能か逃たナそこで何を打つてやろうナ、ヤもう一間角を突ッ込め 先角を突ッ込めとお出なつたかイヤ角を突ッ込めとお出なされたかッソコデトかう打、あれで取るか、かう来る、ああ行く、若し引たら尻からびたりト、まづなんでも遣つてみると 後ハ、アおつな事をして来るナ。飛車、王手ト 後ハハアおつな事、飛車がはづれたら、銀を奪ひとる計略だナ 先ナニ飛車もゐらぬのさ 後此の手合の將棋は王を詰めやうとはしねえで、飛車と角ばかり惜しがつてゐるぜ、コレ駒ばかり抓んでゐすと、有つたけ打つわな 先ハテ黙つてみなさいッ汝等がしる所にあらすだ 後サアサア早くしねえか。下手の考へ休むに似たりだ 先ハテ黙つてみなさいッ、能手をさすと洒落らア下手の考へ休むに似たりトベリイと 後や、此の計究つて妙だぞ 先ソレ来いや取れ、取れ 後イヤ遣れ遣れ遣りてさせかい 先取つてさせさせッ能いナ能いナソリヤ王手や逃たナ、逃たの内に横木瓜ッ、イヤ逃たの内に横木瓜ッ、どうしてくれうナ、是で行う

か、あれで行かうか、まづ斯う行け、ヤきび助きび助や逃たの内に木瓜王手サアどうだ 後ハテ殿ししに牡丹唐草かい。かう引く天窓からびしやり 先アおなまめだん佛 後それでもよくないて 太ナニ能よマア引いて取捨さつし 先アアやかましい東西、東西一人に五人がかりだナ。大勢の智恵でおれ一人に負るかい。可哀いや可哀いや取捨たか、ソリヤ又王手 太ソレ引たくれ引たくれ 先アア、アなむさん、そこに桂馬がゐるとはしらねえ、待つてくれともいはれまいす 後そこでお手に 先お手は山山王が三枚、飛車角六枚 後じやうだんじやあねえ 先お手は山山といふ内にも、香、桂前にたたむ金角寺の和尚 後銀があるか 先銀も一分や二分はありッ 源いかい事渡したのか 後取捨る事は綺麗だ。駒はいらねえ 先フム盤でばかり指がいい、負る氣遣なしの木、いかち猿江ッ、ヤ入王とさせまいとおうちなさる。歩を成と打ッ 後まづ金をいただき女郎衆と 先ハハア惜しい成金を取られたかい。是にて將棋はおだ佛かい。ヤ是にて將棋はおだ佛と、かうしろ 後イヤ待たり、これは爰にゐたのだ。そんなら此の香で此の金を取らう。かうは逃めえ 先ナンダナンダどうするのだ。二三手すぎたことを仕直すぜえ、此方の駒まで動かして、大きにお世話の事だ。一人で兩方指すの、アレ御覽の通りだ。若殿様のお相手になるやうだ。それでよしか、何でも佛のいふ通りにしてやらア、かう氣の能い將棋だものを、名人だてナ、ソレよくは引たくれんげの皮財布と責めるだ 後おつに責めよせたナ、待てよ爰が思案の後や先ッ、責められてはちと辟易だて、ハテナこいつはチト辟易仕るで、ハテお責めなさるか、おまへがたも精出してお責めなさが身の勤め 先勤めといふ字に二ツはないテ、テ、テ、テン 源アアソコへ逃ちや損だ。その隣へ逃て、むだ駒を遣はせるといひ 先よく口を出

すナア 太ア能い手があるツ、能い手であれば大橋もありやすツ 源ムフム目が闇でゐるから、見えねえ
先だまつてくたばれ、何にもいふなツ 後何にもいふな人ではないはツ、ソレどこへ行く 後爰へ逃る 源
アアわるいわるいさう逃ちやアおへねえ 太ソレひだりだ 先アアよんやらまかせろさト 後アアよんやら
まかせろさト 先ソレよんやらまかせろさト 源ソレソレそこが油断 先ハテ何にもいふな人ではないツ
後ヤ人ではないはト取る 太能か能か 先ソリヤ何にもいふな人ではないはツト雪隠へお出なさい。アア臭
い臭い 後いまましい。とうとう雪隠へ 先ヤよわいことよわいこと 源ドレおれが敵を打つてやらう
太おれが出る 源待ツし、又へぼめらが金銀でもおかつたるい。

かうした野次と駄洒落とで賑かな會話のとりやり、これを湯屋將棋・床屋將棋等と呼んでゐるが、如何にも江
戸ツ兒の江戸ツ兒らしさが滲み出てゐる。

かくて將棋熱の昂まるにつれ、寛政の頃から江戸の其處此處に將棋番所が設けらるるに至り、將棋熱は一入高
まるに至つたが、よくよくへぼ揃ひだつたものとみえ、下手將棋を番所將棋とくさす代表語まで生れた。

以上を以て將棋の變遷の概略を終つたから、次に雑棋、挟み將棋・飛び將棋・廻り將棋・摺み將棋・弾き將棋、
將棋倒し等を述べよう。

一 弾き將棋 此の將棋は、一方は歩、一方は大駒を用ひる。各棋面の端に駒を立て並べ、順番を定めて、先
手の者が何れの駒からでも相手の駒を指掛けて自分の駒を指尖で弾く。かくして棋道を外れず自分の駒の正面の
駒を首尾よく弾き落した時はその落駒を取る。しかし相手の駒と自分の駒とが等しく盤より落ちた時は、罰とし

てその駒を相手に取らるのであつて、又どの駒にも當らず盤より落ちた駒は、これを歩がけと稱し、賭駒とな
し、次に敵駒を弾き落した者がそれを併せて取る。これを弾き將棋といふ。後世性格の破綻から人に嫌はるる者
を形容して爪弾きする等といふのはこの將棋の手法より生れた詞であつた。

二 挟み將棋 この將棋は漢の時代既に行はれゐた。徐廣の『彈基經』に、

夾食者二人、黃黑各十七基、横列於前第四道上、甲乙迭推、二棋夾一爲食、棋不得食兩、不_レ由道則
不行、棋入夾不_レ取食、一棋爲響、賭_ニ多少、隨_ニ入所_一制。

とあるによれば、日本にのみ行はれたものではなかつた。挟み將棋は盤の端に各駒を並べ、互に持駒を指し進
め、自分の駒と駒をもつて、敵の駒を挟みたる時その駒を取る。この場合駒は縦横に何目でも盤上を運行しう
るのであるが、わが國の挟み將棋は徐廣の『彈基經』にある夾食とは全然相違し、一駒もしくは五駒・十駒を一
度に挟みとする特徴を有してゐる。これを挟み將棋といひ、挟み打つの語はこの將棋より生じたものであつた。

三 廻り將棋 この將棋も小將棋をもつてする將棋の一種で、恐らく雙六より案出されたものであらう。その
手法は兩人互に駒を一つづつ盤の隅に置き、駒三箇をもつて交互に振ると、豎に立つ時と、横に立つ時と、平に
なる時との三變化を生じる。假に△を一〇とし、◇を五とし、平になつたのを一とし、そのふり出した駒數だけ
盤の周圍を一間づつ數へて持駒を進め、早く一巡した者が勝ちとなる。しかし振駒の時駒が重つたり、盤より落
ちた時は、相手に番を譲る定めとなつてゐる。

四 摺み將棋 一名を盗み將棋ともいふ。將棋の駒を悉く駒箱の中に入れるか、又は將棋盤の上に積みあげる

か、二途その一を選び、取り駒のほか他の駒を絶対に動かさぬやうに掴み取る。この場合他の駒と擦れあつたり音を立てたりすると、折角とつた駒を元の位置に戻さねばならない。かくて交互に取り合ひ、金・銀・飛・角・王等の大駒を数多く取つた者を勝ちとする。かくてこの取り駒を、王將百點・飛車・角五十點・金將二十點、銀將十點・桂馬五點・香車三點・歩一點等と定め、相方より金なり角なり同じ大きさの駒三箇を出し合ひ、これを振つて〇かく立つた時は十點、□かくなつた時は五點、平の時一點、三枚共表ばかりの時五十點、三枚共裏ばかりの時七十點等と定め、振り駒の數によつて駒を取り合ふ。

五 將棋倒し 棋面乃至は机の上などに駒を各三分づつほど離して一直線に立て並び、その一端を軽く弾くと次から次へと非常な疾さを以て倒れる。これを將棋倒しといふ。鎌倉時代以降人間が多數重なり倒るる時等の形容に用ひられるに至つた。

『太平記』千早城の條に、

此の時城の内より切岸の上に横たへ置きたる大木十ばかりを切つて落しかけたりける間、象棋倒しをする如く、寄手四・五百人押に打たれて死にけり。

とあるほか、永正十六年の夏、田樂の白熱的流行の所産として、四條河原に勤進興行の行はれたる砌り、河原に架けた棧敷が落ちて夥しい怪我人を生じた。その折りの落首に、

田樂の將棋だふしの棧敷には

王計こそ登らざりけり

とある如く、かく形容に用ひられてゐるのをみると、鎌倉時代には既にこの遊戯は現存してゐたのであらう。

六 飛び將棋 この將棋は中古時代には飛將棋と呼ばず、によんによといはれ、飛び將棋と呼稱さるるに至つたのは遙か後代の事であつた。

『箋絨繪』に、

わこの抱守袴きた馬蹴合ふ時

首でによんによを碁いく雞

とある。この飛將棋は我國では將棋盤に駒を並べて行ふ事になつてゐるが、これに類似した蹙融といふ古代支那に行はれた遊戯は碁石を以て行ふことになつてゐた。

『西陽雜俎』に、

小戲中於奕局一坪各布五子、角遲速一名蹙融、予因讀坐右之方謂之蹙我。

蹙融今有奕局、取道、人行五碁、謂之蹙融、融宜作我、此戲生黃帝威鞠、意任軍我也。殊非回融之義、瘦元規、著坐右方所蹙我者、今之蹙融也。學者固已知之。

とあるによれば、支那にも我國の飛將棋に類似した遊戯が存在してゐたのであつた。

以上を以て將棋の輪郭を序し終つたので、次に將棋より生れた將棋詞を紹介しよう。一、指手・控手。二、倒馬に入る。三、王手詰めにする。四、將棋倒しにこける。五、しよう事なくば端の歩をつけ等である。

棋所略歴

将棋は圍碁と等しく、古代にはこれを以て師匠とし、祿を得て口糊の資となす者は全然なかつた。徳川家康が幕府に棋所を設けるにあつて、慶長年中本因坊算砂と大橋宗桂を棋所厚となして以來始めて棋界に師匠を生じ、師匠また棋法を教授して口糊の資をうるに至つた。しかし本因坊算砂はその後棋所を宗桂に譲り、その独自の圍碁のみを主宰するに至つて、本因坊家は棋界よりその名を失するに至つた。宗桂は當時最高格式の九段だつた。その著はすところの『詰將碁百番』は將棋書として頗る權威あるものだつた。宗桂に次いで寛永十二年大橋家の塾生宗看が同じ棋所詰として擧用されて以來、大橋・伊藤兩家が鼎立することとなつた。宗桂の歿後、その二子宗古(九段)、宗與・(宗有)九段ともいふの内、宗古は宗家の家督を嗣ぎ宗與は分家して同じく大橋姓を名乗つた。宗古は承應三年逝去し、その子宗桂三代の家督を襲ひ、萬治三年病歿して一時家督中絶をみたが、明暦二年伊藤宗銀(九段)が入つて家督を再興した。しかし正徳三年八月二十歳を以て早逝した。正徳三年宗桂六十六歳の高齡を以て入つて六代の家督を繼ぎ、享保九年幕府に致仕して棋所厚となり、寶暦三年逝去。養子宗桂(伊藤宗功の三男、前名宗壽八段)六十一歳の高齡にて享保九年七代の家督となり、安永三年八月逝去して以來また後嗣なく、その後養嗣子を以て家名を續けたが、十代宗桂明治七年五日逝去して家系全く絶ゆるに至つた。

これに反し宗看家は寛永十二年幕府に召されて、元祿四年將軍に致仕し、同七年逝去するや、元祿三年養子と

して入籍せる鶴田幻庵が家督を相續し、享保八年逝去の後、二男宗壽(九段)が享保八年家督を相續し、正徳二年逝去したが、幻庵の三男宗壽が出でて斯界を風靡し、斯くて安永年間に至り大橋宗與後宗順(六段)が新たに幕府に召されて棋所詰めとなるに至つて、茲に三家鼎立の形となつた。宗順の子宗英(前名七之助、九段)、斯道の蘊蓄を究めその技古今に絶す時まで激賞された。これにより先き伊藤家四代の得壽歿して、宗七(前名烏飼忠七)七段、寶暦十二年家督を相續し、寛政元年幕府に致仕するに及び名聲大いに揚る。寛政五年六十六歳を以て歿するや、宗看(前名松田印嘉、天明四年養子となる)その後を嗣ぐ、世にこれを鬼宗看といふ。彼が天保十三年逝去する少しく以前、宗桂門より斯道の鬼才とその名を譲られた天野留次郎といふ神童が現はれ、十三歳にして三段の有段格式をかちえ、年十五にして阪地に遊んで益々聲名を高め、つひに七段に昇り、のち剃髮して宗歩と號した。この頃大橋家には彼の師匠宗桂七段があり、また別家には宗珉七段あり、伊藤家に宗壽七段あつて、棋界は嘗てなき繁榮を呈するに至つたが、その技に於いては宗歩がもつとも拔群であつた。宗珉の前に宗珉なく宗珉の後に宗珉なしと激賞され、世人彼れを呼ぶに棋聖を以てした。彼の後勝田桂壽出でてまた名人をもつて聞え、桂壽の後に宗金出でて、明治四十三年十月歿した。

第三編 近古史（二）鎌倉時代

第一章 時代概説

茲に鎌倉時代を劃するものは、元暦元年源頼朝が問註所を鎌倉に設置せる時より、元弘三年北條高時が新田義貞の爲め葛西谷の東勝寺に於いて自刃し、いはゆる建武の中興をみたる凡そ百四十年間をさして鎌倉時代といふ。鎌倉幕府の創立以降足利氏の滅亡までは政治上にも社會上にも一大變革が行はれた。その以前藤原氏が如何に政權を擅にしたからとはいへ廟堂に立つて政權を執り朝廷の吏官として勅裁を仰いたのであつたが、鎌倉時代以降朝廷以外に幕府を設け、實際上の國政を壟斷するに至つて、皇室の尊嚴はいたく式微するに至つた。

平氏に代つて武人政事を掌握した源頼朝は、祖先以來源家と由緒の深い鎌倉に政廳を置いたのは、累代東國に民望を有してゐたのと、天險的要害を恃む地勢的關係もあつたが、その反面には藤氏の文化に習つて都會趣味に茶毒された平家の覆轍を蹈んで、同じ悲運を醸さんことを恐るゝの賢慮からでもあつた。かかる理由から鎌倉をもつて源家累代の本據となし、治承四年侍所を置いて和田義盛を別當となし、軍備並び警務を掌どらしめ、元暦

元年八月公文所を設け、十月別當寄人を置いて大江廣元を主範となし、庶政を執掌せしめ、その月間註所を設けて三善康信を執事として訴訟を掌らしめ、のち諸國に地頭を置いて全國を統轄するに至つた。

頼朝は沈毅であると同時に慧敏であり、よく孝義を重んじた反面、非常に猜疑心に富み残忍性に富んでゐたのが一大缺點であつた。その猜疑心と残忍性の爲め義經を初め骨肉同朋を悉く失なつたので、彼の歿後僅かに頼家・實朝二代にして源家の嫡流は早くも斷絶するに至り、九條道家の息頼經入つて四代の將軍となつたが、實權は外戚たる北條氏に歸することとなつた。

承久の亂は京都の中心勢力と鎌倉の中心勢力の試金石ともいふべきで、この時機の試煉を経て北條氏の政治的地盤は確乎たるものとなり、その後泰時・時房・義隆・圓全・康連等によつて『貞永式目』が撰まれて以來、武人の簡易にして直截なる實質的文化は大いに光彩を放つ事となつた。かくてその後九代高時の治世に及び兩統交迭に基因して元弘の亂となり、遂に新田義貞の爲め葛西谷の東勝寺に於いて自刃するに至つて、北條氏の滅亡となり、遊戯史いふところの鎌倉時代の終熄となつた。

當代の文化は武人文化の特徴として實質の風を帯び、美術工藝の如きも剛健なる特色が遺憾なく發揮された。佛教の興隆に伴ひ佛像の彫刻も漸く盛大となり、それ等の代表として運慶・湛慶父子があらはれ、繪畫は禪宗の影響として墨繪が行はれ、宗元の風が盛んとなり、宅間勝賢・榮賀等が此の派の畫家として特に優れ、また土佐光長一派によつて歴史物語・社寺縁起・名僧傳記等を取材とせる繪卷物が描かれた。そのほか書道は世尊寺流より青蓮院流いはゆる御家流に至りつひに書道の一變をみるに至つた。

また工藝は刀劍・甲冑・陶業等特に優れ、名工として粟田口吉光・長船長光・五郎正宗・一文字則宗・郷義廣・明珍・四郎左衛門景政等が相ついで輩出した。更に特記すべきは平安朝文化の後をうけて佛教思想の加味された軍記物語『保元物語』・『平治物語』・『平家物語』・『源平盛衰記』等が相次いで發表されたほか、隨筆文學として鴨長明作『方丈記』・阿佛作『十六夜日記』・源親行作『東關紀行』・源光行作『海道記』等の一新體文學が勃興として漲つたのは特異なる現象であつた。また和歌は平安朝以降なほ隆昌時代たるを失はずして『新古今集』以下の勅撰集がなり、歌人としては後鳥羽・順徳兩天皇のほか藤原俊成・同定家・同爲家・同家隆・鴨長明・西行法師・吉田兼好・源實朝等のほか、女流歌人としては式子内親王・宮内卿・阿佛尼等があつた。

以上の文化と密接なる交渉を有する遊戯の如きも、京師を中心とせる公卿と鎌倉を中心とする鎌倉武士との間には自づからなる相違があつた。京師の公卿を中心とする蹴鞠の如きは前代曾つてなき發達をみ、その他大體に於いて平安朝時代を踏襲せるに反し、鎌倉を中心とする武士階級には文運にめぐまれたるもの殆どなく、武事に關するもののみが勢力を得た。(一)小笠懸・(二)犬追物・(三)流鏑馬・(四)角力等は鎌倉武士の典型的な遊戯だつた。このほか當代に於いて異常なる發展をなした田樂と散樂とが當代の中葉より勘進に興行に遊興に供さるるに至り、まさに白熱化するに至つた。

第二章 小笠懸

鎌倉時代に於いて武人の士氣をいやが上に高揚せしめたものは犬追物・矢鏑馬・小笠懸であつた。

小笠懸は『笠掛聞書』によれば、的の遠近によつて小笠懸・遠笠懸の相違があるといふ。しかし小笠懸にしても遠笠懸にしても馬場の長さの間の距離は同一であるから、的の遠近によつて小笠懸・遠笠懸の差別があるといふ『笠懸聞書』の主張は妥當でないと思ふ。伊勢貞丈氏の説によれば、「遠笠懸といふことは小笠懸よりはるか遠き昔より始まるといふ心也」とあれば、小笠懸・遠笠懸は單に時代の識別の爲めに設けられた名稱であつて、一般的には笠懸といふべきであらう。

これが發祥については古來より幾多の説が行はれてゐるが、『笠掛記』には、

右大將源頼朝の時に、もろもろの作物、品あそばせられ、中にも笠掛此御代より生まれり、然るに將軍あひさはの狩庭にて暮かかるほどに馬手ぎれの物あそばしはづして、無念に被二思召一、多くの射手の中に工藤庄司景光をめして、只今の物あそばしはず事、無念に御思召由被二仰合一ければ、景光馬より下りて、馬と馬とのさぐりの間をうちてみるに、九杖也、景光申旨はなくして、能思案したる體にて、我馬にさしたるあふりをかたかたぬぎて、物さぐりの通に引たててかいはをあそばされて、御了簡有べしと申、將軍いかが召れける

や、あいきやう愛甲の三郎末方をめされ、射させらるる。末方、馬の疏をはしらかし、すこしはむかへて是を

射る、誠神妙に仕たり、景光申様、少はむかへて可レ仕よし申度候つれども、さる射手なればと存候つる、能仕たりとかんじけり、御意有てあそばさるる、その人人こそぞりて是を射る。(下略)

とあるが如く、頼朝によつて遊事の端を發したのであるといふ。しかし貞丈氏の説によれば、寛治六年二月八日、藤原忠實卿以下二十人が、加波多河原に於て笠懸を射たるをもつて笠懸の濫觴となし、『笠掛記』の主張を否定してゐるが、兩説いづれも誤謬に基づく説であつて信となすに足らない。その故如何となれば、

『定家卿記』に、

天喜五年二月三日、途中於二紙幡河原一人人馳レ馬、次召二頼俊郎等一令レ射二笠懸一。

とあれば、寛治六年に先だつこと三十六年以前、後冷泉天皇の朝には笠懸は武人の遊事として疚レ既に存在してゐたのであつた。これが後年頼朝の治世に至り新たにその式法が定められたのであつた。

『法量物笠懸の事』

- 一 馬場さぐりの遠さ一町、さぐりの廣さ一尺八寸、深さ五、六寸計り。
- 一 矢道の廣さ、弓杖一杖なり。
- 一 的場の遠さ、弓杖九杖に打て、八杖に立、今程は七杖六杖計也。
- 一 埒の高さ一尺五寸、黒もんじと云木にてする也、弓手の方に結び様有り、但弓手の方を男埒と云、馬手の方にするをば女埒と云也。但埒とさぐりの間一尺五寸計也。

へ横短かく、的皮も大的・半的の式に係はらずその丈を短くなし、串は藤または檜を削り、これを黒漆にて塗
り、的を挿む箇所を口金にてせめ、的串をさす所の土は廣さ三尺四方を掘つて播種を穴に入れ、その上に藤の見
えぬやうに土をかける。かくして的が地上より一尺二寸位の標高になるやうに的串を挿す。的は必ず馬場本へ
少しはむけるやうにして立てる。

射手はまづ馬場本に打寄つて駒の頭を立て直し、引目尻を耳二つの間へ打くれ、くると返して立すかし、前
輪に懸つて小臂を作り、蹠へ打入つて的をきつと凝視める。また髪中へ押入れて小腕をつかひ、三足かかせてひ
らき出し、わざとらしからず手綱を捨て、矢筈を胸のあたり、乳二つの間に押合せて取り小腕をつかひ、三かき
ほどかかせて、打落とすところ一つ、さて諸打上げに打上げ引下しにかつてに付て、馬をかかせてつめさせ、後の
串の通りにて矢を放つ。そのまま持つやうにして的を見おくり、二足・三足の内にて手綱を置いて駒を留めかけ
て打ち上げる。以上を三相といふ。もし未だ矢を放さずして落馬をした時は、居ながらにして烏帽子をかけ直し、
脊を脱いで馬場本に歸り、改めて射直す、但し落馬の時は蹠より座敷の方を通らざる定めとされてゐた。(落馬
の時、介添のもの走り合さんとする場合、矢道を通り蹠の穴を通さざるやうにする)

常の笠懸には檢證役を設けずして、勝負笠懸の時に限り檢見を設けて矢沙汰をなす。檢見のなき時は年長にし
て名譽の射手をもつてこれに代へる。

装束は笠懸・流鏑の神事を射る時は老若に拘はらず、行膝を用ひることとされてゐた。但し夏季は夏毛の行膝
を用ひた。

以上は通常の笠懸の時の式法であつて、この外に圖笠懸・百番笠懸・七夕笠懸・神事の笠懸の四種があつた。
これ等は何れも鎌倉時代以降にその式法が定められたのであつた。

神事の笠懸とは諏訪神社に於ける神事の笠懸をいふ。神事の笠懸には、生鬘を懸けてこれを的がはりとして射
るのであつた。魚類ならば鱸・鯉・鮒などを八疋えらみ、細繩にて魚の口より頸へ引き通し、檀あるひは黄檀の木
または桐等を弓弦の丈ほどに切り取り、一の枝を左に向くやうに枝拵へをなし、これに八疋の魚を懸け並べる。
鳥類なれば雉もしくは鶉など四羽をえらみ、鷹に山緒を懸くる如く鳥の背甲の上にて繩を結び、鳥の頭を上
して枝に懸ける。

獸類は鹿を用ふ。鹿の四肢を下して爪の方を下となし、前の枝を二つ揃へて結へ枝の先を上懸る。またそし
しを一尺二寸に切りそへ、藤または藁などにて結へ枝に懸る例もあつた。

この神事の笠懸は鎌倉時代に起り遙か後代まで行はれた。

百番笠懸とは一騎にて百度射るをもつてこれを百番笠懸といふ。但し如何なる名馬なりといへど、この場合一
疋や二疋の乗替へにてたうてい百番を射通すは至難なので、十度目ごとあるひは二十度ごとに馬場の末にて馬よ
り下り、替へ馬を曳かせて乗り替へ、馬場本に歸つて射直すのであつた。矢數によつて馬を替ゆるは馬の駿敏に
よつて自由とされてゐた。

七夕笠懸とは七月七日、七箇所にて笠懸を一度づつ射るをいふ。但し一箇所にて七度射るをも七夕笠懸と
いつた。

圖笠懸は青竹を五寸ほどに切り、細目に割て平たく削り、その平に數字あるひは筋違または四季の文字などを書きつけ、これを竹筒の中に入れて、若黨若しくは仲間なぞ身分卑しき者が、騎射の武士にかはつて圖を振り出すを、騎乗の武士はその圖を受取り、烏帽子の右手下より小鬘の方へ寄せ、紋を下にして刺し、射終りて總ての射手の揃ひたる時初めて圖を合せる。假りに射手が六騎と假定すれば、一一二二三三の圖を取り、一一の相手が皆射あて、二二三三の射手が各一矢を射あてたとすれば、一一の勝ちとなるのであつて、二二三三の射手も皆射あてたる時はこれを持と稱し、別となり、勝たる組が賭錢を獲るのであつた。

笠懸の日記は百番笠懸の時は人数に係はらず十枚へ十點づつを記入する。初めに百番笠懸と記し、點數を記した次に年月日を記入する。但し得點は○無點は●とする。その用式は、

百番笠懸射手

某	○	○	○	○	○	○	○	○	○
某	○	○	○	○	○	○	○	○	○
某	○	○	○	○	○	○	○	○	○
某	○	○	○	○	○	○	○	○	○
某	○	○	○	○	○	○	○	○	○

年 月 日

とする。但し七夕笠懸の時は射手の名の下に記入する丸は七つ、その下に七の字を記入する。將軍の御相手として笠懸を射る時は日記を文臺に置いて附ける。將軍見物の時は文臺を用ひず、日記を附くる爲め視一面、筆二管、

墨一挺、筆洗き一、そのほか刀・水入れを豫め備へ置く、特に筆を二管備へ置くのは、内一管は射手の姓名を記すに用ひ、他の一管は特點なき時消印●を附けるに用ふる爲めで、この場合矢數を記した筆を以て射手の姓名を書くが如き非禮は絶對につつしむ事になつてゐた。

これが遊事例いは『中右記』、『後二條關白記』、『高倉院殿島御幸記』、『源平盛衰記』、『吾妻鑑』、『玉海』、『明月記』、『後鳥羽院御記』、『太平記』、『建武年間記』、『花營三代記』のほか連歌賭博の項に引例せる、建武二年二條河原落書等にのこされてゐるのをみると、いかに鎌倉時代に盛大に遊事せられつつあつたかを想像しうると思ふ。

第三章 流 鏑 馬

小笠懸犬追物とならんで當期に於ける武人遊戯の三副對と稱へられた流鏑馬は、騎射の式法の稱たるはいふまでもない。しかし流鏑馬の名稱は張衡の洛陽を謳歌せる『西京賦』に、流鏑擣擣とみえてゐるから、周の時代にはとく既に存在してゐたのだつた。しかしこは我國に行はれた騎射の大體たる流鏑馬の式法とはいたく相違せるもので、唯鏑矢の飛ぶをかく形容したにほかならないのであつた。この「やぶさめ」の名稱は何に起因して起つたかといふに、『貞丈雜記』に、やぶさめは矢馳馬なり、馬を馳せながら、矢を放つ故に、矢馳馬といふ事を略して、やぶさめといふなり。とあれば、矢馳馬即ち騎射の式法より創案されたものに相違ない。そもそも騎射のことは『日本紀』にみえ、降つて平安朝時代には禁裏の馬場殿に於いて競馬の番を終りたる後、左右近衛の者共、その射手装束のまま番ひて的を射、五月四日（日折の日）左近の馬場にて競馬の番終りて後手番が行はれ、左・右近衛の騎者は、その優劣によつて勝方は舞樂を奏し、負方は罰酒を給ふ定めとされてゐた。公家に於ける射の式法は賭弓の件に説述せる如く峻嚴を極めたものなるに反し、この禁裏に於ける騎射の風は後ち武人に移るに至つて、武人的觀念より敵の第一陣を射崩し、戦ひを勝利に導くといふ勝武的觀念によつて、その式法が定めらるるに至つた。

武家の流鏑は六孫王經基によつて始めて式法が定められたるをもつて濫觴とし、これを源滿仲・同頼光・頼義・同義家と源家の嫡流のみに相傳された。就中義光は斯道の蘊奥を究め、その秘法を源家の子孫に相傳したともいはれる。

かくて流鏑馬は武人の獨專的遊事となるに至つたが、稀れには禁裏に於いても流鏑馬を行はれ、主上が親しく觀賞された例もあつた。

『中右記』に、

永長元年四月廿九日、上皇白河於鳥羽殿馬場御覽流鏑馬是左大臣藤原相具所參給一也。

とある。かくて武人文化の鎌倉時代に至り、鎌倉男兒の士氣を彌が上に振作・高揚せしむる目的を以て頼朝の如きは最もこれを奨勵した一人だつた。従つて俗説によれば頼朝により新たに作物されたかの如く縷布されてゐるが、頼朝に依つて創案されたものでないのは如上の舉例に徴するも明瞭であると思ふ。

これが式法は犬追物・小笠懸を凌駕するほど峻嚴を極め、能技の士ならばともかく、射技堪能ならざるの士は所詮たづさはりうべきものではなかつた。

流鏑の張行に際し將軍台覽の場合は、馬場末の北に幄舎を建て幔幕をめぐらし、中央南の方に假屋（日記所）を設ける。馬場の長さは二町、廣さは外ちう弓丈二杖半、内に一杖の幅に芝を植ゑ、あるひは繩を張つて内に砂を撒いて馬走となすか、あるひは騎馬の乗り通る馬道に溝を掘ることもある。これを蹠（サグリ）と稱し、この本末に扇形があるのは、これぞ駒を返す所で、蹠の弓手にあたつて木あるひは萩などにて結へる高さ二尺三寸の男埒を

設け、同じく馬手に二尺の女埒を設け、檜板を網代に編みたる一尺八寸四方の板の下三寸五・六分の箇所を的串にて挟み、鉄み際四寸を紙ひねりにて二所綴じ、三箇の的を三箇所に立つる。但し的と的との間は、一・二の的間弓丈三十八丈、二・三の的間三十七丈で、的と馬走との間隔は外し弓丈三丈となし、的立役はいづれも雑色の掌る定めとされてゐた。しかしその人数は射手の數とほぼ同一であつたとみえて、『吾妻鑑』文治三年八月九日、頼朝が鶴ヶ岡八幡宮の宮中に馬場を設け流鏑馬を張行せる折りの射手並に的立の人数は、

- 一番 射手 長江太郎 義景 的立 立野刑部之丞盛綱
- 二番 射手 伊澤五郎 信光 的立 河匂七郎 政頼
- 三番 射手 下河邊庄司 行平 的立 勅使原三郎 有直
- 四番 射手 小出千法師 丸 的立 浅羽小三郎 行光
- 五番 射手 三浦平六 義村 的立 横地太郎 長重

以上の如くで、射手と的立役とは同數だつたに相違なかつた。しかし射手の數は時に五人のこともあれば、あるひは七人・十人・十六人の時もあるといふわけで、特に格別人数を限定して行はれたものではなかつた。

『流鏑馬次第』關東八幡宮頼朝御代神事射手次第の條に、

- 二月初旬 十六騎 四月四日 十騎 五月五日 十六騎
- 六月二十日 十六騎 八月十六日 十六騎 九月九日 十六騎
- 十月 十騎 十一月 七騎

とある。さて射手の具足を射手装束と稱し、狩衣・直衣・水干等を着用し、腰に行膝を著け、袴の裾を括りしめ、物射杵をはき、射小手をさして右の袖口を括り、腰刀及び太刀を帶し、扇をさして重簾の弓を携へ、箆に征矢を負ひ、鏑矢五矢を上矢にさして、鞭を手に抜き入れ、綾蘭笠を頂いて騎乗する。射手の從卒は雑色二人・當色六人・童二人ほか弓袋さし並に騎馬侍等で、射手一同まづ射場の馬場末にあつまり駒を立て並ぶるや、諸役その部署に著するを待ち、初めて日記つけの役人出づるを待ち、第一の射手これを出向へて跪づくを見、日記役おもむろに「流鏑馬始めませい」といふ。この間一同の射手下馬して待つ、第一の射手日記役のむねをうけて立ち歸り、射手一同に告るや、一様に打揃つて騎乗し、馬場もとにゆき駒を立ち並べ、第一の射手まづ駒を進めて祝詞をのべ、終つて馬を追ひ出すと同時に、左右の膝を開いて笠に立ち上り、體は鞍と三寸位明くやうにする。これを鞍すかしといひ、扇形に駒を打ち入るるや、矢をはぎて左手に手綱をさばき、右手に扇を持ち、笠の端の額にあたるをたみ扇にて突きあげ、駒をくるりと引廻し、立ちすかして躑に打ち入さま鞭を打つ時、扇を後に投げうち、捨鞭を打つ、これを捨て鞭の扇といふ。かくて駒を走しめ一の的の手にて體を前に伏し、胸を後にそらし「インヨイ」と聲をあげ、初矢に一の的を射割り、次いで二矢・三矢は箆より矢をぬいて二・三の的を射割る。的役が的をかけかゆるを待ち、射手順次射終る。當日最終の射手には最も老練堪能の士がこれに選まれて當る定めとされ、上述の如く一の的を射て矢番ひをなし、直ちに右手に鞭をとつて高々とさしきさし、靜かに靜かにこれを下して、取かけの二の的を射、三の的の前にも鞭をあげる。これを揚鞭といふ。但し射手的を射はづしたる時、あるひは矢をぬきこぼしたるをりは、弓末を以て的を突き割つて通るのであつ

て、これも中矢と同様とされてゐた。

日記は日記役これを掌り、射手の一矢一矢の中不中を記録するのであつて、その様式は、

氏名 誰某 ○○○●

氏名 誰某 ○○○○

氏名 誰某 ●○○○

氏名 誰某 ○○○○

年 月 日

とし、中矢は○印不中矢は●印とする。

以上は主として武人によつて獨專された流鏑馬であるが、神事の流鏑馬中殊に異例だつたのは賀茂の流鏑馬だつた。その射手は何れも十三歳より十五・六歳の少年のみが各村より撰まれ、各兒弓を持ち、小手を著け、端反の笠を冠りなし、鞍なしの裸馬の腹帯に足ふんこんで、二十騎・三十騎、駒の鼻面を並べて駈け出して勝負を争ひ、勝たる射手は村中に酒飯を振舞ひ、大いにこれを祝する例とされてゐた。これを境飯振舞と呼んだ。近世神事の流鏑馬に少年が撰まれて、流鏑馬を行ふのはこの遺事である。

しかしかく盛大を極めたる矢鏑馬も鎌倉幕府の滅亡となり、足利義政が花第を室町にいとむ頃にはさしも峻厳を極めたその式法も全く廢滅するに至つたが、『貞丈雜記』に、享保中、有徳院義宗様、流鏑馬御再興あるべき覺召にてありしかど、其式詳かならず、依之諸家並に諸國へ御尋ありて、諸方より傳へ來れる趣を書記して献上し

けるを、浦上彌五左衛門と云ふ人に被_レ仰付、右の書どもを書き集めさせられ、流鏑馬類聚と云ふ御書物出來たり」とある如く、八代將軍吉宗によつて新たに「やぶさめ」の式法が定められ、將軍家治生誕の祈禱の爲め元文二年二月、武州高田村の馬場にて穴八幡へ流鏑馬を射させしめ、その式法を小笠原平兵衛に預けて諸士に指南され、その後も吉宗の在世中何度張行されたといふ。

かく吉宗によつて復活されて以來、安永六年丁酉二月六日、高田の馬場にて流鏑馬の行はれたことが『半日閑話』にみえ、明和二年九月初日、上野東叡山に於いて神事の流鏑馬が張行されたことが『泰平年表』にみえ、寛政四年壬子の冬、高田村八幡にて將軍の命に依り、神事の流鏑馬が行はれた事が『徳川家禮典附録』にみえてゐる。その後この騎射の大禮はつひに行はれず、僅に明治二十年徳川公爵邸にて、徳川氏の古式にのつとつた流鏑馬を行はれたことがあつた。その折り畏も明治天皇親しく台臨あらせられ流鏑馬を台覽あそばされたといふ。

第四章 犬 追 物

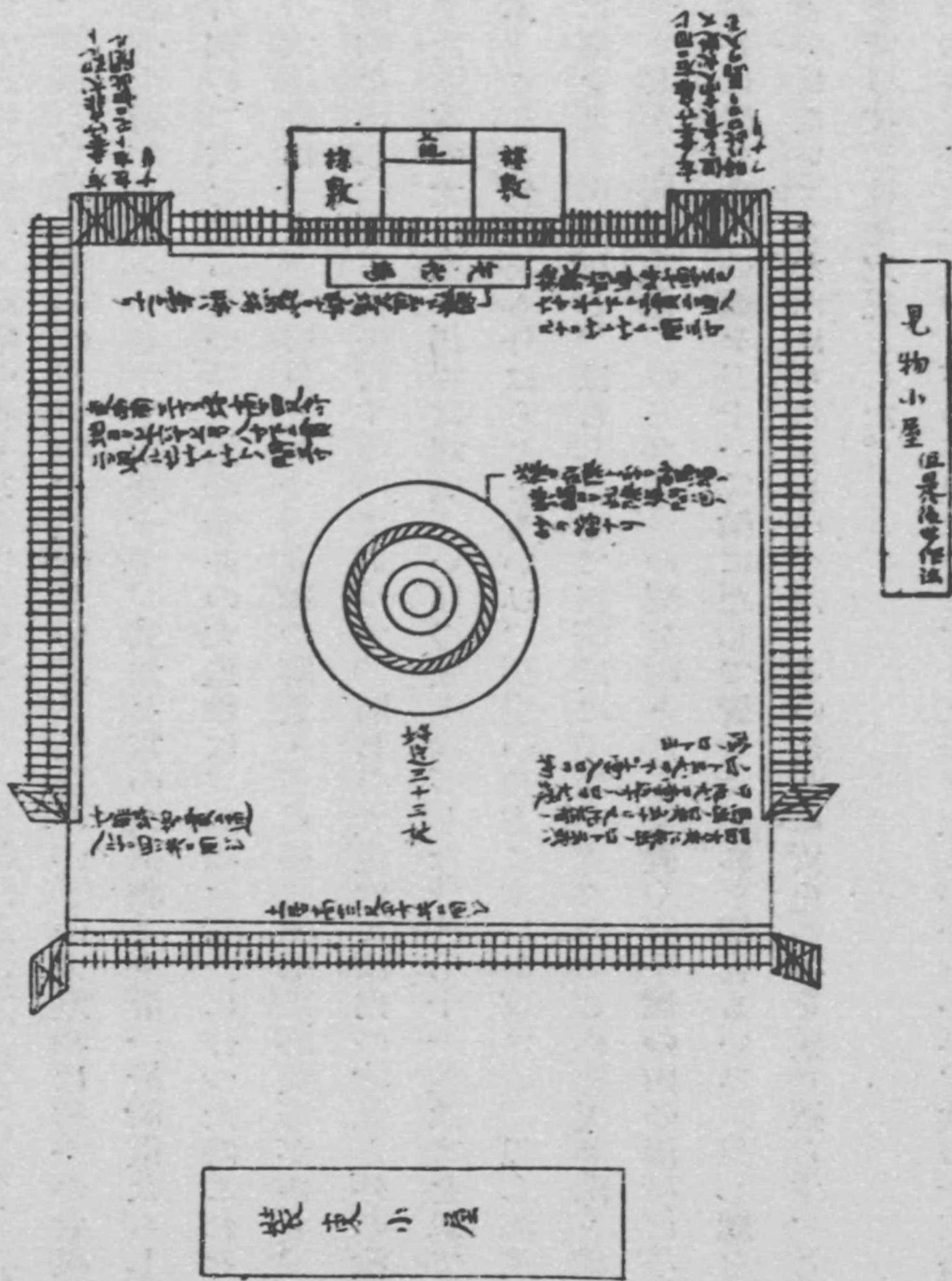
犬追物は『後太平記』の説によれば、那須野の狩をもつてその濫觴となすといひ、諸説も亦この『後太平記』説に従つてゐるが、

『禁秘御抄』犬狩條下に、

藏人承_レ仰下知、所衆瀧口帶_三弓箭、備_三所衆一衆入_二縁下_一狩出、而此後甚見苦、仍好遅参、定蒙_三召籠_一、仍衛士并取_レ夫人入_二縁下_一。

とあるほか『大江匡房記』に、堀川院御時、犬狩被_レ閉_三諸陳_一、而先例當_三御物忌_一犬狩尤有_レ便_予後忠又藏人兩人持_レ左右近陣吉上等_二狩_レ之云々。とあつて、犬追物はこの『大江匡房卿記』にならう射法であるといはれる。思ふに、匡房卿は後一條帝の長久二年辛巳に生れ、鳥羽院の天永二年庚寅七十歳をもつて逝去してゐるから、近衛帝御即位の康治元年壬戌に先だつこと三十年以前である。されば『後太平記』に於ける玉藻前の一事もつて直ちに犬追物の濫觴となすは失當であるといへよう。要するに犬追物は鎌倉幕府の建設されざる以前存在してゐたのを、鎌倉時代に至つて新たにその式法が定められたのでかかる迷説を生じたのであらう。

犬追物の式法は鎌倉時代以降諸家によつて多少の相違はあるが、その種類には(1)神事の犬追物・(2)御手組の犬



『貞丈集記』所載 犬追物の圖

追物・(3)白みがきの犬追物・(4)大始めの犬追物・(5)馬場始めの犬追物・(6)勝負の犬追物・(7)通常の犬追物との七種があつた。神事の犬追物は神祭・祈禱の折りなどに犬を賛とし、流鏑馬・笠懸の神事の如くこれを射るをいひ、御手組の犬追物は、將軍(公方)の遊事のさいの犬追物をいふ。又白みがきの犬追物は射手の射様・振舞ひを一段と厳しく正し、たとへ少過たりといへど寸毫假藉せず、式法を常の犬追物より層一層峻厳ならしむるをいふ。犬始めの犬追物は正月初めて犬を射るをいひ、馬場始めの犬追物は、馬場を新たに作つた時これを行ふをいふ。勝負の犬追物に出しの犬追物は、上下の勝負・おつとり組の勝負・三疋勝負・七疋勝負等があり、いづれも笠懸に於ける圖的の如く賭物を出し、賭弓を張行するのであつた。勝負の犬追物には内の検見と外の検見即ち二騎の検見が設けられた。また通常の犬追物の馬場は相廣といひ弓弦をはづした弓杖七十一杖四方を以て定杖とし、馬場の四方に竹垣を結ぶ。これを竹垣とも外はらじともいひ、馬場の四方に木戸を設ける。但し海濱などで行ふ場合は竹垣を結はず舟に繩を丸く引き廻し、はらしとして四箇所に采配を立てた。これを采間隙と稱つた。また馬場の中央に一繩をもつて太さ一尺八寸廻りの三ツ括りの繩を輪となして置く。小繩の内の面積は弓杖一杖、そのうちに砂を敷き、その外は同じ太さの繩を二十一尋輪になして置く。これを繩ともいひ(但し繩を呼ぶに小繩といふとも決して大繩といはない)また内はらじともいつた。そのほかに黄色の砂を敷き廻らす、これを敷居際といひ、繩より隙の端まで弓杖二杖を定規とした。

射手の人数は三十六騎、是を上・中・下の三組に分け、十二騎を上ミの手といひ、次の十二騎を中の手と稱し最後の十二騎を下モの手といつた。射手の装束は射手具足といひ、折烏帽子に素襖を著し、左を肩抜き、小手を

指す(犬射小手と稱して、別に拵へようがある)下には小袴に括りを入れて行膝を穿き、弓は塗方三ツ所藤に、引目三ツを腰になし一つは弓に取り添へて持つ。但し古往は四つとも腰に差したので引目四つを一腰といつた。さらに物射脊を履き鞭を持つて騎乗する。

検見の装束は射手とほぼ同様であつたが、弓は引目なく鞭のみを携へ、馬上にて射手の射様や駒のあつかひなどが、その方式に異はないかどうかを見わけ矢の當り外れを見きはめる。

呼ばはりつぎの役人は装束検見と同じく、是も亦馬上で日記附の棧敷の前の傍に駒を控へ、當りのいい矢があつた時は、検見がその射手の方へ駒を乗り向け、射手の名を聞いて駒を乗り返し、日記附の棧敷の前へ乗り向けて、射手の名をいと高らかに呼ばはる。

日記附役は棧敷の縁に出で、文臺の上に日記を置いて矢の當り外れを記録するのを使命とした。

幣振り役は、是も棧敷の縁、日記附の傍に幣を持つて控へ、喚次が射手の名を呼び立てた時、確かに聞き取つたといふ合圖に幣を振る。また大九匹目に繩の内十匹または繩の内二十疋等と呼び立て、かくの如く呼び續けてのち十匹め二十疋めの犬を放す。これを「たるくち」といふ。

犬追物に使用する犬数は、その數百五十疋。一手にて五十匹づつ射る定めであるから、三手で都合百五十疋を射るわけであつた。犬を引く者は河原者に限り、小繩の中へ犬を入れ、首繩を切つて放すのは雑色の役でこれを犬放しの者といひ、犬引きの者とは自づから別の存在であつた。

犬の射様は、十二騎の射手いづれも割際に駒を乗り入れ、繩に駒を立そへて弓手を繩の方へむけて駒を立すゑ

弓に矢をはげて待つ、検見も同じく繩きはに棧敷の方に向つて駒を立据え、かくて犬放しの者は先立つて小繩のうちを犬を素き入れ首綱を控へてゐたものが振り返り、検見の方をみて「御犬逃げ候」といふ。かくのごとく三度續けて呼ぶを待つて、検見が「はや放せ」と下知するを合圖に、犬放しの者が犬を放す。この最初に放した犬を「引つこみの犬」といつてこの犬は決して射ざるを法とした。かくしてまた前述のごとく二疋目の犬を放ち、犬が小繩の内から走り出て繩を走り越えるを、その繩際で射る。これを繩際の矢といつて此所にて射るを本儀とした。検見これを見て射様が正しいときは「控へう」と詞をかけるのを聞き、その射手二つ目の引目をとらずに、弓手馬手の射様により馬の扱ひやうがある。検見これを見て駒の扱ひやうも法に違はなければ「矢所は」と問ふ。その時射手、言下に弓手とも・押もちりとも・馬手切とも・繩馬手とも、いま射たるとほりの矢所を答へる（矢所とは射やうの事である）。検見これを聞いて矢所の答へに相違がなければ、繩際より駒を打出して喚次が射手の名を申達すると、さらに喚次が射手の名を呼立て、幣を振つて日記に矢の當りを附る。但し射様が法にかなはないう時は検見「射ておかう」と詞をかける。この詞を聞くや射手は二つ目の引目を腰より抜き取つて改めて射なほす。此の射様が射法にかなへば前述の如くする。また繩際より削際の外へ犬が駛り出た時は射手いづれも馬場中を追い廻してこれを射る。但し射様の善悪は前述の如くする（但し射た時は駒の扱ひ様がある）。繩より外へ出たのを外の犬といひ、外の矢といふ。外の犬の時検見から矢所を尋られた時は（弓手とも・馬手とも・すがふ弓手とも・馬手切とも）目前射たままを答へる。（これより以後の事は前述した繩際の矢に準じて知られたい。）正しい當り矢があれば、犬をば犬引の者が竹垣の外へ出す。また外を追つて射る時は遠く走る犬はこれを射ない定めであ

つて、犬の傍に乗り寄せて射るを法とした。總じて犬追物は犬に矢を射附けただけでは當りとはならないのであつて、射様が法に違はざるのみか、射後の馬の扱ひ様も法に違はず、矢所の答へも法に違はず、凡てが式法にかなつたのもつて當りとし、たとひ犬に矢を射當たとしても、その外の式法が一箇條でも式法に違つた時は當りとならないのである。検見はこの式法に違はざるか否かを見分る重大な責任ある役であつた。但し射手が犬を射た時は矢叫びをする。この矢叫びは狩の時にもなす定めであつたが、犬追物の矢叫びは狩の時とは全然相違するもので、鎌倉時代には矢叫びと稱したがのち矢答へといふやうになつた。

鎌倉幕府に於ける犬追物の初見は『吾妻鏡』貞應元年二月六日の條に、幕府の南庭に於いて射手四人・犬二十疋にて行事されたのに始まり、以後室町時代にかけて盛んに行事された。就中寛正六年八月慈照院殿（八代將軍義政）の張行せる犬追物こそ刮目に價ひするものであつた。

『後太平記』三十四犬追物御興行の事

前、大樹慈照院殿、寛正六年八月興行御坐しましてより以來、犬追物の御沙汰なかりしかば、武家弓馬の政意りぬ、今戰世の代に當つては、且は太平の政なるべしとて、今年新に是を行はれける。抑此犬追物と申すは、昔時神功皇后三韓征伐の御時、彼の三國戰に討負け、終に日本に降伏す、去れ共連々反復の謀怠らざれば、吾朝にも亦武備を設けて、弓馬の技馭斷ゆる間もなし、凡そ彼の三國は日本より戊の方に當りぬれば、彼の國の敵をば皆犬と呼びなせり、是れ由緒なきにも非らず、亦皇后新羅に討入り給ひて、弓管を以て新羅國の大王は日本の犬也と書き付け給へば、其字破れ共未だ盡きず、爰を以て武家弓馬の政を犬追物といへり、其

後久壽元年に當つて、近衛院の御儀急り也、時に陰陽博士安部泰成占トして、是は玉藻の御方所爲なり、渠は、天竺にては、班足王の千人の頸を斬つて祭籠めたる塚の神となり、唐土にては殷の紂王の後妲己と成り、玄宗皇帝の時楊貴妃、皆是れ狐なり、貌美人に化けて君を迷し、徳を敗り、國を傾く、今吾朝にては、此の玉藻の前の御事は容色百媚の粧ひ、唯人間にあらず、正しく渠は下野、國那須野、原の狐にて候、今日君の御猶豫を晴し申すべしとて、太山府君星供を行ひ、彼の玉藻、御方に天神地祇の幣帛を持たせけるに、忽ち狐と成つて飛び去り、御惱難て平復す、此時三浦介、上總介に勅を下され、那須野の原の狐を狩り給ふ。其儀式弓馬の祕術を盡したれば、是を以て犬追物の式法決定御坐します。已に永祿三年三月三日、桃源の祝詞畢つて後、大樹犬追物を興行し給ひける。先づ御所の内、東西四十二間、南北四十間の屯に南十二間を馬場とし、竹をもつて埒を結はせ、其の高さ四尺五寸也。埒の中央四方十八間に五色の眞砂を蒔散し、是を馬を立る勝示とす、其中央に長さ十八尋の繩を以て方五間の圍を爲す、是を大繩と云へり、亦圍の中に五尋の繩を以て圍を作つて小繩として、坤の方に犬塚の戸を開き、巽には物懸の口あり、艮角に日記の役所を構へ、種々の器物を敷置き、五色の餅を備へ、金銀の作華を飾り、弓箭の七徳を祭られたり、大樹の御座間には、近衛准后種家公、日野大納言晴光卿、烏丸大納言光康卿、勸修寺中納言晴秀卿、飛鳥井中納言雅教卿、聖護院、門跡道澄、殿下伺公の大名には、細川右京大夫氏綱、執事三好修理大夫長慶、同筑前守茂長、同日向守、同下野守、細川右馬頭、同中務大輔、朝倉左金吾義景、伊勢伊勢守、佐々木彈正忠義賢、朽木民輔、少輔種綱、大館左衛門、佐晴光、松田丹後入道宗祥、各殿前に列踞あり、上野民部、大輔信孝、馬場を警

衛し、烏帽子素袍、太刀を佩いて埒の外に蹲る。次に喚次渡邊宮内、少輔、繼いで檢見の役小笠原彈正、少弼、埒の外に下馬して、巽の門戸より立入り、勝示の際に跪き、大將軍に向つて禮をなす、次に墨頭の童子二人、眉作り金付け、矢對の役とし、采配取つて立ち並ぶ、次に犬懸の者八人、埒の内四隅に立ち、竹杖突いて侍たりける。其後上中下の射手三十六騎、埒の外に下馬し、主殿を拜禮し、巽坤の二方に立別れて、十八騎相對す、其裝束、皆蠶の馬に乗り、烏帽子素袍を著し、細刀を著し、一樣の弓籠手をして、左を袒ぎ、總角高く結び、夏鹿の行膝に思ひ思ひの沓を帯き、滋籬の弓に墓目を取添へてぞ出でにける。檢見、喚次進み出るや否や、上手の射手十二人駈出でたり、其人々は、結城左近將監、飯川能登守、小林五郎、安東平次郎、伊勢備中守、能勢彌太郎、三淵掃部頭、彦部雅樂頭、多羅尾與五郎、高和泉守、蛭川式部、少輔、伊勢守貞孝、其外矢取、口附、各同じ裝束して魏々とす。斯て檢見馬を進めしかば、此の時十二騎の射手、一番に乗り出でたるは二番を相手とし、大綱の北に馬を立て、三番は四番を相手とし、是亦大綱の南に轡を控へて列す、是れ陰陽を分つ例式也、時に檢見の役人馬より下立ち、北面して弓箭の呪文を唱へ、軍政の儀式を作す。射手亦下馬し、敬禮し乗馬發蹄す、檢見、馬上にて策を以て差して御犬やあると呼りければ、犬放、是に候と對へて、犬一疋小繩の中へ追ひ入れたり。射手、馬の頭を立て直し追廻り馳遠へて是を射る、矢對の童子、幣を振り上げ、中る所の矢數、記録所にて之を記す。此の如く七返射で終りければ、中の射手、下の射手、前に同じ、唯是れ彼の兩介が那須野狩の行粧も今此時かと、勇々しかりし形勢也、噫噫馳驅の妙術、射騎の教習、唯此の犬追物にあり、武家の軍政、何事か豈之に過べけんや、怠る代こそ怪しけれ。

と、かく『後太平記』の筆者をして絶唱せしめたる犬追物も、その後足利氏の逐次頽勢となるにつれて、張行せられたる記録を有せず、足利氏に代れる信長・信長に代れる秀吉の時代にも記録を有さず、僅かに徳川家時代に至つて松平薩摩守光久朝臣が、正保四年飛鳥山の麓と朝臣邸に於いて犬追物を張行せられたる記録が『紫一本』にのこされてあるから、ここに掲記することとしよう。

正保四年丁亥十一月十三日、松平薩摩守光久朝臣、犬追物を上覽に備られし所有。その馬場東西四十三間、南北四十間也、四尺五寸の竹にて埒をゆひ、傍に大繩小繩、狗塚などいひて、さまざま作法あること也とぞ。御日記、正保三年四月七日、松平薩摩守宅にて、犬追物興行。爲見物一老中酒井讚岐守、堀田加賀守被相越一候。

ここに犬追物上覽地とあるは、豊島平右衛門尉が平塚城址平塚明神より飛鳥山より右の方、その邊一帯の畑地を稱して犬追物上覽地と稱するのであつて、この地において島津薩摩守の張行せる犬追物を、三代將軍家光が上覽せるより、この地を稱して犬追物上覽地と呼ぶに至つたのであるといふ。

附記——『扶桑見聞私記』竝にその後に行された『犬追物祕書』に、養和二年頼朝の治世に於ける犬追物の式法が所載されてゐるが、こは正保四年武藏國豊島郡王子村において島津薩摩守光久が官命により張行せる犬追物の式法を林春齋が書せる『犬追物御覽記』を基調とし、島津家の家臣・檢見・喚次を勤めたる人人の姓名を

悉く頼朝時代の武士の名に變更せるばかりか、犬追物の式法は『御覽記』の趣きをそのまま用ひたものであつた。島津家の張行せる犬追物は、鎌倉御所より相傳せられたるもので、室町家の頃行はれた犬追物とはいささか相違し、一家の見識・風儀あるものであつたといふ。『二話一言』

第五章 田樂雜伎

田樂の遠因はもと田家祈念と、農繁期に於ける農勞を慰する目的をもつて、鼓笛の合奏により舞踊せるに起因しもつて擡頭するに至つたのであつた。その種類には芝田樂・巫女田樂・徒歩田樂・大田樂・小田樂等の數種に岐るる外、近衛天皇の御宇には女田樂といふものがあつて大いに茶番めいた喜劇が演じられた。これ等の田樂は主として神事或ひは遊事に供されたるほか、神社佛閣の勸進の爲めにも營まられたのであつて、『續日本紀』に、靈龜八年五月丁巳五位以上進_二裝馬及走馬_一作_二田舞_一田植之舞_一亦奏_二本國樂_一云云とあるのが史的初見で、『延喜格式』には、大嘗祭當日田舞・田植の舞ひの行はるることが記されてゐるほどであるから、田樂は聖武帝の在位時代には既に濫觴の端を發しつつあつたのは争はれぬ事實であつた。その後隱密の裡に勢力を持続強大し、藤原朝時代に至つて盛んに遊事さるるに至つた。

『榮華物語』お裳著の卷に、

かくて加茂の祭りなども過ぎて五月になりぬ、大宮土御門殿におはしませば、殿の御前、何わざをして御覽せさせんと思召して、この御覧の秣のたは殿の北わたり清和院のもとにぞ植えける。この頃植うべかりければ、御覧の司召して、この田植日は例の有様ながら、修飾なる事もなくて、迂遇がましくも、をかしくも

有のままにてこの南の方の馬場の御門より歩み續かせて埒の内より通して北さまに渡すべし、丑寅の方の築地を壊して、それより御覽じやるべきなり、東の對にて御覽すべきと、仰ごと承たまはりて、今二三日の程に何わざせんと思ひて、その日になりて、彼の隅の築地こはさせ給ひて、東の對に大宮の御前をはじめ奉りて、殿の上渡らせ給ふ。然るべき人に女房達侍る限りは參る。さて御覽すれば若う汚げなる女ども五六十人ばかりに、裳衣といふ物いと白う著て、白き笠ども著せて、齒黒め黒らかに紅粉あかう化粧させて、續け立てたり。田主人といふ翁、いとやしき衣き、破れたる大笠さして紐ときて足駄はきたり、あやしきさましたる女どもに黒き搔練著せて白土といふもの塗りつけて、髪せさせて笠ささせて足駄穿かせたり。田樂といひて、あやしき様なる鼓腰に結びつけて笛吹きて拍板といふ物突き、さまざまの舞ひして、あやしき男ども歌うたひ、心ちよげに誇りて十人ばかりあり。そが中にこの田鼓といへる物は、例の鼓にも似ぬ音して、ぼこぼと鳴し行くめる。親しう物し給ふ殿ばらは、東の簀の子にて見給ひ、若き君達、四位五位などは、高欄に押かかりて見興じ給ふ。またいと大きな桶、折櫃どもにこれ等が食物なるべし持て續きたり。さまざま珍らしきものどもみ持て續けたればいみじう御覽す、さて行き著きた、今は植ゑ懸けるを御覽じやるもいみじうをかしく思召さる、有りつる樂の者どもも、踊のほど慎ましげに思ひたりつる彼處にては我まに罵り遊び奏樂でたるさまざまもぞ、いみじうをかしく御覽せられける。

とある。右によれば藤原朝時代には既に田樂が一種の遊事として行はれ、一方公卿乃至は縉紳の觀賞に價ひしつゝたのは事實といへよう。かくて田樂は平安朝時代を経て鎌倉時代に至りますます猖獗を極め、北條氏の時代

に至つて一層白熱化し、狂熱的時代を現出するに至つた。

『源平盛衰記』額打論の條に、

京童いひけるは、山僧田樂法師に似たり、打つ敵をば打ち返さで、傍なる者を打つ様に、興福寺の衆徒に額を斬られ、清水法師が額をはりたりとぞ笑ひける。

とある。以上は兩宗僧侶の額打ち論に於ける場面描寫の一齣であるが、『吾妻鑑』に「寛元三年八月十六日、戊寅鶴岡馬場之儀、殊被_二結構_一、馬場儀神子田樂、馬場如_レ常」とある。寛元三年は、北條四代の執權經時の治世時代であるから、ここに神子田樂如_レ常と理りあるをもつてみれば、神子田樂は當時代の好例となつてゐたのであらう。北條家は代代田樂に熱狂的歓迎をもつてゐたものとみえて、歴代に互つて盛大に田樂が營まれるに至つたが、就中九代高時の時代に至つて正に熱狂の絶巔に達したかの感があつた。

『太平記』卷之五

相模入道弄_二田樂_一竝闘犬之事。

高時、北條秀時をもつて筑紫の探題として筑前國に差下し、博多にゐて九州の成敗を掌どらしむ、然るに長崎入道圓喜が、年久しく高時の家事を専にして私慾を恣にせしこと、誰いふとなく高時の耳に入りしかば、圓喜が職を停めて、四郎左衛門高資を内管領に補す。高資また奢侈に長じ、國家を治むる道を知らず、偏に己が心に任かせて振舞ければ、萬民は愁訴を述るに便りなく、外様の諸士は常に恨みを含みて憤りを招き、目さましく思はぬ人はなかりける。時に高時年やうやく弱冠に及んで、ただ日夜に遊宴を事とし、儉約を知



鳥羽 相模入道 弄田樂 竝闘犬 如見山藏
 一、高時、北條秀時をもつて筑紫の探題として筑前國に差下し、博多にゐて九州の成敗を掌どらしむ、然るに長崎入道圓喜が、年久しく高時の家事を専にして私慾を恣にせしこと、誰いふとなく高時の耳に入りしかば、圓喜が職を停めて、四郎左衛門高資を内管領に補す。高資また奢侈に長じ、國家を治むる道を知らず、偏に己が心に任かせて振舞ければ、萬民は愁訴を述るに便りなく、外様の諸士は常に恨みを含みて憤りを招き、目さましく思はぬ人はなかりける。時に高時年やうやく弱冠に及んで、ただ日夜に遊宴を事とし、儉約を知

らず、九代の榮耀に習うて、百姓の艱難を知らず、或時は野良犬の庭上に鬩ふをみて、興ある事に思ひ、則ち諸國に觸れて、或は正税官物に募りて、犬を尋ね、或は權門高家に仰せて、犬を求めけるにより、國々の守護司所々の一族大名より、十疋、二十疋の猛犬を飼ひ立てて、鎌倉さして引進するほどに、路次にては行人馬より下り、驛路にては農民それにあたる、さて鎌倉に於いては月に十二度、犬合せの日を定め、一門御内外様の面々、堂上堂下に座を連ねて見物する。心ある人々は苦々しくぞ思ひける。

その頃洛中に田樂を弄ぶ事盛んにして、貴賤擧つて是に著せり。相模入道このことを聞及び、新座、本座の田樂を呼び下して、日夜朝暮に、弄^レ無^レ他事入興の餘りに、宗徒の大名達に田樂法師を一人づつ預けて、裝束を飾らせける間、これは誰がし殿の田樂、彼は某し殿の田樂などといひて、金銀珠玉を逞くし、綾羅錦繡を飾れり、宴にのぞんで一曲を奏すれば、相模入道を始めとして、一族大名我劣らじと、直垂大口を抜いで抛げ出す。これを集めてつむに、宛も山の如し、その弊いく千萬といふ數をしらず、ある夜一獻のありけるに、相模入道數盃を傾け酔に和して立ちて舞ふことや久し、若輩の興を勤むる舞にてもなし、また狂者の言を巧みにする戯れにあらず、四十有餘の古入道、醉狂の餘りに舞ふ舞なれば、風情あるべしとも覺えざりける、ところへ何處より來るとも知らぬ新座本座の田樂十餘人、忽然として座席に至つてぞ舞ひ唄ひける。

天王寺のや

妖靈星を

みばや

と拍子ける。(下略)

とある。ある官女が此の聲を聞いて餘りの面白さに、障子の隙間から覗いてみると新座。本座の田樂共と見たはひがめ、人らしき者は一人もなく、ある者は嘴^{がま}勾つて鴉の如き鼻を持ち、身に翹あつて、その形山伏のごときもあり、悉く異行の化身共が姿を人間に現じてゐたのであつた。官女はこれを見て大いに驚き、人を走らしめて城入道に告げると、入道取るものもと取らず、押つとり刀にて中門を荒らかに駈けゆくをり、遙かに登音をのこして、化生の姿は雲煙の如く霧消してしまつた。相模入道は前後も知らず酔ひ伏してゐたといふ。

後日南家の儒者刑部少輔仲範(大職官鎌足公の公孫、武智丸の子孫を南家といふ。武智丸十四代大學頭考範の子、従三位經範の二男、刑部卿、最初の名を仲範といふ)此の事を傳へ聞いて、天王子あたりより天下の動亂出で來て、やがて國家敗亡すべきの前兆ならんと豫言したといふが、仲範の豫言果して的中し、その後新田義貞と闘ひ破れて、元冠三年三十一歳をもつて自刃した。然るを『太平記』に、四十有餘の古入道と記録されてあるのは、何の根據による歟。是否はおいてこの頃田樂はずでに田樂法師の出現をみるに至り、新座・本座に分かるるに至つた。而も田樂は高時のみが熱狂したのではなく世人も亦これに魅惑されこぞつて田樂に陶醉するに至り、この頃より勸進興行が行はるるに至つた。

『太平記』上、

今年多くの不思議打續く中に、洛中に田樂を遊ぶ事、法に過たり、大樹是を興ぜらる事又類なし、されば萬人手足を空にして、朝夕是が爲に淫費し、鬪白亡びんとて、高時禪門好み遊びしが、先代一流斷滅しぬ、よ

からぬ事なりとぞ申ける、同年六月十一日、抖擻の沙門有けるが、四條橋を渡さんとて、新座本座の田樂を合せ、老若分ちて、能くらべをぞせさせける。四條河原に棧敷を打つ、希代の見物なるべしとて、貴賤の男女擧る事斜ならず、公家には攝籙、大臣家、門跡は當座主梶井二品親王、武家は大樹是を興ぜられしかば、其以下の人々は申すに及ばず、卿相雲客諸家の侍、神社寺寶の神官僧侶に至る迄、我劣らじと棧敷を打つ、五六八九寸の安の郡などを鑄貫いて、圍八十三間に三重四重に組上げ物も夥しく構へたり、已に時刻に成りしかば、輕軒香車地を争ひ、輕裘肥馬繫ぐに所なし、幔幕風に飛揚して、薰香天に散満す、新本の老若、東西に輕を打つて、西方に橋懸を架けたりける。樂屋の幕には緞縹を張り、天蓋の幕は金蘭なれば、片々と風に散満して、炎を揚ぐるに異ならず、舞臺に曲象繩床を立雙べ、紅縁の氈を展布いて、豹虎の皮を懸けたれば、見るに眼を照されて、心も空になりぬるに、律雅調冷じく、颯聲耳を清す處に、兩方の樂屋より中門の口の鼓を鳴し、音取の笛を吹立てたれば、匂薰蘭を凝し、粧紅粉を盡したる美麗の童八人、一樣に金蘭の水干を著して、東の樂屋より練出したれば、白く清らかなる法師八人、薄化粧の鐵漿墨にて、色々の花鳥を織盡し、染狂したる水干に銀の亂紋打たる下濃の袴に下括りして、拍子を打ち、あやむ笠を傾け、西の樂屋よりきらめき渡つて出でたるは、誠に由々敷ぞ見えたりける。一の筋は本座の阿古、亂拍子は新座の彦夜又、刀玉は道一、各神變の堪能なれば、見物耳目を驚かす、斯くて立合終りしかば、日吉山王の示現、利生の新なる猿樂を、肝に染めてぞ出しける、斯る處に新座の樂屋より、八九歳の小童に、猿の面をきせ、御幣を差上げて、赤地の金襴の打敷に、虎皮の貫を蹴開き、小拍子に懸けて、紅縁のそり橋を、斜に踏んで出でたりけ

るが、高欄に飛上り、左へ廻り右に巡り、跳返つては上りたる有様、誠に此世の者とは見えす、忽に山王神託して、此奇瑞を示さるるか、感興身にぞ餘りける。されば百餘間の棧敷共、休へ兼ねて座にも堪らず、あら面白や堪へ難やと、喚き叫びける間、感聲席に餘りつつ、しばしは靜りもやらず、かかる處に、將軍の御棧敷の邊より、嚴しき女房の練貫の棧高く取りけるが、扇を以つて幕を揚ぐるとぞ見えし、大物の五六にて打附たる棧敷傾立つて、あれやあれやと云ふ程こそあれ、上下二百四十九間、共に將棋倒をするが如く、一度にどうとぞ倒れける、若干の大物共落重りける間、打殺さるる者其數を知らず、斯る紛れに物取共、人の太刀刀を奪ひて逃ぐるもあり、見附けて切つて留むるもあり、或は腰膝を打折られ、手足を打切られ、或は己と抜きたる太刀長刀に、此彼を突貫かれて血にまみれ、或は湧せる茶の湯に身を焼き、喚き叫ぶ、唯衆合叫喚の罪人も、斯くやとぞ見えたりける。田樂は鬼の面を著ながら、裝束を取つて逃ぐる盗人を、赤きしもとを打振つて追て走る。人の中間若黨は、主の女房を背負ひて、逃ぐる者を、打物の鞘をはづして追懸る、返合つて切合ふ處もあり、切られて朱に成る者もあり、修羅の鬪鬪、獄卒の詞責、眼の前に有るが如し、梶井の宮も御腰を打損ぜさせ給ひたりと聞えしかば、一首の狂歌を四條河原に立てたり、

釘附にしたる棧敷の倒るるは

梶井の宮の不覺なりけり

又二條關白殿も、御覽じ給ひたりと申ければ、

田樂の將棋倒の棧敷には

王ばかりこそ登らざりけれ

と、かく慘憺たる修羅場の現出をみるほど當時の世人は上下の嫌ひなくことごとく田樂に陶醉せしめられてゐたのであつた。しかし茲に特記せねばならぬことは、この勳進興行に、上述のごとく立派に兩つの橋がかりを有つてゐたことであつた。これはついで來るべき能の大成に徐徐に近づきつつあつたものと解釋すべきではなからうか。而も茲に記される本座の阿古・新座の彦夜叉・刀玉の道一等は何れも當代著名な演技者であつて、此のほか本座に屬する名人は一忠・道蓮・香蓮等があり、また新座には彦夜叉のほか花夜叉・藤夜叉等があつた。

かくして田樂は室町時代に至り田樂能が、猿樂能に影響を與へ能の大成となるのであるが、遊戯史本來の面目上、藝術の殿堂を侵犯するは一種の冒瀆とも考へられるので、田樂が遊事又は勳進の爲めに營まれたるに止め、次に田樂雜伎を詳述しよう。

『洛陽田樂記』永長元年の大田樂の件に、高足・一足・腰鼓・振鼓とある。この振鼓より振り鼓なる玩具が、後村上天皇の御幼少時代に天上人によつて創案さるるに至つた。

『榮華物語』に、

今の上は幼年におはしませば、天上人ふりつづみしてまゐらせられたれば、上興せさせたまふ。

とあれば、振り鼓は天上人によつて田樂の樂器振鼓の形體に模してこれを小形に作り玩具として獻上されたのであつた。しかし『周禮』の註に、鼗如鼓而小、持其柄一搖之、則旁耳還目擊之。とあれば、支那にもかか

る玩具はとく既に存在してゐたのであらう。振り鼓は如上の如く田樂の樂器より創案されるに至つたのであるから、その形體は振鼓とほとんど同一であるが、振り鼓には左右の鼓面の端に絲で結んだ小鈴が取りつけられてゐるので、振り鼓の柄を兩の掌に挟んで宛も錘をもむが如く柄をもむと、小鈴が上下左右に反轉し鼓面にあたつて冷音を生じるのである。この振り鼓は創案以降ほとんど各世代を通じて嬰兒の聽覺を發達せしめる重大使命を果しつつ、玩具的生命を持続して今日に至つてゐる。さらに後世より太鼓が創案さるるに至つたのであるが、これは振り鼓によつて摸倣されたに過ぎないのであつた。

高足は又一足ともいはれた。『洛陽田樂記』に高足また一足とあればもつて證となすに足るであらう。田樂の隆盛時代、田樂雜伎の一種として田樂法師のつかさどつたもので、曲藝染みたかうした雜伎は非常な魅惑力をもつて世人を魅惑するに至り、一般世人も亦此の高足を乗り眞似るに至つた。

『僧侶物語』に、

爲義の刑罪さだまるの時、長徳の頃、花山陀紅の袴をつぎのべされて、築地の御腰に腰かけ給ひ、よなよなこのお化け遊びして行人を驚かさる。

とあるは、高足に乗つて易易塀上に腰かけ給ひ、行人を驚かす惡戯ごとくに興じられたのであつた。しかし洛陽北野社の春日祭りにいとなまるる田樂雜伎の高足は一足とは全然その形體を異にし、後世に於けるあだかも驚足の如き形體をなしてゐた。

高足は圖の如く五尺餘の縦木の上方に小形の横木を渡す、これを手掛の木といひ、さらに地上約二尺ほどをは

田樂 鶴岡職人畫繪可載



なして横木をわたし、ここに兩足を乗せて前後左右に飛び廻るのであつた。この高足に乗つた田樂法師の姿が宛も豆腐に串打つた形に相似するところより、豆腐を稱して田樂と呼稱するに至つた。

『醒星笑』に

あしをふみそこなへるめんぼくを

灰にまぶせる冬の田樂

『望一千句』に、

でんがく申のぶしやうさ腰錢を

祇園まわりにおとし來て

『温故集』に、

田樂のあとさびしきぞ冬籠

かく和歌や俳諧の取材となつたのを見ても、申うつた豆腐が田樂法師の高足に乗れる姿に相似するところより移り來つた稱呼であるといふ説を否定しえないと思ふ。

この高足に竝んで高扇が用ひられた。『洛陽田樂記』に、侍臣復參禁中、權中納言基忠棒九尺、高扇。とある。高扇とは九尺餘りの竹竿の先に扇面を開いてとりつけたのであつて、『江戸名所圖繪』に於ける王子田樂の圖示する所をみると、高扇の如何なるものが想像しうると同時に、現今も伊勢神宮のお田植を神事にはこの遺事がのこされてゐるといふ。

編木・柏板・鉢叩きはいづれも田樂法師の雜技に屬するもので、柏板は現今でも淺草寺の三社祭・王子神社の祭禮に必ずいとなまれる事になつてゐる。

むしやう聲人きけとてぞへうたんの

しばしばめぐる月の夜念佛



【七十一番職人盡】所載 放下師

鉢叩きが『七十一番職人盡』に放下師とならべてかく歌はれた頃には、田樂の衰退に伴れて田樂法師は街道に進出するに至つたのであつた。彼れが瓢箪を叩き念佛歌を高唱しつつ街道を漂浪せるは、もと空也の流れを汲むによるといはれる。

輪鼓はもと田樂法師の雜藝の中に屬してゐたもので、田樂の盛時時代には彼獨自のいとなみであつたが、室町時代に至り能の大成と衝突して田樂の退勢となるにつれて、田樂所屬の田樂法師は、餘儀なくここに自家自營の必要上放下師と名乗り、呪師と結んで寺院の庭前や乃至は街巷などに於いて、行人のあがきを止め、その家藝たる特意の輪鼓廻しを演じて糊口の代としたのであつた。

放下はもと無我の境地より出たる名であるといふが、一説に禪家に放下著といふものがあるところよりも起つた名であるともいふ。彼れが指尖にもてあそぶ女竹のきればしは、小切子といひ、あだかも器用な人が煙管を指尖

で操るやうに、兩の指尖で二本の女竹のきればしを巧みに操りつつ、かちかちかちと竹拍子をとるので、深夜更けまさつてこの放下の流してゆく竹拍子の律を聞いてみると、いひしれぬ哀感をもよほすので、

『七十一番職人盡歌合』に、

月みつつ歌ふ放下のこぎりこの

夜半の月夜にさえわたるかな

と畫讀されたのであつて、當時は放下師の名は彼獨自の名稱であつたが、後世小手先の藝さへ芽えてゐれば、誰でもが放下師とでも放下僧とでも自稱しうるに至つて、放下師の名も亦従つて廢れ、つひには手品師と呼ばれ、豆藏と卑稱さるるに至つた。

放下師が獨自の家藝をもつて任じてゐた輪鼓は、その淵源頗る遠くもと唐に於て創案されたのであつた。これを絲で操り廻すと縦横に騰踏して舞ふところより、臨胡渾脫といふ平調曲まで出來たといひ、また『樂譜雜錄』には、これより骨塵舞・胡施舞などが案出されたと記されてゐるから、想像以上の盛時をもつてゐたに異ひない。その形體は田樂に用ひられた樂器腰鼓の如く中がくびれてゐるので、源順の『倭名抄』には、輪鼓はその形腰鼓の如しといはれてゐる。かうした特徴に特徴づけられて腰鼓はものたとへにかり用ひられるやうになつた。

唐の『禮樂志』に、

腰鼓廣頭而纖腰、腰鼓兄弟、蓋言三伯季優仲劣也。

とあるのは、淡・深・沖の三人兄弟の名がともに優り劣りあるをかくいつたので、兄と季弟とは優り、仲兄は



『年中行事繪巻』所載 輪鼓廻し

劣れるところより、時人は腰鼓の形にかりて腰鼓兄弟なる名を冠したのであつた。源順が輪鼓を腰鼓の如しと形容したのも、輪腰が腰鼓の如く中がくびれてゐるためであつた。

この輪鼓が縁に操られ廻る形容はいと壯觀なもので、永仁二年印行『野守鏡』に、

輪鼓はよくまはせば、風情の絲の上にうかれ立ちて、投げ上ぐれば心の繩の上に立ち浮る、投ぐれども、投ぐれどもいまだ廻らざるに投げあぐれば、ぶりぶりとしておつるなり。

とあれば、その廻勢のいかんはほぼ想像しうることと思ふ。この輪鼓を縁上に操るのは、明治年間に一時流行したジャポロの如く一尺五寸乃至一尺くらゐの竹と竹の先に縁を渡し、輪鼓のくびれたるところを縁にかけて、左右上下に操り、廻勢のつよまるをまつて宙に投げ上げ、落ちるをうけてはまた投げ上げるのであつて、もしこれを平地などにはなすと、地上よりはね上つて廻るところより、唐では骨塵の舞や胡旋の舞ひが案出されたのであらう。しかし田樂法師がこれをつかさどつてゐた頃には、一人で廻すだけではなく一人

が廻勢をつよめて投げ渡すを、一方の一人がうけて渡し返すのであつた。『本朝相撲記』に、諸雜藝之中弄_二輪鼓弄_一者一人也。とある。

これが市人の遊事としていつ頃まで遊戯的生命を存続しゐたかといふに、文安年間の書『埜囊抄』小兒翫物の名を並べてある條に、輪鼓と所載されてゐるのをみると、室町時代の末期までは兒童の遊戯圈内にあつたのであらう。

かかる久しき遊戯的生命を持続したので、輪鼓の遺事は種種なるものにのこされてゐる。『太平記』鎌倉兵火の條に、爰には誰とは不知、輪子引兩の笠付たる武者五十餘騎云云。とみえ、これが家紋となつてのこされ、さらに縁より車の回轉をつかさどるつむにその面影を止めたるほか、俵の括り形に輪鼓くくりがあり、徳川時代の兒童の翫んだ端午の菖蒲刀の柄にその面影を止め、また駒の輪乘りに輪鼓乗があるなどは、すべて輪鼓の盛事を偲ぶにたるものであらう。

第六章 散樂雜伎

散樂の起原は詳かでないが、支那にあつては古代より盛んに行はれ周の時代に至つて盛んにもはやされ、武帝在世の頃最も盛觀を呈するに至つたので、時の官人張平氏は西京賦と題して、周朝の浴陽に於ける猿樂の繁榮を高調し謳歌するに至つた。

『西京賦』

大駕平樂の館に幸し、甲乙を張りて翠被を襲ね、珍寶玩好を攢め、紛として瑰麗にして、もつて移靡し、迴望の廣場に臨み、角觥の妙技を程す。烏獲鼎を扛げ、都廡撞に尋り、狹を衝きて燕濯し、胸を銛鋒に突き丸劍の揮霍を躍らし、索上を走りて相逢ふ華獄裝々として岡崗參差たり、神木靈草朱實離々たり、仙昌を總會し豹を戯れしめ、罷を舞はし、白虎瑟を鼓し、蒼龍篳を吹き、女蛾坐して長歌す。聲清暢にして蟋蟀たり、洪崖立ちて指摩し、毛羽の襍擲なるを被る。度曲未だ終らざるに、雲の如く起り、雪の如く散る。初は飄々たるが如く後は靡々たり。複陸重閣石を轉じて雷を成し、磔激して響を増し、磅礪天威に象る。巨獸の百尋なるあり、これを蔓延となす、神山崔嵬として欬ち背より見ゆ。熊虎みりて努攫し、猱狻超えて高援し、怪獸陸梁し、大雀陵々たり、白象行朶し垂鼻轄たり、海鱗變じて龍となる、狀蜿々として以つて蠃々たり、食

利斃々し化して仙車となり、四鹿に驪馬して、芝蓋の九葩はあり、蟾蜍と龜とあり、水人蛇を弄す、奇幻倏忽貌を具へ、形を分ち、刀を呑み、火を吐き、雲霧香冥、地を覺して川となし、涓を流して涇を通ず。東海黃公常に赤金刀を帯ぶ、衰老に及び酒を呑むこと度に過ぐ、白虎あり東海にみゆ、黃公赤刀をもつて往いて壓すれども、術行はれず、遂に虎の爲めに食はる。赤刀をもつて粵に祝して、白虎を制せんことを冀へども卒に救ふ能はず、邪を狭み壘を作るも是に於いて雋れず、爾して乃ち戲車を建て、修旃を樹て、假童材を逞し、上下翻翻たり。突として倒に投げて跟絛り、殞絶して復た聯るに譬ふ。百馬轡を同じふし、駿足並び駛す。撞木之技、能心願すべからず、弓を彎いて西羌を射、又顧みて鮮鼻に發つ、これに於いて衆變つきて心醒醉し、盤樂きはまつて悵懷萃まる。

かく「西京賦」に詩化せられたる如くであるとすれば、同時代に於ける曲技幻戲の如きは、現代人の到底想像のしえぬ旺盛なものであつたのであらう。『文獻通考』の樂考樂散百戲の條によると、これ等の幻戲・曲技は唐より六朝時代を経て隨に及び、煬帝の大業二年、實験の單干が來朝のみぎりに、大いに散樂を誇示し、天下の散樂師を長安の都に集め、千古未曾有の大散樂を演じて、單干を輜らつたといはれてゐる。その樂の響き洛陽千里の外に響き、巨火洛中の空に狂つて盛大を極めた。これがやがて長安の都例となるに至り、高祖時代に至るも、散樂百戲は依然たる勢力を持続しつつあつたので、時人は慨歎し、散樂百戲は正路のものでなく諠風のもととなるゆゑ、これ中止せんことを哀願したのであつたがそのまま聞捨てとなり、高宗の治世となりし頃、天竺より身自ら手足を斷ち、腸胃を扶る幻獸を高祖にすすむる者があつたが、流石の散樂愛好者たる高祖もこればかりは絶對

に拒否したといはれてゐる。

これが如何なる経路を辿つて日本に傳來するに至つたかといふに『日本紀』によれば、敏達天皇の朝、律師・禪師・呪林師・造佛工等と共に百濟より獻じられたるを、難波の王別の王の寺におかれたる事が記録されてゐるから、おそらく散樂雜伎が日本に於いていとなまるに至つたのはこの以後の事であらう。かくして藤原朝時代に至り呪師は卑役ながらも華美なる衣裳をまとひ宮室に關係をもつに至つた。『大鏡』に「入道殿御覽じてよ、よき呪師の裝束かなとて、笑ひ申させ給ひけり。」と宮達の諸堂を拜みまゐらす條に、中宮の優に柔しき姿をみて、御堂關白道長が、中宮の御衣を呪師の裝束にたとへたる如きは、いかに呪師が卑役なるにかかはらず、絢爛なる裝ひをなしてゐたかが想像さるるであらう。

由來呪師は、香刀・履火等その他の幻戲を大衆の面前に於いてなすがゆゑに、呪師あるひは眩人めくらましなどと呼稱せらるるに至つたのであつて、さらに滑稽諧謔なる物真似身ぶりなどをなすところより呪師猿樂と呼ばるるに至つたのであつた。

『事物紀原』に、

全京城有生花種植以戲者有、按前漢張騫傳顏師古法云、眩與同、今香刀、履火、種瓜樹屠人戮之術是也、本自西域來由、是言之種瓜種植樹生花之事也、蓋漢武時大宛所獻眩人始云。

とある。これが後代鎌倉時代の武家時代に至つて、戦争や治世の傍ら盛大に猿樂がもよほさるるに至り、つひには武人の中にも自ら散更を真似て、猿樂を興業するものすら生じるに至つた。

『太平記』二十三森彦七が事の條に、

曆應三年の春の比、伊豫の國より飛脚到來して不思議の注進あり、その故を委しく尋ねれば、當國の住人大森彦七盛長といふものあり、その心あくまで不敵にして、力尋常の人に勝れたり、誠に血氣の勇者と謂つべし、去ぬる建武三年五月に將軍九州より攻上りし時、新田義貞兵庫湊川にて支へ合戦のありし時、此大森の一族共細川卿律定禪師に従つて手痛く軍をし、楠正成に腹をきらせし者なり、さればその勳功他に異なりとて、數ヶ所の恩賞を賜ひてけり、此の悦に誇つて、一族共、様々の遊宴を盡し、活計しけるが、猿樂はこれ壽齡延年の方なればとて、御堂の庭に棧敷を打つて、舞興を布き種々の風流を盡さんとす(下略)

とある。かかれば猿樂はある時は一般人士の戲遊ともなり、又ある時は自ら散更を演じもつて興行化さるるにも至つたのであつた。されば當時の人士は上下の嫌ひなく散樂に感溺耽溺してその滑稽諧謔に魅惑され眩惑されるに至り、田樂と相呼應して益益盛大となるに至つた。

『新猿樂記』に、

予廿餘年以歷還觀東西二京今夜猿樂見物許之見事は於古今未嘗有、就中呪師、侏儒舞、田樂、傀儡師、唐術、品玉、輪鼓、八ツ玉、獨相撲、獨双六、無骨骨延動、大領之腰支帳、渡舍人之足任、水上專當之取袴、山背大御之指扇、琵琶法師の物語、千株萬歳之酒瀉、飽腹鼓之胸骨、蟾螂舞の頭筋、福廣聖之袈裝顏、妙高尼之襪襟、形勾當之面貌、早職の皮笛となす、崔巍とし欬ち背よりみゆ、熊虎のぼりて掣攫し、猿猱起えて高猿し、怪獸陸梁し、大雀おんまたり、白象行采し、垂舞かんまたり、海麟變じて龍となる。狀蛇々として

もつて蠶々たり、舍利飽々化して仙事となり、蟻蛛を龜となし、水人蛇を弄す、奇幻悠忽熊を角へ形を分ち、刀を呑み、火を吐き、雲香冥地を割して川とし、渦を流して涇を通す。東海王自舞之翁體巫遊之氣裝顔、京童之虛左禮、東人之初原上、况拍子男共之氣色事取、大徳之形勢、都猿樂之態、嗚呼之ぞ莫不、斷腸解頤者也、抑上下不同、輪以下辨矣、百丈高振、神妙之思獨步古今之間、仁南常出、猿遊之庭、必補、樂人之寵、定縁者嗚呼之神也、未出、其詞、解萬人之頤、縣之井戸先生雖、其體骨、詞甚強御時致、充失也、世尊之堂奥達雖受、其天性、詞別多而人爲、欠咳、坂上齋政初冷而終增、興宴、還、横徳高失、膽而未無、秀句、大原菊武此道已不覺也、已、獨榮而敢無、人間愛敬、小野福丸其體甚以非人也、偏乞丐而不、可、衆中一列、近代驚、耳目者、讒四五人而已、以、茲或道俗男女貴賤上下被物、如雨如雲。仍百之丸裸而歸、萬之八犬而去、其朝天陰雨降、結、藥爲、表、割、薦爲、笠、或奢、疑、褻袴、猿、或被、衲、疑、欄、鶴、脛、或戴、疊、髻、臥、深、泥、或著、筵、落、入、堀、川、見、之、嘲笑、之人敢不、可、勝、計、也。

とある。かく藤原明衡氏が當時に於ける散樂のかかる狂的状态を描出せるによれば、いかに散樂雜伎と田樂雜伎とが澎湃として漲りつつあつたかを想像しうると思ふ。されば世道人心が猿樂雜伎・田樂雜伎に魅惑され盡してしまつたと極言しても決して誇張の言ではあるまい。かくて散樂はかかる過程より漸次藝術的價値を高めるに至つて、室町時代に至り、纏て猿樂能を現出するに至るのであるが、田樂の稿にいへると同じ理由から、藝術の殿堂に入る事を中止し、次に散樂雜伎についてその變遷を語らう。

呪師によつて司どらるる幻戲、雜藝の種類は『信西入道の古樂圖』によると、入馬鼓腹の吞馬術・入壺舞・吞

刀・ハツ玉・柳眉逆立・吐火の七種類である。

ハツ玉はハツの玉を宙に投げて落ちるを兩手で綾にとりさばくのであるが、『發心集』に、田樂猿樂などの中に、刀玉といひて危き技するものあり、是をみれば、刀六ツを三人してとるむね、上手なる者をば中に立てて前に向へる者一人、後の方に一人各三つをもちて、前後より我劣らじと早く投ぐるを、中にて前より投るを取りて後へ投げやり、後より投るをば前に投げやる、すべて六つの刀をとかくさばきやるさま、凡夫のしはさとも覺えず、人づてに聞かば信すべくもあらぬことなり」とあればハツ玉以外の刀玉と稱する曲技も亦存在してゐたのであつた。

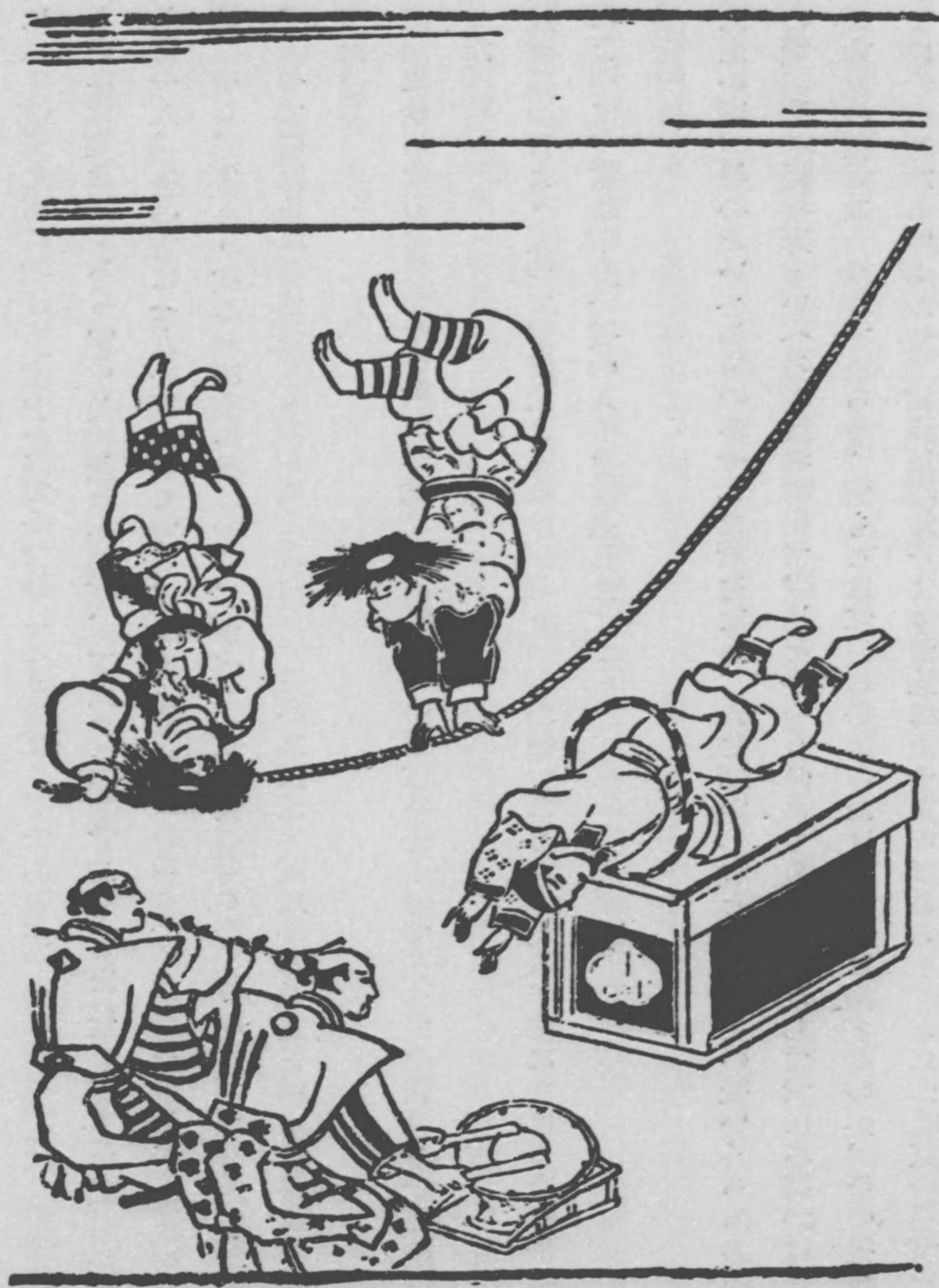
吞刀は二尺に餘る大刀を宛も飴を飲むが如く、易易と口中に飲み去るのであつて、後世も手品師のよく演じた演技であつた。

入馬鼓腹は馬の口より入つて、肛門よりぬけ出るといふ幻戲であるが、元祿年間に於ける鹽谷長次郎は、反對に吞馬術によつて、當時市井一般の人士を眩惑した。

『嬉遊笑覽』に、

元龜天正の頃、果心といへるものあやしき術をなし、人を驚かしむとなむ、その後いくらもあるべけれど、元祿の頃、鹽谷長次郎といへる者觀場に出て、馬を吞やうのめくらましをなして世に名高かけき。

とあれば前説の證となしうるであらう。而もこは江戸に於けるだけの評判に過ぎないが、その後難波に於いて大いにもはやされたといふから、元祿以降江戸より浪速に上つたのであらう、とにかく彼の異常な人氣は元祿



速 飛 猿樂雜伎ノ一種

以降の刊行になる草紙や又は俳諧の取材となつたのにみても、如何に絶大なものであつたかが想像される。

元禄六年『西鶴作置土産』に、

松風琴之亟今年十七、影人形よくつかひ申候中略品玉鹽の長次郎まさりに候。

とあるほか、元禄十五年印本『五ヶ之津餘情男』には、酒のむにもと牛猪にても飲むべしと思はれ、鹽谷長次郎が木戸十二文半の足に相應な手して盃を持ち云々」とあるは、飲むを長次郎に比して嘲笑したのであらう。さらに正徳二年刊『快談諸國物語』に、松田がからくり鹽谷が手づま云云とあるほか『輕口いくよ餅』、『俳諧古道具』等にも長次郎の名がみえてゐるほか、また俳諧にも取材された。

元禄十六年露月選『前句附寶船』に、

前句 曲りくねつたものでこそあれ

附句 劍をのむ不動鹽の谷長治郎

享保二年印本『言水句集』に、

朝霧や富士飲む長次郎 玄 水

この句は目前の山海行路の牛馬を呑む長治郎に比して、今朝霧が眼前の不二山を飲むのが長次郎に似たと形容したのであらう。

以上、鹽谷長次郎の評判によるも呪師の入馬鼓腹といふ幻戯があつたことを否定しえないと思ふ。

入壺舞とは、僅かさし渡し八寸にたらぬ陶器の口よりすると逆立のまま人間がはひり、さらにぬらぬらに

水にぬれて、今度は壺から逆に出るをいふ。

弄枕弄は『唐人會要』散樂雜伎の條に、枕返し・弄枕弄とあれば、やはり散樂雜伎の一種だつたのであらう。
正徳二年『顰草』に、
印本

若き人々よりあひて遊ぶ中に、一人木枕をおほくあつめて、かさねあげ、手にする右左へわたす、人のこのむところよりきる又二ツ手にする、いかほども自由にかへす、こぶしうごかし、かゝるながくだりきりりとまはしなぞして色々のたはむれをする。

と評判さるるをもつてみれば、散樂の雜伎より出たかうした雜藝や雜伎は、やがて民衆の好奇心によつて遊戯の一つにとり入れらるるのであつた。その後枕返しは大津繪の滑稽諧謔と結んでまた一段の精彩を放つに至つた。

寶永二年『傾城反魂香』大津繪節の一齣に、
印本

二人ばかりの小人 枕返しの曲枕をつとり

をつとり ばらばらばらく

うつ波枕敷枕 枕重ねて打ちつ打たれつ

ちりちりにこそ引きにけれ

とある。當時江戸にあつて、すべからく大通をもつて任ずる程の者で枕返しの曲をやらぬものはなかつた。かの松井玄水の如きも最初はこの枕返しの曲をもつて家傳の反魂丹を賣り廣めたのであつた。

柳眉逆立とは、曲藝者兩人或は四人、一人が他の者の肩に兩手をかけて逆立になり、その足の上に立つた男の肩の上に更に一人の者が逆立つのを稱して柳眉逆立といふ。

また散樂雜伎の内に屬する擲倒は、でんぐり返しもいふ。『倭名類聚抄』に、和名賀倍利宇都とある如く、身體を前後に打ち返す技をいふのであつて、これには兩手を突いてでんぐり返るのと、手も足も一切地に觸れず、宙にもんどり打つのと二種ある。後者を宙返りと稱し、後世舊劇の捕物陣などのタテ、でしばしば演出されるに至つた科であつて、この雜伎も後年民衆に移つて遊事さるるに至つた。

『俳諧懷子』に、

とんぼうや程は雲井に宙がへり 重 頼

『温故集』に、

つばくらや何を忘れて宙がへり 乙 由

かく俳諧化せられあるをみれば、宙返りの存在もまた古るい存在であるといへよう。

また同戯の内に屬する車返りは、身を横にして轉り返る毎に手を地に突き、宛もその形状戸車の廻るが如く轉るところより、さう形容せらるるに至つたのであつた。

『教坊記』に、

少頃長竿之尋復去手久之垂手翻身而下。

とあるは杉立といひ、竿にのぼり手を放ち、足を竿にからんで、竿の中段にぶら下るのであつて、呪師より越

後獅子に移り本藝として演じられた。

寛永十一年撰『犬子集』に、

三輪山で杉立するや春霞

延寶八年『鷹筑羽集』に、

獅子舞は大和國にありつきて

みてもみあかぬ三輪の杉立

延寶八年『洛陽集』に、

杉立や赤熊かけたる下紅葉

等、かく多く角兵衛の杉立が俳諧の取材となつてゐるのによれば、越後獅子の本藝であつたといふ筆者の説の
妥當なるを認めうるであらう。この外猿返りといふのがあつた。

『寛永發句帳』に、

さる返りみてや立くるとりのとし

この猿返りの曲は、前後左右に自在に返るところより起つた稱呼で、『東京夢華錄』に、兩々出陣格闘作二奮レ
刀撃刺之態二百端訖一人棄レ刀在就レ地擲レ身、皆著レ地有レ聲、謂三之板落二云云とある。此の板落しは要するに、日
本に於ける宙返り、いふところの筋斗返りの事であらう。

以上續述し來つた散樂雜伎の中呪師の司どる幻戲のほかの曲藝は、演出者より大抵民衆に移つて遊事さるるに

至つたのであつた。

第七章 文字鎖

文字鎖は平安朝時代に行はれた火廻しの遊戯的形式を踏襲したものであるが、幼稚きはまる火廻しの遊法とは異なり、大抵長歌の體をとり、句の終りの文字をとつて、次の句の冠詞となし、五十疊・百疊といひ繼ぐところより文字鎖といはれた。従前行はれた和歌のごとく限られたる字的制限に拘泥さるるところなく、百句・二百句にわたる文脈の中には一貫して脈絡たる詩情を湛へ、全文を珠玉の連珠に綴りなすには、技巧と智能と才藻とを必要とするところにいひ知れぬ興趣を覺え、當時の歌人はこぞつてこの文化的色彩に富んだ文字鎖りの遊戯圈内に駛つたといつても決して誇張の言ではない。されば従來行はれた歌合などの折句の折りには五文字よりなる或る言葉を一文字づつ各句の上に置いて詠み入るるならはしとされてゐたのが、文字鎖の擡頭によつてこれ等の詠題にまで文字鎖が用ひらるるやうになつた。

『古今著聞集』に、

弘徽殿女御の御歌合に、花かししらまゆみといへる文字鎖を歌の句の上にするて、折句の歌によませられける。下略

註。折句は五文字よりなる言葉を一文字づつ短歌の各句の上に置いて、三十一文字を詠むをいふ。假令ば「かきつば

た」が詠題に出たものと假定すれば「か」からころも、きつつなれにし、いましあれば、はるばるきぬる、たびをしぞおもふ」と詠むのを折句といひ、これを一層技巧化したもの、十文字（五句づつ二句）よりなる言葉のうち、五文字を各句の上に据え、別の五文字を歌尾において詠むを香冠折句といふ。たとへば「をののはぎ、みしあきに^二にず、なり^三そます、へしだにあやな、しるしけしきは^一」の如く、「をみなへし」「はなすすき」など四季課題もしくは戀・雜などを詠み入るるをいふ。

かく文字鎖りの擡頭につれて、歌合の詠題まで文字鎖の流行に影響されたのであるから、いかに當時の智識階級の間に根強く瀰漫しつゝあつたかを想像しうる事と思ふ。されば文字鎖のつどゐは平安朝時代の歌合の如く頻繁に行はるるやうになつた。

『夫木集』に、

つらなれば趣をかけて玉章の

文字鎖してかへる雁金

とある。こは建長二年百疊字合の行はれたるをり、そのつどゐに連なつた信實朝臣の詠吟である。この文字鎖が長歌の體にとるものである事は既に前述した如くであるが、これには源氏文字鎖と大内文字鎖りの二式があつた。

道 遙 院 公

源氏文字鎖

源氏のすぐれてやさしきは
よそに見えし箒木は

はかなく消えし桐壺よ
われから音に鳴く空蟬や

やすらふみちの夕がほは
 にほふ末摘む花の香に
 かぜをいとひき花の宴
 柳の枝におくしもは
 須磨のうらみにしづみにし
 たのめしあとの澤標
 みるに關屋のかげうつし
 宿に絶えせぬ松風も
 世は権のはなの露
 かけつつたのむ玉かつら
 ひらく花にまふ胡蝶
 そのなつかしき常夏や
 野分の風にふきまよひ
 花もやつるる藤ばかり
 折柄が枝のほふやと
 なにとてつみし若葉かも

わかむらさきのいろごとに
 にしきとみえし紅葉の賀
 むすびかけたるあふひ草
 花散る里のほととぎす
 忍びて通ふ明石鴻
 しげき蓬生つゆふかみ
 しらぬ繪合せおもしろや
 ものうき空の薄雲よ
 ゆかりもとめし乙女子が
 らふたきはるの初音のひ
 ふかき螢のおもひこそ
 やりみづすずし篝火の
 日かげくもらぬ御幸には
 まきの柱はわすれしを
 とけにし藤のうら葉かな
 もりの柏木ならの葉よ

横笛のねはおもしろや
 くらき夕霧秋ふかみ
 幻の世のほどもなく
 きくも匂ふ兵部卿
 忍ぶはしなる竹川や
 のがれてはてにし椎の本
 はるを忘れぬ早厥も
 やどりとめこし東屋の
 契りのはては蜻蛉を
 はかなかりける夢の浮き橋

やどの鈴蟲聲もうく
 御法をとりし磯のあま
 雲隠れにし夜半の月
 うつろふ紅梅色ふかし
 やそ宇治川の橋姫の
 ともに結びし總角は
 もとのいろなる寄木や
 のりのなもうき舟のうち
 おのがすまひの手ならひは

節會の文字鎖

いじゆぎやうのたち所
 はくばのそをとる時に
 ほのかにたつるびやうぶのまへ
 とりどりおくにはのうち

一條禪閣作

ろくゐのげきのすすむには
 二人の大將まゐるかほ
 へんはじんじやうせんみやうと
 ちひさわらはのおほとねり

りんごのめしにしたがひぬ
 りのかさたちさすひらを
 わうきやうげべんにつきぬるか
 よのためしのくすのうた
 れいせんみやうのさはふこそ
 ねりはからねりめづらしな
 らいはしらいにしものらん
 うぎはみどりにおくへんわ
 式兵部のふだいの
 のんつわもののお
 くらふどふちにしたがふや
 まづからめけるみくしあげ
 ふんじゆくさんべいまたかつこ
 えもいはれぬはしゆつきよにて
 あをちはいろもたぐひなき
 ぎよたいきんぎんけちめみゆ
 めぐればがくぜんたちすすみ

ぬひどのろくのひつたつる
 おすはしやくがみはけるくわ
 かいもんいしのをするよ
 たちがくこそはすみのぼれ
 つぎのぶたふもめかれせね
 ないぜんくうつるししゆひつら
 むかひにこしのたつくぎやう
 わきをわかちて給ふとの
 おりなはないしもてさづく
 ややさしかさすあふぎのひま
 けつてききたるさうこんな
 此のそにあふゆうづへ
 こよひのそに
 だんがはとうくはいつしのお
 さんせちとはまゐるみき
 ゆきをめぐらすあまをとめ
 みきたまへとてめすちよくし

しきのはこをもおくつくゑ
 ひつしやうするはくわんぎよにも
 せちゑいまよりすゑたえす
 式部卿の
 えもんけだかきみよそほひ
 もくろくげんさんはやくだせ
 すべらぎのみよちよもかはらじ
 いづれも此の調の如く、いろは四十八文字の語尾の文字に附合ふのであつて、たとへばい、の字なればいとつけ、はの字なればはとつけ、れの字なればれと附けるのである。この文字鎖に模倣した異風の文字鎖が室町時代に、兒女のすさびとして盛んに行はれた。これは古歌を満座の人人が順順につけ合つて文字鎖となすのであつて、附えざる者を負とする雅遊であつた。

秋の田の刈穂の庵のともあらみ わが衣手はつゆにぬれつつ
 つくばねの峯よりおつるみな川の 戀ぞ積りて淵となりぬる
 うらみわびほさぬ袖だにあるものを うきにたへぬは涙なりけり
 いつはりのなき世なりせばいかばかり 人の心のことは嬉しからまし
 しのぶれどいろに出けりわが戀は ものや想ふと人の問ふまで

この調子にて席順に歌ひ廻すのであつて、この文字鎖は前の文字鎖がいなればいと言ひ續くると異ひ、前掲の如くらゐるれろの語尾の文字に附合ふのであつた。たとへばらの字なればあ、とつけるの字なればう、と附け、れの字なればと、と附け合ふのであつて、韻寒ぎの如く古歌の多くを誦することが必要とされてゐた。

第八章 竹 馬

紙凧と並んで兒童遊戲の雙璧と稱へられたものは竹馬である。『潜確類書』に、所謂兒年五歲、有^(註)鳩車之樂、七歲有^(註)竹馬之歡とあれば、和漢を通じて幼兒の遊具だつたのをいなみえないと思ふ。その始原は詳かでないが高識齋人の『天錄識餘力』に、唐德延爲^(註)朱之漉書記行多不^(註)注。德延作^(註)孩兒爲^(註)、嫩竹馬新蒲以作^(註)鞭。とあれば後漢の德延に依つて創案されたものであらう。わが國への傳來は明確でないが、鎌倉時代には既に兒童の生活圈内にあつて一大勢力となりつつあつた。しかし當時の竹馬は後世の如く二本足のものではなく、葉附の生竹を馬とし、これに手綱をつけて跨るものであつた。元祿十五年複本された『圓光大師本』に圖示せるが如き竹馬の圖が所載されてゐるのによれば、元祿より五百年以前すでに、竹馬の存在してゐたのは否定しえざる事實であつて、その圖様は唐の德延が嫩竹を以て馬とし、新蒲を以て鞭を作る。といへる詩意と全く相似せるものといへう。これが葉附の竹馬であつたといふ事を一層強張しうる故因は、壬生忠見が幼少の時、内裏よりの招命をうけたをり、乗物なければ參殿なし難きよしを奏聞せしところ、然らば竹馬に乗りて參るべきよし、重ねて御諒があつたので、

竹馬はふしがちにしていとよわし

いま夕かげにのりてまゐらん

と奏したといふ『笈草紙』。かくふしがちとことわつてあるのにも、『圓光大師本』の圖様とよく合致すると思ふ。これが鎌倉朝時代にすでに一般世童の遊戲圈内にあつたと斷じうる故因は、『夫木集』に、

竹馬を杖にもいまはたのむかな

わらはあそびをおもひ出でつつ

西 行

とあり、また『新撰六帖』には、

竹馬におきふしなれしそのかみの

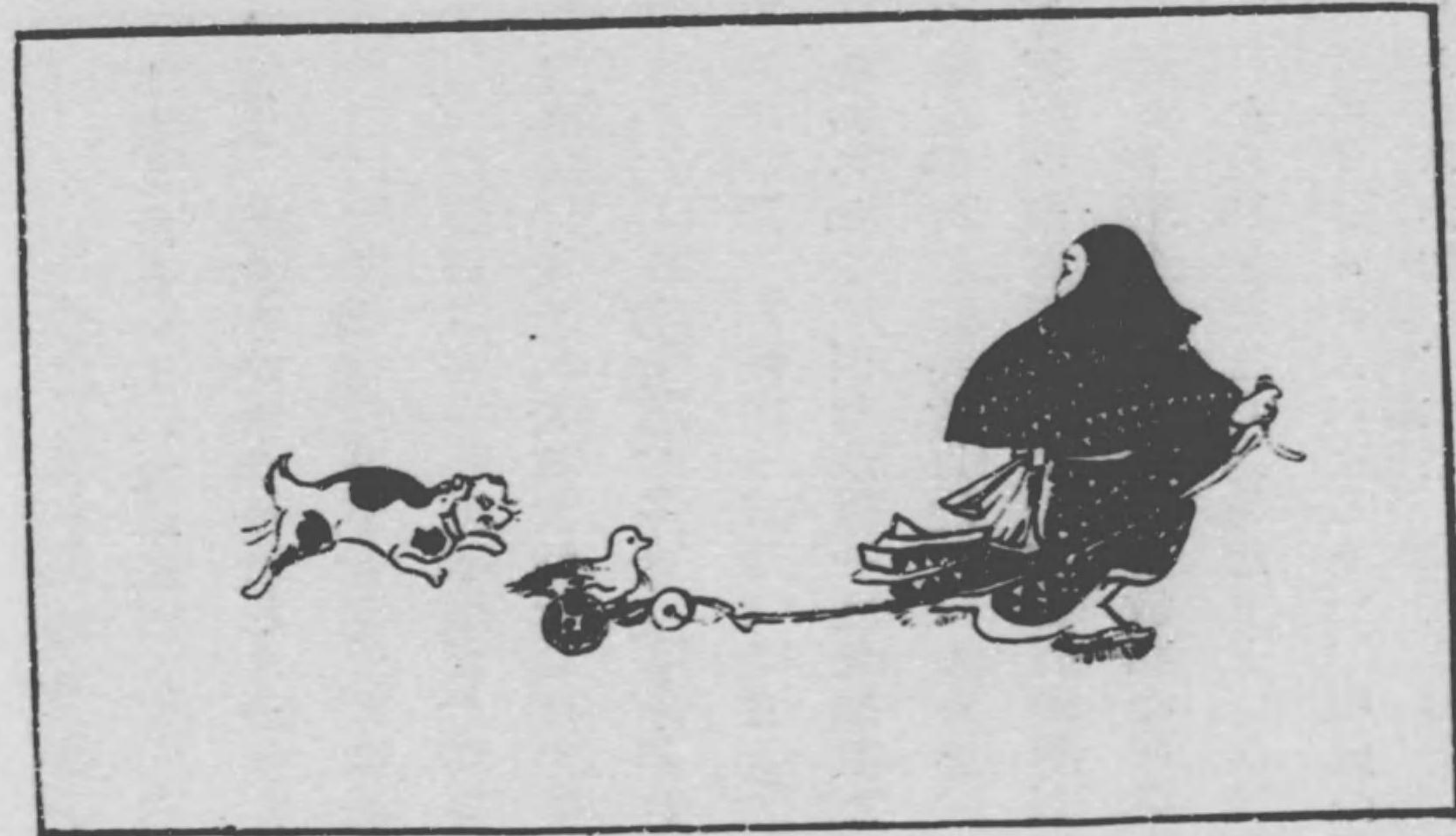
よよは経れども忘れやはする

とある如く、西行法師や九條知家などによつて、和歌の取材となつてゐるのをみても證となしうと思ふ。これを當時代には「竹馬駛り」といひ、かかる戯れをなす年頃の童を「騎竹之年」といつてゐた。これが後年『太平記』の筆者によつて、補正行の竹馬駛りを描寫せしむるに至つた。『太平記』に、

正行父の遺言、母の教訓心に染み、肝に銘じつつ、ある時は童部共を打ちたふし、頸を獲る眞似して、これは朝敵をとらふるなりといひ、ある時は、竹馬にまたがつて、將軍を追ひかけるなどいひて、はかなき手ずさみの末に至るまで、唯此の事のみを業とせる心の中これ恐しけれ。

とあるが如く、元寇・建武の頃兒童の遊戲圈内に命脈が保たれつつあつたのは事實であつた。

註。鳩車は『潜確類書』に、兒年五歳の樂しみありといはるる如く、もと漢土の製であつた。鳩車の高さは二寸二分。



鳩車『直文中文繪繪卷』より抄出

長さ三寸・輪各二寸二分にして、兩輪の間に鳩の形に鳩を据えつけるのは、鳩をしてこれを牽く兒に負はしめるのであつて、もこの禽は背に一子を負ふより、母道均一にかたちどつて、もてあそぶるに至つた。わが國への傳來は詳かでないが、平安朝時代にはとくすでに兒童の遊戯園内にあつたのであつた。何故ならば直幹申文の繪卷物に所載さるる五歳ぐらゐの幼兒が鳩車を曳いてゐる構想は、非常に古るい風俗であつて、その髮形は末廣がりの扇形にて、扇のあたりにゆらゆらと波打つてゐる。この風俗は確かに平安朝初季の風俗であるに異ひない。『源氏物語』若紫の卷、源氏の君虛祈禱の爲めに、北山の坊に至りし時。紫の上はじめて垣間見玉ふところに、「きよげなるおとなふたり、さてはわらべぞいであそぶなかに、十ばかりにやあらんとみえて、しろききぬやまぶきなどのなれたるきて、はしり来る（中略）かみは扇をひろげたるやうにゆらゆらとしてかほいとあかくすりなしたてり」とあれば、直幹申文の繪卷にある繪様と全く同一であるから、平安朝の初期時代には鳩車は兒童の専遊具として存在してゐたのであらう。鳩は由來靈鳥の一種で、鳩に三枝の禮ありといはれ、仔鳥は親鳥より上の枝には決して棲らないといはれ、鳩の玩具をもたしておく、決して他人の玩具を慾しがらないといはれる。

これが室町時代の末期に至つて、葉附の生竹に誇り、手綱をとつて新蒲を鞭とする風習より、後世に於ける如く二本足の竹馬に誇る傾向となつた。室町家頃の書『福富草子』には、童の持ちたる竹馬の圖が所載されてゐるが、しかしそれは竹づくりではなく、木を削つてつくつたもののやうである。これが徳川氏の初期時代に至つて、漸次竹節のあるものが用ひられるに至り、乗り馴れるに従つて一節を一段とし、漸次數段の高きに乗るやうになつたのであるが、初期時代には同じく葉附の竹馬が用ひられた。

『續山井』に、

はねちらす篠はこ雪の竹馬哉

如貞

『俳諧懷中』に、

若竹の馬づれやみな懷中子

とあるほか、『醍醐隨筆』には、劉木作刀紙以作旗、揚々竹馬著鞭騎、兒童安習陣勝陣、斯亦安中不安危。とある。が如く戰國の餘風未だ全くをさまらざる時代にあつては、徒らに合戦ごつこにも利用されたのであつた、また京山百樹の『蜘蛛の糸卷』には、「寛文の頃は十五、六の娘、竹馬に乗りて遊びし。」とあるが、かかる殺伐の風習はいづれも一時的奇現象に過ぎず、所詮永續性はなかつた。

これが元祿以降の奢侈淫蕩たる時代となり、すべての風俗が極端な美的傾向に駛るやうになつて、兒童の遊戯形式にまで一大變革が起ることとなつた。

竹馬のごときも此の頃より一革新をなし、往古の如き粗糲なる風習は全く廢れ、『江戸錦』にみるが如く、立派



な玩具形體を具へるに至つた。かくて文化・文物の進展にもなひ、ますます美巧化し、文化頃の書『夢の浮橋』といふ、深川八幡祭禮のもよほしを記録せる中に、竹馬のつくりものを圖示し、その詞書に「競馬四人」と題して「誠に乘たるがごとく、馬のかけひきおかしみあり。このねりものものつづき、八幡の神事かとおもへば、けばは加茂の神事ではないかと、とがむれば、それだから埒のあまい。」とある。當時の兒童生活の一端を知るよすがには少なくともなることと思ふ。

とにかく竹馬の面目は元祿以降まったく更改一新されて、木彫の馬首に漆をもつて塗り、鬣はげをつけ、金銀の箔を用ひてこれを彩り、縮の馬袴に、紫縮緬の手綱をつけ、駒尻には戸車を作りつけて、駒がけに便するなど、美しく、贅ぜいつくして、至れり盡せりの觀あるに至つた。

一説に、現在東京近在にいまだ命脈を保つてゐる竹馬は、文政年間、京の呉服商が、呉服の大包を背負つて、日本橋にさしかかれる折柄、盛夏の事とて酷く僻易して橋欄に倚つて憩し折り、折よく通りかかつた竹賣りを見つげ、これと呼びとめ竹を買ひ求めて、竹馬のその如く竹組なし、これに背の荷物を乗せて、一呼吸ついたのに始まるといふが、すでに室町家頃の書『福富草子』に、二本足の竹馬が圖示されてゐるのであるから、この説は妥當でないと思ふ。

第九章 手鞠會

羽子板と竝んで兒女の屋外遊戯の雙璧と稱へられたものは手鞠であつた。手鞠はもと蹴鞠より轉じて手鞠としての弾力ある一新生面を開拓したもので、賀茂真淵の『冠辭考』比慶利菟玖波の條に、手まりつくにひふみよ云といへるは古き世よりの事なるべし、といへる如く一二をつくといふことは、鎌倉時代にはすでに存在してゐた。『源平盛衰記』三十四に、「兵衛佐殿子息左衛門督頼家の末少く十萬殿と申ける時、まねき寄せ給ひて、あの知康は九重第一の手鼓と一二の上手と聞く、これにて鼓と一二とあるべしといへとて、手鼓に砂金十二兩取り添へて奉り給たれば、十萬殿これを持つて、簾中より出て、知康にたびて一二と鼓とあるべしと勵め給ければ、知康畏まつて賜て、先づ鼓を取て始めにはゐながら打けるが、後には跪き直垂を肩抜いで様々打ちて、結局は座を起つて十六間の侍を打廻りて柱の本ことに無盡の手を踊躍らし、宛轉たり、腰を廻し肩を廻して打たりければ、女房男房心を澄し落涙するものも多かりけり、その後又十二兩の金を取て云、砂金は我國の重寶なり、輒く争か玉に取べきと申て、懐中するままに庭上に走り下りて、同じ程なる石を四とり持て、目より下にて片手を以て數百千の一二を突き左右の手にて數百萬をつき様様亂舞してをうを聲を擧げてよく一時突いたりければ、その座にありける大名小名、興に入りてゑつぼの會なりけり」と鼓判官と異名された知康の藝能によつて知らるる如く、

一二をつく戲事は、右府頼朝の時代にはすでに存在してゐたのであつた。しかしこは單に小石などによる戲事であつて、手鞠の遊法とは相反し、寧ろ手玉の前身なるかの感があつた。手鞠の名は『石清水物語』七月の條に、中納言が官の御方にまわり東の對におはしまして、さし覗かれしところ、若き雅兒だちが手鞠突き給ひを御覽せられて、みだりがはしく思召され、几丁などの陰を遣よひたまひし事がみえてゐるから、手鞠の習性たる弾力性に富んだ一面ははやくもこの頃みとめられて、鞠突き遊びが存在してゐたのは事實であつた。しかし當時代に於ける手鞠は『石清水物語』にある如く、女兒の専用具として獨占されてゐたのではなく、男兒も亦等しく手鞠を翫んだのであつた。従つて當時代にあつては、禁中もしくは鎌倉幕府などにては幻齡の主君があまさるる折りなぞ、あだかも蹴鞠の如き式法を設けて、男兒混交手鞠會なるものが盛んにいとなまれた。

『東鑑』貞應二年の條に、

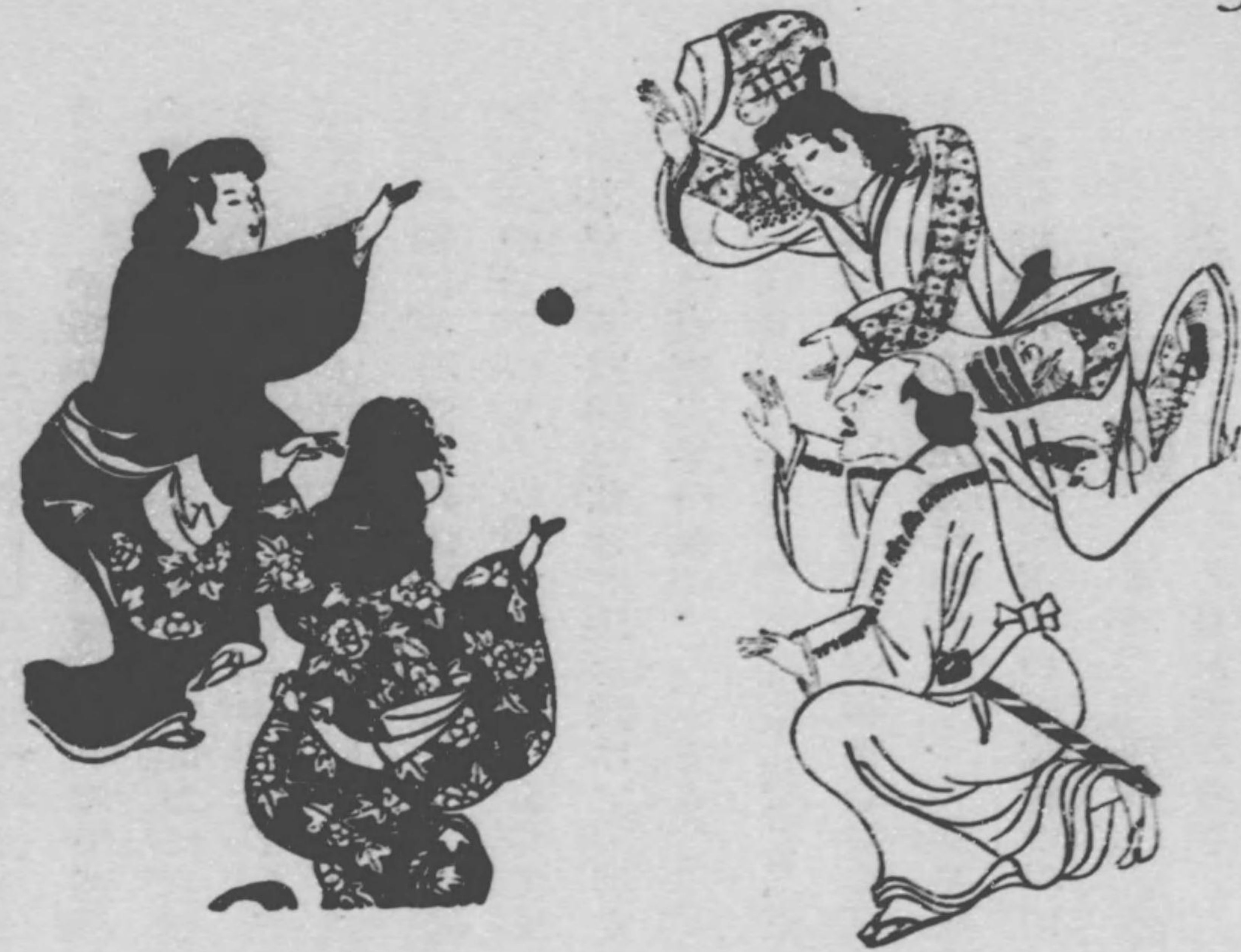
正月二日、於若君お方、有手鞠の會、正月十三日若君出御南殿、有手鞠、同三日若君出御西御堂、有手鞠。とある如く、手鞠會の名目が存在してゐたのは事實であるといへよう。思ふにこの手鞠會なるものは、男・女兒混交して右方・左方にわかれて、手唄を投げあつたのであらう。

はるか後代(寛永初年頃)の手鞠會の唄に、

おかんかん かがさまちや

おけささん こぬかがおちる

なんととおちよ ささしちく竹



『骨董集』所載 手鞠會

向ふの向ふの 格子づくりの
おでめさまで おおわたし
申うす……す。

で、向ひの組に右方の一人より手鞠を擲げると、左方の一人がその鞠を受けとつて、

受けとつた 受けとつた

受けとつた 大事のお鞠を受けとつた

ああ受けとつた 蝶や花やおそだて申し

おかへし申して 今夜のばんから

紙もいらすみ 絹絲三筋

お馬が三疋 お駕籠が三丁

のりかへひきかへ 向ふの向ふの

格子づくりの 柳のれんの さんまアで

おおわたしましょ……う……う。

と投げ返すのであつた。以上は單にかかる遊法に基づいて、鎌倉時代の手鞠會が行はれたのではなからうかと



寛永頃の風俗立鞠『骨董集』所載

いふ想像にとどまるのであるが、寛永・正保頃の一般市井に於ける手鞠會は上掲の如き遊法によつて行はれた。かくてはるか後代の正保・慶安の頃にはひつて、手鞠突きが浮世繪師の取材となる頃になると、

落ちて又あがれ手まりの花の露

かず多くつくや手まりの花の庭

親重 一正

と、俳諧にもてあそばれた如く、女子たちは庭前や門外に於いて立まり、あるひは跪まづき鞠なぞして遊ぶ傾向となつたが、その頃は概して下に突くといふよりも寧ろ手玉の遊法の如く、上に突くのであつた。

つるつると出る月を 松の枝でかくした
いざさらばきりてもちすよヤレ 松の下枝チラシ
んと突あげ

きりりとまはりまはりみて ひとこそゆかしけれ

この鞠唄は『大幣』といふ小唄の草紙に出てゐるもので、此の歌謡によると手鞠があだかも蹴鞠の如き感じをもつことに想倒するであらう。しかしはるか後代に至り、鞠唄の發達につれて、方今の如く手鞠を突くやうになつた。

ひとつとやー ひとよあくればにぎやかに
にぎやかに かアさり立てたる松飾ーマツカザリー